

第四次和光市総合振興計画基本構想中間見直し（素案）

② 第2部第4章（施策内容修正シート）

2015年11月

（全員協議会資料）

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	駅北口土地区画整理事業事務所	関係課名	都市整備課
-------	----------------	------	-------

### 1. 施策名

No.	中心市街地にふさわしい駅北口周辺の整備
1	

### 2. 施策の目的

和光市駅北口周辺の計画的な市街地形成を推進し、安全な歩行空間の確保、防災性の向上など、安全で暮らしやすいまちづくりを進めます。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

駅北口周辺は、駅へのアクセスとしての生活道路の整備が十分でなく、通勤、通学時において安全が確保されているとはいえません。また、駅前広場もバスやタクシーなどの公共交通機関の乗降スペースが狭く、歩行者と車両が交錯している状態です。

市民意識調査でも、市街地整備の満足度は、南地域の42.4%に対して、北地域は35%と低く、さらに、市民まちづくり討議会や市民提案でも、駅北口の早期整備が望まれています。

平成18年に現在の駅北口土地区画整理事業施行地区（優先施行地区）約11.3haを定め、平成20年12月に事業計画を決定し、事業を推進しています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

平成25年8月に、駅北口土地区画整理事業仮換地指定を行いました。

### 4. 課題

駅北口周辺は南口と比べて、駅前広場や都市計画道路が未整備なことから、商業集積や土地の有効利用が停滞しており、駅前の魅力と安全性を向上させる必要があります。

また、駅北口周辺は、宅地の無秩序な開発や建物の老朽化により、防災性の低下も懸念されており、良好な市街地の形成が求められています。

駅北口土地区画整理事業については、市の北側だけの課題ではなく、全体の課題とし、最重要課題として積極的に取り組むことが必要です。

【イラスト】駅北口土地区画整理事業完成イメージ

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	駅北口周辺の安全で快適な都市空間の確保
------	---------------------

課題解決の考え方	体系的な道路網による歩行者の安全の確保
解決に向けた取組	道路・公園・駅前広場の整備

課題解決の考え方	住環境と防災性の向上
解決に向けた取組	良好な商業地・住宅地の形成

### 6. 取組内容

①	道路・公園・駅前広場の整備
駅前広場や都市計画道路などの公共施設の整備を積極的に進め、歩行者等の安全性を高めま	

す。  
また、駅前広場については、市民参加を取り入れ、周辺駅前商業地区などの魅力を高めるよう整備します。さらに、事業の推進に当たっては、民間の経営感覚を取り入れながら進めます。

②	良好な商業地・住宅地の形成
土地区画整理事業により、地域の防災性を向上させ、魅力ある住宅地を形成します。また、地区計画*1を活用し、良好な住環境と景観の維持・保全を進めます。	

\*1 地区計画とは、地区の土地利用と個々の建築物との調和を図り、地域の特性を生かした総合的なまちづくりを行うため、地区の特性に応じた規制・誘導を行うことができるよう、住民の合意により、その地域の細街路、小公園の計画、建築物の壁面後退・用途・形態などについて、制限すること。

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
駅北口土地区画整理事業の整備率（%）	0	100	指標説明：使用収益開始済面積*2/仮換地*3指定面積 参考資料：駅北口土地区画整理事業事業計画書

\*2 使用収益開始済面積とは、建物、工作物などの移転や道路、公園等の工事により、仮換地が従前と同様の土地利用ができる状態となった面積のこと。

\*3 仮換地とは、土地区画整理事業において、工事のため必要がある場合など、従前の宅地に代えて仮に使用し、収益することができる一定の土地のこと。

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	都市整備課	関係課名	
-------	-------	------	--

地区計画を活用し、産業拠点として適切な土地利用の規制・誘導を行うとともに、隣接する地域の生活環境に配慮した良好な環境の形成を図ります。

### 1. 施策名

No.	
2	交通の利便性を生かした産業拠点の整備

③	関係機関との連携による都市基盤整備
新産業・物流業務地区として魅力を高めるため、関係機関や和光理研インキュベーションプラザと連携して、都市基盤整備を進めます。	

### 2. 施策の目的

東京外かく環状道路などの優れた交通条件を生かし、和光北インター地域に先端的な研究・開発施設及び物流関連施設等の新たな産業拠点を整備します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

和光北インター地域土地地区画整理事業は、新産業・物流業務地区の創出に向け、平成21年12月に事業認可を取得し、施行を開始しました。  
市民からは、早期整備を望む声が多くなっています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

**和光北インター地域土地地区画整理事業は、平成25年から工事着手し、平成27年度には造成工事が完了します。**

### 4. 課題

新産業・物流業務地区として整備を進めるため、企業誘致を進める関係機関や和光理研インキュベーションプラザとの連携を図ることが必要です。  
土地地区画整理事業による新たな産業拠点の整備に当たっては、近隣住民の生活環境に配慮する必要があります。

【地図】和光北インター地域土地地区画整理位置図

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	優れた交通条件を生かした産業拠点の整備
------	---------------------

課題解決の考え方	土地地区画整理事業と地区計画による都市整備基盤整備
解決に向けた取組	①有効な土地活用の推進
	②地区計画の活用による良好な環境形成
	③関係機関との連携による都市基盤整備

### 6. 取組内容

①	有効な土地活用の推進
事業主体の土地地区画整理組合に対して技術支援などを行いながら、計画的な整備を行い、産業拠点としての有効な土地活用を推進します。	

②	地区計画の活用による良好な環境形成
---	-------------------

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
和光北インター地域土地地区画整理事業整備率（%）	40.5	—	指標説明：使用収益開始済面積／仮換地指定面積 参考資料：和光北インター地域地区画整理事業事業計画書

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	都市整備課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	良好な景観形成の推進
3	

### 2. 施策の目的

まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を形成し次世代に引き継ぐことにより、まちへの愛着や誇りを育みます。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、人口増加による都市化の進行に伴い、緑や良好な景観など快適な生活環境が失われつつあります。市民提案でも、景観を損ねる派手な看板や建物への規制が必要という意見があるなど市の景観に対する市民意識が高まっています。

本市では、県の景観条例に基づく景観の規制誘導を行ってきましたが、平成22年4月からは、市独自の景観条例及び景観計画を施行し、今後は、同条例計画に基づき、景観の規制誘導を進めていきます。

#### 3-2. 平成27年度の現状

**和光市景観計画に基づき景観10選を定めるとともに、新倉ふるさと民家園を景観重要建造物に指定しました。**

### 4. 課題

快適な生活環境を維持するためには、都市と自然の調和を図り、地域コミュニティ活動などを生かしたまちづくりが必要です。

良好な景観を形成するためには、市民、事業者及び行政の協働による景観づくりが求められています。また、地域の景観を損ねている既存の建物などについては、その対応が求められています。

**【写真】良好な景観が形成された風景（みどりの木かげ道）**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	都市と自然の調和のとれた良好な景観形成
------	---------------------

課題解決の考え方	都市化に対応した良好な景観形成の推進
解決に向けた取組	①地域性豊かな景観の形成
	②都市と自然との調和を大切にする景観の形成
	③生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観の形成
	④市民生活及び産業活動の活性化に資する景観の形成

課題解決の考え方	景観形成に係る関係者との役割分担
----------	------------------

解決に向けた取組	⑤市民、事業者及び行政の三者の協議による景観の形成
----------	---------------------------

### 6. 取組内容

①	地域性豊かな景観の形成
市独自の景観条例・景観計画に基づき、本市の特長を生かした良好な景観が形成されるように誘導します。	

②	都市と自然との調和を大切にする景観の形成
変化に富んだ地形の上にそれぞれの地域の個性的なまちなみの形成を図りながら、都市と自然との調和を大切にする景観づくりを推進します。	

③	生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観の形成
地域でのコミュニティ活動や地域文化の保存活動、学習活動などを通じて、特徴的な自然や史跡、文化財などの歴史的な資源を継承する景観づくりを推進します。	

④	市民生活及び産業活動の活性化に資する景観の形成
潤いのある豊かな生活環境の形成や産業の振興に寄与し、市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくりを推進します。	

⑤	市民、事業者及び行政の三者の協議による景観の形成
地域での景観づくりの輪を広げ、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、三者の協働による景観づくりを推進します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市景観計画に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数(件)	1	2	参考資料：景観計画
市景観計画に基づく景観重要樹木の指定本数(本)	0	1	

#### 【地図】景観軸\*1と景観拠点\*2

- \*1 景観軸とは、景観の形成において主要となる軸のこと。
- \*2 景観拠点とは、景観の形成において主要となる拠点のこと。



## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	都市整備課	関係課名	
-------	-------	------	--

画整理事業による計画的な整備を行うとともに、地区計画を活用した住宅地として良好な居住環境を形成します。

### 1. 施策名

No.	良好な居住環境の形成
4	

②	住宅市街地総合整備事業の推進
西大和団地の再生に向けた事業を支援するとともに、市役所周辺の公共公益施設の計画的な整備を推進します。	

### 2. 施策の目的

安心と安らぎを感じ、本市に長く住み続けたいと思うよう、計画的な土地整備を行い、良好な居住環境を形成します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

計画的な住宅整備を行い、良好で災害に強い住宅地を形成するため、市内3地区で組合施行による土地区画整理事業を進めています。

平成22年3月31日現在の事業費ベースの事業の進捗状況は、中央第二谷中土地区画整理事業で86%、越後山土地区画整理事業で25%となっています。また、整備率は、中央第二谷中土地区画整理事業は、61.1%、越後山土地区画整理事業は、40.2%となっています。なお、白子三丁目中央土地区画整理事業は、平成21年11月に事業認可を取得し事業を進めています。

市民意識調査では、「快適な住宅地が整備されている」という項目についての満足度が37.1%と低い水準にとどまっており、3地区の早期整備を推進し良好な居住環境を提供することが望まれています。

また、国道254号から南側の和光樹林公園にかけては、市役所・児童センター・保育園・学校等の公共公益施設、住宅団地などにより構成された整った土地利用となっており、市の行政・文化機能の中核として、シンボリックなゾーンとなっていることから、より一層の機能の充実と良好な住宅市街地の形成が期待されています。

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
中央第二谷中土地区画整理事業整備率 (%)	95.2	—	指標説明：使用収益の開始済面積／仮換地指定面積 参考資料：土地区画整理事業事業計画書
越後山土地区画整理事業整備率 (%)	49.0	—	指標説明：使用収益の開始済面積／仮換地指定面積 参考資料：土地区画整理事業事業計画書
白子三丁目中央土地区画整理事業整備率 (%)	0	—	指標説明：使用収益の開始済面積／仮換地指定面積 参考資料：土地区画整理事業事業計画書

### 3-2. 平成27年度の現状

平成27年3月31日現在の事業費ベースの進捗状況は、中央第二谷中土地区画整理事業で約98%、越後山土地区画整理事業で約57%、白子三丁目中央土地区画整理事業で約45%となっています。

### 4. 課題

土地区画整理事業を地域との協力により進めていくことが求められています。また、老朽化した西大和団地の居住環境の改善が求められています。

【地図】土地区画整理事業区域図

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	安心と安らぎを与える快適な居住環境の維持
------	----------------------

課題解決の考え方	計画的な市街地整備と利用促進
解決に向けた取組	①快適な住宅地としての土地利用
	②住宅市街地総合整備事業の推進

### 6. 取組内容

①	快適な住宅地としての土地利用
中央第二谷中土地区画整理事業、越後山土地区画整理事業、白子三丁目中央土地区画整理事業の3地区について、事業主体の土地区画整理組合に対して技術支援等を行いながら、土地	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	建築課	関係課名	都市整備課
-------	-----	------	-------

### 1. 施策名

No.	5	安心して暮らせるまちづくりの推進
5		

### 2. 施策の目的

市民、事業者及び行政が協働でまちづくりを進めるとともに、安全に住める**宅地・建物**を増やし、**住みやすく**安心して暮らせるまちにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

平成19年7月にまちづくり条例を施行し、市民、事業者及び行政との協働により安全・安心で快適な活力のあるまちづくりを進めています。特に、事業者が行う開発行為等については、協定の締結基準や開発許可の基準を設け、秩序あるまちづくりに努めていますが、開発行為等の計画によって事業者と近隣住民などとの紛争が発生しています。  
市内建築物の耐震化については、土地区画整理事業区域外では古い住宅の建替えを含めた耐震化が進んでいない状況です。

#### 3-2. 平成27年度の現状

**築30年を経過する市内分譲マンションは、65棟となり、全体の約4割になります。平成26年度に和光市分譲マンション問題検討市民委員会を立ち上げ、今後建物の老朽化が及ぼす問題について、行政がどのように関わるかを話し合っています。**

### 4. 課題

地区まちづくり協議会の認定や建築協定の締結など地区住民主体のまちづくりに関する制度が市民に十分に浸透していないため、制度の周知を図る必要があります。また、開発行為等の計画によって発生する事業者と近隣住民などとの紛争への対応が求められています。  
さらに、建築物の耐震化についても、その必要性が市民に浸透していないため、市の助成制度などについて、情報提供を図る必要があります。  
**また、分譲マンションについては、建物の老朽化に対し、適正な資金計画、施設の維持管理等が必要になります。**

#### 【イラスト】

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	住民主体の安心して暮らせるまちづくりの実現
------	-----------------------

課題解決の考え方	まちづくりに関する市民の理解の醸成
解決に向けた取組	①市民主体のまちづくりに関する情報の提供

課題解決の考え方	開発行為等に伴う関係調整
解決に向けた取組	②紛争の予防と調整の制度の充実

課題解決の考え方	住宅の安全性の向上
解決に向けた取組	③住宅の耐震化の支援
解決に向けた取組	<b>④住宅の分譲マンションの支援</b>

課題解決の考え方	<b>住宅ストックの形成</b>
解決に向けた取組	<b>⑤バランスの良い住宅ストックの形成</b>

### 6. 取組内容

①	市民主体のまちづくりに関する情報の提供
地区住民が地区まちづくり協議会や建築協定の締結などのまちづくりに関する制度について十分理解できるよう、広報紙や市ホームページなどによる情報提供のほか、自治会の集会等での勉強会や説明会を通じて、周知を図ります。	

②	紛争の予防と調整の制度の充実
紛争当事者の申出に応じ、相談やあっせんなどを行い、迅速かつ適正な解決を図ります。	

③	住宅の耐震化の支援
無料耐震診断や耐震化への助成などを行います。また、耐震化の必要性など耐震化の情報について、広報紙や市ホームページなどにより周知を図ります。	

④	分譲マンションの支援
<b>分譲マンション問題について、意見交換会の場や相談窓口業務等を設け、管理組合、居住者と行政の意思の疎通を図ります。</b>	

⑤	バランスの良い住宅ストックの形成
不足しているファミリータイプの住宅の供給を計ります。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値		目標値		備考
	H26	H32	H26	H32	
まちづくり条例に基づく協定締結数（累計）	164	290			指標説明：まちづくり条例適用対象の申請手続は平成19年7月1日から開始されました。
市内住宅診断・改修助成件数（累計）	戸建て住宅	診断	69	105	指標説明：平成20年度からの耐震助成累計件数 参考資料：既存建築物耐震改修促進計画 ※国の政策に基づき平成27年度完了の計画を平成32年度まで延長します。
		改修	31	49	
	分譲マンション	診断	5	11	
		改修	0	1	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	道路安全課	関係課名	都市整備課
-------	-------	------	-------

### 1. 施策名

No.	安全で快適な道路の整備
6	

### 2. 施策の目的

市民の目線に合わせた道路の整備と歩道の段差解消を行い、市民が安心して歩けるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は、狭あい道路が多く、歩行者のすれ違いができないなど、幼児、高齢者等に安全な歩行空間の整備が遅れています。また、歩道と車道の段差があり、通行の障害となっています。市民提案でも、道路に関する提案のうち6割近くが歩道の整備を訴えています。

このことから、平成19年に中長期的な展望に立った計画的な道路整備を推進するため、道路整備実施計画を策定しています。また、和光市駅南口広場については、駅利用者にとって公共交通を利用しやすい環境を整えるよう、整備を進めています。

市の北側の地域については、土地区画整理区域でもあり、今後は宅地整備と一体となった道路整備が求められています。

また、市では、市民ボランティアによる道路清掃や花壇の整備など、協働による管理を行っています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

市道に隣接している土地の情報を収集し、取得可能な路線については、積極的に交渉しています。

市道の路面性状調査等を実施し、支持力や劣化度等のデータにより、効率的かつ計画的な舗装の維持修繕に努めています。

### 4. 課題

道路整備実施計画に基づく拡幅整備では、地権者の合意形成などを進めていくことが必要です。

交通量の増加により、市道の劣化の進行が速まっています。

国道や県道については危険箇所が多く、歩行者の安全性が確保されていない箇所があることから、改善していくことが求められています。

【グラフ】削除 → 【写真】市道475号線改良工事前・後

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民の目線に合わせた道路整備と歩行空間の確保
------	------------------------

課題解決の考え方	安全で快適な道路整備
解決に向けた取組	①計画的な道路整備の推進
	②環境に配慮した道路の整備
	③駅南口周辺の整備・維持管理

課題解決の考え方	歩行者の安全の確保
解決に向けた取組	④歩道の拡幅整備・バリアフリー化の推進
	⑤狭あい道路の歩行者の安全性確保

### 6. 取組内容

①	計画的な道路整備の推進
道路整備実施計画に基づき <u>つつ</u> 、状況に応じて、 <u>柔軟に</u> 整備を進めていきます。また、 <u>計画的かつ効率的な</u> 道路補修など適切な道路・水路の維持管理を行っていきます。	

②	環境に配慮した道路の整備
<u>環境保全技術による市道舗装補修工事を実施し、温室効果ガスの抑制を図ります。</u>	

③	駅南口周辺の整備・維持管理
中心市街地としての賑わいあるまちづくりを進めるため、駅南口周辺の適切な整備・維持管理を行っていきます。	

④	歩道の拡幅整備・バリアフリー化*1の推進
歩道の拡幅整備や段差の解消などで、 <u>交通弱者</u> にやさしい歩 <u>車</u> 道の整備を図ります。また、同時に国道や県道についても、歩道未整備箇所があることから、歩行者の安全が図れるよう関係機関に対し、要望を行います。	

⑤	狭あい道路の歩行者の安全性確保
自動車中心の道路整備から歩行者中心の道路整備を行っていきます。また、国道や県道につながる市道の歩行者の安全性を確保します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
<u>優先整備路線における改良実施路線数(路線)</u>	14	44	指標説明： <u>優先整備路線総数 44路線</u>
<u>緊急輸送路線のひび割れ率35%占有率(%)</u>	11(H27)	0	指標説明： <u>レーザーにより機械的にひび割れを測定し数値化</u>

\*1 バリアフリーとは、障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方のこと。道路の段差をなくしたり、階段の代わりにゆるやかな坂道を造ったりするのがその例である。

## 施策内容修正シート（別紙１）

主担当課名	道路安全課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	交通安全対策の推進
7	

### 2. 施策の目的

道路利用者の交通安全に対する意識を高め、安全に通行できる道路環境を整備します。
---

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>本市は、警察との連携により信号機の設置や路面標示などの交通安全施設の整備を行っています。</p> <p>また、市内企業や交通関係団体の協力を得ながら、小学校新入学児童に対する交通安全教育活動や交通安全啓発活動に取り組んでいます。しかしながら、県内の類似団体と比べて、市民1,000人当たりの交通事故件数が多くなっています。</p> <p>また、和光市駅周辺における放置自転車が後を絶たず、通行する自転車や歩行者にとって、危険な状況となっています。</p>
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<u>街路灯のLED化や、駅周辺自転車駐車場の整備、また、平成28年度に開校予定の下新倉小学校の交通安全対策が求められています。</u>
--

### 4. 課題

<p>交通事故については、高齢者や自転車の事故が多くなっており、国道、県道などの交通量が多い道路における事故が多くなっています。</p> <p>また、駅周辺における放置自転車の問題については、利用者のモラルの向上が必要です。</p>
--

**【写真】 放置自転車の状況・【写真】 放置自転車撤去後の状況**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	交通安全意識の向上と安全対策
------	----------------

課題解決の考え方	交通安全意識の醸成
解決に向けた取組	①交通安全意識の啓発

課題解決の考え方	関係機関との連携による交通事故の抑制
解決に向けた取組	②交通安全施設の整備

課題解決の考え方	駅周辺の通行環境の改善
解決に向けた取組	③放置自転車対策の推進

### 6. 取組内容

①	交通安全意識の啓発
小学校における交通安全教育を行うとともに、自転車利用者や高齢者への啓発活動を進めます。	

②	交通安全施設の整備
警察、国道・県道管理者及び市の三者による道路診断を行い、事故の原因を把握し、事故の再発防止を図ります。また、防護柵、反射鏡などの交通安全施設の整備・維持管理を行います。 <u>さらに、長期的なコスト削減のため、街路灯のLED化による費用対効果等の研究・検討を進めます。</u>	

③	放置自転車対策の推進
駅周辺の自転車等放置禁止区域の周知に努めるとともに、自転車などを定期的に撤去し、駅周辺の交通事故防止のための環境を整備します。また、駅周辺に自転車駐輪場を <u>整備</u> し、放置自転車対策を進めます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市内の人身事故発生件数（件）	<u>322</u>	280	参考資料：交通事故統計資料（県警本部）
交通事故死傷者数（人）	<u>374</u>	340	参考資料：交通事故統計資料（県警本部）
放置自転車撤去数（台）	<u>1230</u>	<u>1,000</u>	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	都市整備課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	都市計画道路の整備
8	

### 2. 施策の目的

広域的な交通需要に対応できるよう、効率的な道路網を形成することで、市民の利便性を向上します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

市民の利便性の向上を目指し、都市計画道路\*1を計画的に整備してきたことにより、整備率は、平成21年度末時点で70%となり、県内の他自治体に比べて高くなっています。また、諏訪越四ツ木線跨線橋\*2については、平成21年6月に事業認可を取得し整備を進めていますが、土地区画整理事業区域外の都市計画道路については、整備が進んでいません。市民意識調査では、道路・公共交通への不満の回答がやや多く、特に南地域に比べて北地域の不満が多くなっています。

- \*1 都市計画道路とは、機能的な都市活動の確保や都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定された、都市形成の骨格をなす道路のこと。
- \*2 跨線橋とは、道路と鉄道の線路を立体交差化して、線路をまたぐように架けられた橋のこと。

#### 3-2. 平成27年度の現状

諏訪越四ツ木線跨線橋については「大和橋」と名称付与し、平成25年7月より供用開始しました。なお、平成27年3月31日現在の都市計画道路の整備率は、約75%になります。

### 4. 課題

土地区画整理事業の区域外の都市計画道路の整備が進みづらくなっています。また、~~市民の利便性向上のため、諏訪越四ツ木線跨線橋の整備を早急に進める必要があります。さらに、県が整備主体の一般国道254号和光富士見バイパス線（志木和光線）の早期完成が求められています。~~その他、和光市駅から市役所に向かう都市計画道路である南口駅前線（シンボルロード）等の電線地中化の整備が遅れて~~います。~~おり、対応が必要です。

**【写真】都市計画道路（南口駅前線）**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	効率的な道路網の形成による利便性の向上
------	---------------------

課題解決の考え方	土地区画整理事業区域内の優先的な道路整備
解決に向けた取組	①計画的な都市計画道路の整備

課題解決の考え方	関係機関との連携による道路整備
----------	-----------------

解決に向けた取組	①諏訪越四ツ木線跨線橋の整備
	②広域幹線道路との連携による利便性の向上
	③電線地中化の整備

### 6. 取組内容

①	計画的な都市計画道路の整備
都市計画道路は、土地区画整理事業区域内を優先しながら計画的な整備を進めます。	

②	諏訪越四ツ木線跨線橋の整備
<del>諏訪越四ツ木線跨線橋整備については、関係機関と連携し、早急に整備します。</del>	

②	広域幹線道路との連携による利便性の向上
一般国道254号和光富士見バイパス（志木和光線）については、国や県に対して早期整備の促進と東京外かく環状道路和光北インター以南への延伸を要望します。	

③	電線地中化の整備
南口駅前線（シンボルロード）の電線地中化を計画的に整備します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
都市計画道路整備率（%）	74.6	76.0	指標説明：都市計画道路の整備延長／計画延長 参考資料：都市計画現況調査
<del>諏訪越四ツ木線跨線橋整備進捗率（%）</del>	<del>50.0</del>	<del>—</del>	<del>参考資料：計画終了年度（平成24年度予定）</del>
電線地中化整備率（%）	40.1	100	参考資料：計画終了年度（平成32年度予定）

**【地図】都市計画道路図**

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	都市整備課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	計画的な公園の整備と維持管理の充実
9	

### 2. 施策の目的

公園を利用する市民が、憩いや安らぎを感じられるようにします。
--------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>現在、市の北側に25箇所、南側に24箇所の公園があり、東京外かく環状道路上部を利用した広場などが5箇所あります。市民一人当たりの公園面積は、近隣市と比べ広がっています。</p> <p>市民意識調査では、公園についての満足度は63.0%と高い水準にありますが、地域別では、南地域より北地域の満足度が低くなっています。また市民提案では、公園を設置してほしいという要望が多くなっています。</p> <p>各公園においては、経年劣化していく遊具が年々増加していることから、安全点検を行い、適正な維持管理に努めています。</p>
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>市の北側に29箇所、南側に24箇所の公園があり、東京外かく環状道路上部下部を利用した広場などが5箇所あります。また、経年劣化した公園遊具については、安全性を確保するための措置を講じる必要があります。</u></p>
---

### 4. 課題

<p>平成16年2月に都市計画決定したアーバンアクア公園*1の整備については、平成26年度から工事着手していますが、<u>社会資本整備総合交付金の配分状況を勘案して事業期間の延長も検討する必要があります。</u>また、土地区画整理区域以外では、公園整備のための用地の確保が難しくなっています。</p> <p>その他、地域の連帯感が薄れていることから、地域の交流の場として、公園をより活用することが求められています。</p>
---

\*1 アーバンアクア公園とは、平成9年度に県が策定した「彩の国アーバンアクア広場計画」に基づき、荒川右岸流域下水道終末処理場内下水処理場施設の上部を有効活用するため、平成16年に公園の設置が都市計画決定された公園のこと。

【写真】市内の公園（ワンパク公園）

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	公園利用者の満足度の向上
------	--------------

課題解決の考え方	多様な手法による公園整備
解決に向けた取組	①計画的な公園の整備
	②アーバンアクア公園の整備

課題解決の考え方	市民協働による公園の見守り体制の整備
解決に向けた取組	③公園サポーター制度の確立・推進

課題解決の考え方	公園などの施設の安全な利用
解決に向けた取組	④公園などの施設の安全性の確保

### 6. 取組内容

①	計画的な公園の整備
土地区画整理事業において計画的に公園整備を進めていきます。	

②	アーバンアクア公園の整備
市民ニーズや費用対効果などを踏まえ、関係機関と連携し、市民との協働により、スポーツ・レクリエーションなどの憩いの場として整備していきます。	

③	公園サポーター制度の確立・推進
公園サポーター*2制度を確立して、市民との協働による公園の見守りや維持管理を進めていきます。	

\*2 公園サポーターとは、公園の安全で快適な利用を地域の中で実現するため、公園の見守りや維持管理、利用促進などに協力・参画する市民団体のこと。

④	公園などの施設の安全性の確保
公園などの施設について、引き続き、定期的な点検及び修繕を行い、すべての施設が安全に利用できるよう、整備、維持管理に努めます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市民一人当たりの公園面積（㎡）	4.5	5.0	指標説明：市内公園面積／人口
公園サポーター参画公園数（箇所）	2	10	指標説明：公園サポーターが関与している公園数

【地図】公園位置図・公園名称一覧

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	都市整備課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	県営和光樹林公園の有効活用
10	

### 2. 施策の目的

市民が県営和光樹林公園を活用し、触れ合い、憩い、安らぎを感じられるようにします。
--

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>樹林公園は平成元年3月に開園し、これまで身近なオープンスペースとして市民に親しまれてきました。また、本市が平成18年4月から指定管理者として、維持管理を行っています。</p> <p>市民意識調査では、本市に魅力や誇りを感じるものとして樹林公園をあげる人が2番目に多くっており、地域資源として思い浮かべるものとして、樹林公園をあげる人が最も多くなっています。</p>
---

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>樹林公園の指定管理業務受託については、平成27年度をもって期間満了となります。</u></p> <p><u>市民の公園利用の現状等を総合的に勘案すると、県民等を対象とする広域的かつ防災機能の役目も兼ね備える県営公園を、市が引き続き指定管理業務の受託を継続することについて再考した結果、受託しないこととしました。</u></p>
---

### 4. 課題

樹林公園は、市民にとって身近な存在であり、有効的な活用、利便性の向上、適切な維持管理が求められています。
--

#### 【写真】県営和光樹林公園

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	公園の有効活用と利便性の向上
------	----------------

課題解決の考え方	総合公園の有効活用
解決に向けた取組	①公園の特色を生かした有効活用
	②公園利用者の利便性の向上

課題解決の考え方	憩いの場としての安心安全な公園利用
解決に向けた取組	③適切な維持管理

### 6. 取組内容

①	公園の特色を生かした有効活用
オープンスペースを活用したロードフェスティバルや防災訓練の実施など、総合公園としての特色を生かしたイベント等を行います。	

②	公園利用者の利便性の向上
市民ニーズに応えられるよう関係機関と協議を行い、利便性を向上します。	

③	適切な維持管理
市民が憩いの場として安全・安心に利用できるよう適切な維持管理に努めます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
樹林公園を公的なイベントに活用した 数件)	7	10	
樹林公園に魅力や誇りを感じる市民の 割合%)	15.7	17.0	指標説明：本市に魅力や誇りを感じるものはとの設問で樹林公園と答えた割合 参考資料：市民意識調査



## 施策内容修正シート（別紙１）

主担当課名	水道施設課	関係課名	水道業務課
-------	-------	------	-------

### 1. 施策名

No.	安全な水の安定供給
11	

### 2. 施策の目的

安心して飲める水を市民がいつでも利用できるようにします。
------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市水道事業は、平成22年3月31日現在、給水人口77,397人、年間給水量9,232,940m <sup>3</sup> 、管路総延長130km普及率は100%となっています。市民に安全な水を供給するため、水道水質検査計画に基づき定期的に検査を行っています。 また、平成21年度に策定した水道ビジョンに基づき、災害に強い管網整備と安全な管種への変更、浄水場及び取水施設の改良・改修を計画的に行っています。
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<u>平成27年3月31日現在、給水人口80,089人、年間給水量8,992,100m<sup>3</sup>、管路総延長135km普及率は100%となっています。</u> <u>また、水道ビジョンに基づき、災害に強い管網整備と安全な管種への変更、浄水場及び取水施設の改良・改修を計画的に行っています。</u>
--

### 4. 課題

安全な水質の維持を期待する市民ニーズは高く、今後も安定的に供給を続ける必要があります。しかし、大きな地震に対して弱い水道管が残っており、対策が求められています。 また、使用料の収納率を向上させるとともに、市民の水道水に対する意識の向上が必要です。
--

#### 【グラフ】給水量等の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民への安全な水の供給
------	-------------

課題解決の考え方	水質の維持と自己水源の確保
解決に向けた取組	①安全安心な水質の維持

課題解決の考え方	水供給施設などの耐震化
解決に向けた取組	②安定した供給の堅持

課題解決の考え方	使用料金の収納率向上と外部委託の推進
解決に向けた取組	③経営の効率化・合理化

課題解決の考え方	水道事業に対する市民理解の醸成
----------	-----------------

解決に向けた取組	④市民の水道に対する意識の向上
----------	-----------------

### 6. 取組内容

①	安全安心な水質の維持
水道ビジョン、水安全計画及び水道水質検査計画に基づき、水質の維持に努めます。また、取水井戸の維持管理を定期的に行い、自己水源の確保に努めます。	

②	安定した供給の堅持
水道ビジョンに基づき、浄水場や取水施設の計画的な改良・改修及び耐震管路への更新を行い、 <b>南浄水場に第3配水池を築造し安定した給水を継続します。</b> また、県企業局との連携を図り、県水の受水体制を継続します。	

③	経営の効率化・合理化
水需要の減少により、料金収入の増加が見込めない傾向にあるため、積極的な収納率の向上や引き続きアウトソーシング*1に取り組むことより一層の効率化、合理化に努めます。将来的な収支のバランスを見極め、適正な料金体系を検討します。	

\*1 アウトソーシングとは、業務や機能の一部または全部をそれを得意とする企業などに委託すること。

④	市民の水道に対する意識の向上
水道週間などのイベントにおいて、ライフラインとしての水道事業に対する理解を深め、すべての水を大切にしようPRします。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
断水日数（日）	0	0	
収納率（％）	98.7	99.0	指標説明：収納額／料金調定額



## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	下水道課	関係課名	
-------	------	------	--

### 1. 施策名

No.	公共下水道利用の推進
1 2	

### 2. 施策の目的

公共下水道事業計画区域において、すべての市民が公共下水道を利用できるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は、公共下水道認可区域671haに対して整備済み面積が633haであり、38haの区域（道路未整備地区）の住民は下水道施設を利用できない状況にあります。また、平成21年度末の公共下水道利用率は97.0%であり、汚水処理開始公示区域において未接続の宅地が存在します。

公共下水道着手から30年以上が経過し、管きよの老朽化が進んでいるため長寿命化\*1を推進しています。

**\*1 長寿命化とは、既存管きよを内面から補強し、管きよ施設の更生を図る技術のこと**

#### 3-2. 平成27年度の現状

現在では、公共下水道事業計画区域671haに対して整備済み面積が640haであり、31haの区域が未整備の状況にあります。また、平成25年度末の水洗化率は98.4%であり、汚水処理開始公示区域において若干の未接続宅地が存在します。

### 4. 課題

土地区画整理事業地区内等の新規下水道整備を早期に実施していくことや、既存の下水道施設の老朽化への対策が重要です。

また、平成26年度から公営企業化した下水道事業の経営安定化が求められています。

【グラフ】公共下水道人口の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	下水道利用の促進
------	----------

課題解決の考え方	他事業との連携による下水道整備
解決に向けた取組	①着実な下水道の整備

課題解決の考え方	既存施設の老朽化対策
解決に向けた取組	②既存公共下水道施設の維持管理及び長寿命化

課題解決の考え方	下水道事業の経営強化
解決に向けた取組	③整備区域拡大に伴う大型施設の接続推進

### 6. 取組内容

①	着実な下水道の整備
関係機関と連携し、着実な下水道整備を進めます。	

②	既存公共下水道施設の維持管理及び長寿命化
既存公共下水道施設について定期的な調査及びメンテナンスを行います。また、老朽管に関しては長寿命化を進めます。	

③	整備区域拡大に伴う大型施設の接続推進
整備区域の拡大を図り、県立学校など大型施設の接続を推進していきます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
汚水整備率（%）	95.4	100	指標説明：整備済み面積／事業計画区域面積
水洗化率（%）	98.4	100	指標説明：水洗化人口／処理区域内人口

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	下水道課	関係課名	
-------	------	------	--

### 1. 施策名

No.	雨水対策の推進
13	

### 2. 施策の目的

集中豪雨などによる浸水被害を防ぎ、安心して暮らせるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

雨水整備率は平成21年度末において26.4%に過ぎず、県平均34.1%と比較しても低くなっています。  
 また最近ではゲリラ豪雨が頻発しており、一時的な降雨量の増加などが懸念されます。  
 宅地の雨水処理においては宅地内処理が基本（浸透枳など）ですが、昭和56年以前の開発に関しては適切な制度が施行されておらず、十分な宅地内処理がされていません。  
 また、一級河川新河岸川や越戸川など最終河川の認可計画改修工事の遅れによる排水比流量の制限があり、河川への流出量の増加が認められない状況にあります。

#### 3-2. 平成27年度の現状

公共下水道事業計画区域における雨水管きょ整備率は、平成25年度末において26.4%となっており、これに道路側溝で排水する区域で整備済の箇所を加えた整備率は45.5%となっています。  
また最近頻発する局地的集中豪雨により、一時的な降雨量の増加などが懸念されているほか、宅地の雨水処理において、既存住宅などで十分な宅地内処理がされていない所が見受けられます。  
雨水排水施設については、雨水管の流出先である一級河川新河岸川や越戸川などで改修が進んできていることから、更なる管きょ整備に努めています。

### 4. 課題

雨水排水施設の整備は、莫大な費用を要することから進捗に時間がかかっているほか、既存の雨水排水施設が老朽化しています。  
また、宅地の雨水処理は、新築・改築の住宅では十分に対策がされているが、既存の住宅では宅地内処理が十分とは言いがたいのが現状です。

【写真】雨水対策施設（野川調整池）

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	集中豪雨などによる浸水被害の <b>低減及び</b> 防止
------	-------------------------------

課題解決の考え方	既存施設の老朽化対策
解決に向けた取組	①雨水 <b>排水</b> 施設の維持管理及び長寿命化

課題解決の考え方	市民の協力による雨水処理
解決に向けた取組	②雨水の宅地内処理の指導・啓発

課題解決の考え方	<b>雨水排水施設の機能強化</b>
解決に向けた取組	③雨水排水施設の整備

### 6. 取組内容

①	雨水 <b>排水</b> 施設の維持管理及び長寿命化 既存雨水幹線及び雨水ポンプ場において定期的な調査及びメンテナンスを行います。また、老朽管に関しては長寿命化を進めます。
---	---

②	雨水の宅地内処理の指導・啓発 宅地に降った雨水については、宅地内処理を <b>行う</b> よう指導・啓発します。
---	--

③	雨水排水施設の整備 大量降雨による浸水を防止するため、雨水排水施設の更なる整備を進めます。
---	--

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H21	H32	
雨水管きょ整備率（%）	26.4	28.0	指標説明：整備済面積／事業計画区域面積

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	学校教育課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
14	確かな学力の育成をめざした教育の推進

### 2. 施策の目的

学習指導要領\*1に基づく教育課程の確実な実施と教員の指導力の向上を図り、習得した知識技能を基に、よりよく問題を解決していく確かな学力を身につけた児童生徒を育成します。  
**和光市教育大綱においても、「学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進」が基本方針の一つとして定められており、確かな学力を育む施策の充実を図ります。**

\*1 学習指導要領とは、全国のどこにおいても一定の教育水準の教育が受けられるようにするため、学校がカリキュラムを編成する基準として、どんな内容をどの学年でどのくらい学習するかなどを国が示したもの。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市の児童生徒の学力状況は、国や県の学力に関する調査結果の分析では、国や県を上回っているものの、学習に対する関心が低くなっている傾向にあります。また、学力の二極化\*2も生じており、基本的学力が定着できていない児童生徒も見受けられます。

退職する教員の増加により、現在、経験年数5年未満の教員の割合は23%に上り、今後も教職経験の少ない教員の割合の増加が予想されます。

\*2 二極化とは、学力分布において、本来もともと多い中間層の割合が減少し、上位層と下位層の割合が増加していること。

#### 3-2. 平成27年度の現状

**平成26年度全国学力・学習状況調査の結果分析では、小学校は国や県の平均並みからやや上回っていますが、中学校はやや下回っています。**

**今後5年間の定年退職予定教員（55歳以上）の割合は20%を超えることが予想される一方で、教職経験の少ない教員の割合がさらに高まることから、指導技術の継承や指導力のさらなる向上が課題となっています。**

### 4. 課題

学習の大切さを自覚し、進んで学ぼうとする児童生徒の割合が減少しており、児童生徒の学習に対する関心を高める取組が必要です。また、退職する教員の増加により、学校内での指導技術の伝承が難しい状況の中で、児童生徒の基礎基本の定着、学力を更に伸ばす、個に応じた対応が求められています。

【グラフ】本市小学校教員の年齢構成・【グラフ】本市中学校教員の年齢構成

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	確かな学力の育成に必要な教育環境の整備
------	---------------------

課題解決の考え方	授業に関心、興味を持てるような授業の実施
----------	----------------------

解決に向けた取組	①分かる授業、楽しく学べる授業づくり
----------	--------------------

課題解決の考え方	能力に応じたきめ細かい学習指導
解決に向けた取組	②個に応じた指導の充実

課題解決の考え方	指導技術の伝承
解決に向けた取組	③教職員の指導力の向上

### 6. 取組内容

①	分かる授業、楽しく学べる授業づくり 道徳教育の充実を図り、将来への夢や向学心の持てる児童生徒を育成します。また、情報教育機器の整備と教職員のICT*3活用能力を育成し、分かりやすい授業、興味関心を高める授業づくりをします。さらに、特色ある学校づくり事業を通し、児童生徒の実態に応じた教育活動を進めます。
---	--

\*3 ICTとは、インフォメーション アンド コミュニケーションテクノロジーの略で、情報通信技術のこと。

②	個に応じた指導の充実 少人数加配教員や市費少人数学級推進教員（小学校3、4年で35人学級を編制）、学力向上支援教員（学級担任や教科担任とのチームティーチングや少人数指導、補充教室等を実施）を活用した効果的な指導により、児童生徒一人ひとりの能力を更に伸ばす指導を進めます。また、すべての児童生徒の基礎基本の定着を目指し、長期休業日や放課後などを活用し、個に応じた指導を充実します。
---	--

③	教職員の指導力の向上 若手教員を対象にした指導法研修会や授業公開の実施、教育委員会学校訪問での全教員授業参観により、学校の実態や個に応じた指導支援を通し、指導力の向上を図ります。また、学習コンテンツや作成教材、指導案などの市内教職員での共有化を図り、指導に生かします。
---	---

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
学習への関心度（%）	95.4	98.0	
学習教室*4参加人数（人）	4,880	5,000	指標説明：延べ人数
教員研修会参加人数（人）	891	1,000	指標説明：教員研修会の参加延べ人数（策定時は市費専科補助教員のみを対象としていたが、県費負担教職員を含めた数に対象を拡大する。）

\*4 学習教室とは、長期休業日や放課後の時間を活用して、基礎基本の定着を目的として実施する学習の場のこと。

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	学校教育課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	地域と連携した教育の推進
15	

### 2. 施策の目的

児童生徒の生きる力の育成を目指し、家庭・地域の持つ教育力を活用して学校と連携した教育環境を構築します。  
和光市教育大綱においても、「地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進」が基本方針の一つとして定められており、地域と連携した教育施策の充実を図ります。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、学校応援団\*1の組織体制を整備し、各学校で特色ある教育活動を行うための支援を行っています。しかしながら、各学校のPTA組織や学校支援ボランティアなど、支援組織の整備状況に学校ごとの差がみられ、児童生徒のさまざまな体験活動を行える場所や支援に携わる協力者が不足しています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

各校とも、学校応援団\*1の協力が充実しています。学校応援団への協力者数を増やし、さらに充実した取組となるように、今後は、コーディネーターの役割が十分に発揮され、組織としての取組の充実を図っていくことが必要となっています。

\*1 学校応援団とは、小中学校における学習活動、安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。

### 4. 課題

教育活動の一層の充実を図り、教育効果を高めるための家庭・地域の教育力を向上させる支援体制や活動の場などが不足しているため、地域総ぐるみで児童生徒を育てる支援体制を整備する必要があります。  
 また、児童生徒の確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成するための支援体制が不足しており、通常の学習活動とともにさまざまな体験活動を通じた総合的な取組の充実が必要です。

#### 【写真】地域連携活動の風景

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	生きる力の育成に必要な家庭・地域の教育力の活用
------	-------------------------

課題解決の考え方	家庭や地域との連携による教育支援
解決に向けた取組	①学校応援団の整備
	②家庭や地域総ぐるみの教育支援体制の拡充
	③学校応援団の支援による特色ある教育活動の展開

課題解決の考え方	体験活動を通じた健全な心身の育成
解決に向けた取組	④みどりの学校ファームの推進
	⑤豊かな自然体験活動の実施

### 6. 取組内容

①	学校応援団の整備
各学校、地域、自治会などと連携して学校応援団を推進し、若い子育て世代を含めた協力者を増やすとともに、組織体制を確立して教育活動への支援体制の基盤を整備していきます。	

②	家庭や地域総ぐるみの教育支援体制の拡充
家庭や地域の教育力を向上させ、教育支援体制の拡充を図ります。学校応援団などとの連携をとり、親の学習プログラム実施を通して、家庭や地域との相互連携を高めます。	

③	学校応援団の支援による特色ある教育活動の展開
各学校と家庭・地域の持つ教育力を融合させ、学校応援団の組織を生かして児童生徒のさまざまな活動を支援・充実します。	

④	みどりの学校ファーム*2の推進
学校における農業体験活動などを実施していくために、学校応援団、地域の協力者の支援の下、相互協力して身近な自然と触れ合えるみどりの学校ファームを整備し、維持活用を推進していきます。	

\*2 みどりの学校ファームとは、県内の小・中学校周辺の遊休農地などを利用して、未来を担う子どもたちが農作物と触れ合うこと。

⑤	豊かな自然体験活動の実施
生活科・理科・総合的な学習の時間において、みどりの学校ファームを活用した農業体験活動を行うことを通して、生命の尊さ、勤労の喜びや大切さを学習します。児童生徒の感謝の気持ちと豊かな心を育成するとともに、潤いのある生活としての価値観を醸成します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
学校応援団への協力者数（人）	<u>1807</u>	<u>3,500</u>	指標説明：延べ協力者総数
連携活動実施数（回）	<u>28</u>	<u>40</u>	指標説明：1校当たり平均実施回数
みどりの学校ファーム設置率（%）	<u>100</u>	—	

【地図】小・中・高等学校等位置図

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	学校教育課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	よりよく適応するための支援体制づくりの推進
16	

### 2. 施策の目的

子どもたちが将来に展望と意欲を持ち、社会に適応できるよう、充実した学校生活を実現します。  
和光市教育大綱においても、「学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進」が基本方針の一つとして定められており、豊かな人間性や社会性を育む施策の充実を図ります。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、教育支援センターを中心として、教育相談員を配置し、児童生徒の充実した学校生活を送れるよう支援しています。

本市の児童生徒の状況としては、小1プロブレム\*1、中1ギャップ\*2問題など上級学校に入学した子どもたちが、それぞれの学校生活にうまく適応できない状況がみられます。特に、市内中学校における不登校生徒数は他市平均に比べ高くなっています。

また、発達や就学に関する悩みを持つ保護者も増加しており（センター延べ相談件数のうち、発達に関する相談は平成20年度延べ631件、平成21年度延べ978件）、さらに、発達障害の児童生徒への対応に苦慮する教職員の増加などがあげられます。

- \*1 小1プロブレムとは、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況のこと。
- \*2 中1ギャップとは、学校や生活の変化になじめず不登校となったり、いじめが急増したりする状況のこと。

### 3-2. 平成27年度の現状

平成25年度の市内中学校の不登校生徒数の割合は減少しましたが、平成24年度、25年度の市内小学校における不登校児童数の割合は他市平均に比べ高くなっています。

また、発達に関する相談は、平成25年度延べ585件、平成26年度延べ589件となっています。

### 4. 課題

幼稚園・保育園・小中学校・高等学校及び関係機関との連携が十分ではなく、子どもたちが上級学校の生活や学習を知るための情報提供の場と交流の機会確保が必要です。

また、不登校の児童生徒の学校復帰のための支援や教職員の児童生徒への対応についての支援が必要です。

さらに、子どもたちの将来に対する目的意識が低くなっており、目的意識を高める必要があります。

#### 【写真】教育支援センター相談室

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	児童生徒の充実した学校生活を実現するための支援体制づくり
課題解決の考え方	教育関係機関との情報連携
解決に向けた取組	①関係機関との連携の強化
課題解決の考え方	上級学級との交流促進と学習環境に関する情報提供
解決に向けた取組	②各園・学校の情報提供と交流会の推進

課題解決の考え方	児童生徒の将来に対する目的意識の醸成
解決に向けた取組	③小中学校におけるキャリア教育の推進

課題解決の考え方	相談者のニーズに応じた多様な相談体制
解決に向けた取組	④相談しやすい環境の整備

課題解決の考え方	不登校児童生徒への対応
解決に向けた取組	⑤個々のケースに合わせた支援の実施

### 6. 取組内容

①	関係機関との連携の強化
幼稚園及び保育園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連絡協議会を定期的実施し、連携をしやすい仕組みづくりを進めます。また、教育課程、教育内容の工夫改善を図るとともに、不登校、発達障害の子どもへの理解を深め、指導力の向上を図るための研修会を実施します。	

②	各園・学校の情報提供と交流会の推進
学校シラバス*3、学力や規律ある態度の課題など学校の情報を市ホームページや学校便りで情報提供します。また、交流会を定期的開催し、子ども同士の交流を図り、上級学校へスムーズに適応していくことができるようにします。	
*3 学校シラバスとは、各学校の教育活動に関する計画のこと。	

③	小中学校におけるキャリア教育*4の推進
職場体験が計画的に実施できるよう市内における受入れ事業所を拡大するとともに、保護者や地域の協力を得て、小中学校でのキャリア教育を推進することで、児童生徒の将来に対する目的意識を高めていきます。	
*4 キャリア教育とは、児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のこと。	

④	相談しやすい環境の整備
教育相談・発達相談・就学相談など、保護者や児童生徒本人が継続的に相談できるよう、電話相談・面接相談・巡回訪問による相談など、相談者のニーズに合わせたさまざまな形の相談に対応します。また、教職員の児童生徒への対応や保護者への対応についても相談体制を充実します。	

⑤	個々のケースに合わせた支援の実施
不登校児童生徒の学校復帰を目指して、個々のケースに合わせた復帰方法の検討などの支援を行います。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
<u>小学校不登校者割合 (%)</u>	<u>0.27</u>	<u>0.22</u>	<b>指標説明：30日以上の不登校者数／全児童数</b>
中学校不登校者割合 (%)	<u>2.09</u>	<u>2.00</u>	指標説明：30日以上の不登校者数／全生徒数
相談件数 (件)	<u>9,244</u>	<u>9300</u>	<b>指標説明：教育支援センターと小・中学校の教育相談室の相談件数</b>
適応指導教室児童生徒の学校復帰率 (%)	<u>92.9</u>	100	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	生涯学習課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
17	放課後児童の居場所づくりの推進

### 2. 施策の目的

児童生徒が基礎的な知識、技能と創造性を見つけるよう、放課後に安全で健やかな場の提供に努めます。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、現在、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的、あるいは連携して実施する放課後子どもプランが実施されています。

そこで、本市では、こうした国の取組と併せて、小学校の空き教室、特別教室、校庭などを利用して放課後児童の居場所づくりに努めていますが、登録率は17.4%と低い状況となっています。

本市が実施している教室内容としては、ドッジボールやキックベースボールなどのスポーツ教室、英語教室や工作教室などの文化教室、またこれらのようなイベント型ではなく、勉強や遊びなど自由な活動ができる開放型の教室があります。

#### 3-2. 平成27年度の現状

本市では、国の取組と併せて、小学校の空き教室、特別教室、校庭などを利用して放課後児童の居場所づくりに努め、現在では登録率は32.6%となっています。  
また、平成27年度より、更なる居場所の拡充を目標に“わこうっこクラブ”と“放課後図書室開放事業”がスタートしています。

### 4. 課題

放課後の児童生徒の居場所づくりが地域住民にあまり知られていないことから、子ども教室の地域協力者の確保が難しく、協力者の確保のための一層のPR活動が求められます。

【写真】放課後子ども教室の風景

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	放課後における児童生徒のための安全で健やかな居場所づくり
------	------------------------------

課題解決の考え方	積極的なPR活動の実施と実施地域の拡充
解決に向けた取組	①放課後児童の場の周知・充実

課題解決の考え方	<u>共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる機会・空間の充実</u>
解決に向けた取組	<u>②保育クラブと一体的な、または連携による実施</u>
	<u>③放課後子ども教室の活動スペースの確保</u>
	<u>④福祉部局との連携の強化</u>

### 6. 取組内容

①	放課後児童の場の周知・充実
	<u>放課後子ども総合プランの積極的なPR活動を通じて、地域住民に放課後児童の居場所づくりを周知するとともに、地域との積極的な連携と人材を含めた地域資源の活用を通して、放課後子ども教室を各校において毎日開催できるよう、順次整備を推進します。</u>
②	保育クラブと一体的な、または連携による実施
	<u>放課後子ども教室のプログラムの企画や保育クラブからの参加方法等に関しては、会場ごとに開催する実行委員会において保育クラブ支援員も委員として協議に加わり情報交換を行っています。また、日常的にも、児童の参加状況について情報を共有するなど、放課後子ども教室のコーディネーターと保育クラブの支援員が緊密な連携を図っています。今後も保育クラブとの連携を進めていきます。</u>
③	放課後子ども教室の活動スペースの確保
	<u>放課後子ども教室の活動を推進するため、小学校の余裕教室の活用について教育委員会と学校関係者との間で継続的に協議を行い、活動スペースの充実を図ります。</u>
④	福祉部局との連携の強化
	<u>今後、放課後子ども教室を各校で順次毎日開催していくにあたり、設置校を選定する際には、保育クラブの待機状況を考慮するなど、教育委員会と保健福祉部との間での協議・情報交換を緊密にします。</u>

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
居場所の数（箇所）	8	18	参考資料：市内公共施設
地域協力者の数（人）	291	460	指標説明：コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーターの登録者数
教室開催数（日）	208	2,019	
参加児童数（人）	6,078	31,685	延べ人数
放課後子ども教室を整備する校区数（校区）	8	9	放課後子ども総合プランに係る整備計画として、平成28年度に開校する新設校においても放課後子ども教室を整備し、平成31年度において9校区で実施する。
保育クラブと一体型の子供教室設置校区数（校区）	7	8	放課後子ども総合プランに係る目標事業量として、一体型の放課後子ども教室を平成31年度までに8校区で実施する。（1校区は連携型）

※一体型とは・・・放課後子ども総合プランでは、保育クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるものを一体型という。なお、放課後子ども教室を毎日開催する必要はない。



## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	学校教育課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	安全でおいしい学校給食の充実
18	

### 2. 施策の目的

児童生徒が生涯にわたり健康で心豊かな食生活を送るため、学校給食を通じ食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけます。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では食器は安全で温かみのある強化磁器の導入を進め、食環境を整えるとともに、季節感あふれる地場産野菜の使用や、おたのしみ献立などを取り入れ、児童生徒が楽しく給食を食べられるよう献立の充実を図っています。  
また、児童生徒に衛生的で安全安心な学校給食を提供するために平成12年度からドライシステムを取り入れた給食施設の整備を行っています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

強化磁器導入校が小学校4校・中学校2校となっています。また、白子小、新倉小、三小、五小、広沢小、大和中のドライシステム化が整備されています。今後、第二中のドライシステム化のため給食施設整備が望まれています。

### 4. 課題

食育の関心が高まる一方で、本市の農地面積は年々減少しており、将来的に地場産野菜を安定的に確保していく手だてが必要となります。  
また、安全安心な学校給食を提供するため老朽化への対応や児童生徒の増加により手狭になる作業スペースの確保など、給食施設を学校給食衛生管理基準に基づいた衛生的な給食施設に改築していくことが課題です。

#### 【写真】学校給食の風景



### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	食に関する正しい知識と食習慣の習得
------	-------------------

課題解決の考え方	学校給食を通じた食育の実践と食環境の整備
解決に向けた取組	①食育の推進

課題解決の考え方	給食施設における衛生管理の強化
解決に向けた取組	②給食施設の改修

### 6. 取組内容

①	食育の推進
農家との連携を強化するなど地場農産物の使用を高める工夫を行います。また、日本古来の米飯給食を中心に栄養バランスがとれ、季節食を重視した内容豊かな献立を提供します。さらに、市内全校の給食用食器を食育にふさわしい材質の強化磁器にするなど食環境を整えます。	

②	給食施設の改修
計画的にドライシステムを取り入れた給食施設を整備し、衛生管理を図ります。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
地元産野菜使用率(%)	23.0	32.0	指標説明：地元産野菜／使用野菜
給食の残食率(%)	3.8	3.6	
米飯給食実施回数(回)	3.5	4	指標説明：1週間(5日)の米飯給食の実施回数

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	教育総務課	関係課名	学校教育課
-------	-------	------	-------

### 1. 施策名

No.	安全な学校教育環境の整備
19	

### 2. 施策の目的

児童生徒が、日常の大半を過ごす学校教育環境の安全性を確保し、安心して学校生活が送れるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

平成8年度から、順次取り組んできている小・中学校の全施設での耐震化は、平成21年4月現在、普通教室など校舎はすべて耐震化が完了しています。また、耐震化率は、92.3%であり、県平均の62.3%を上回っていますが、一部、小・中学校の体育館が未実施の状態です。校舎などの施設については、昭和40年代に建設されたものが多く、経年による劣化がみられます。平成3年度から交通安全立哨指導員を配置し、市内小学校に通学する児童の通学を安全に誘導して、事故発生を未然に防ぎ、児童の登下校の安全を図っています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

小・中学校の耐震化については、平成21年度では未実施であった体育館も含めて平成24年度で完了しています。校舎などの施設については昭和40年代に建設されたものが多く、経年による劣化が見られます。  
引き続き、交通安全立哨指導員と朝霞地区シルバー人材センターに委託している交通指導員を通学路に配置し、児童の登下校時の安全を見守っています。

### 4. 課題

校舎及び付属設備の施設に経年による劣化が現われています。また、構造部の耐震化は全て完了しましたが、非構造部材の耐震対策が優先的な課題となっています。  
防犯、防災対策では、通学路の交通安全及び防犯上からも交通指導員の活動に対して地域及び保護者の理解、協力が課題となっています。

#### 【グラフ】学校教育施設耐震化率の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	学校教育環境の安全性の確保
------	---------------

課題解決の考え方	安全な教育施設の整備
解決に向けた取組	①教育施設・設備の整備と適正な維持管理

課題解決の考え方	通学時の安全確保
解決に向けた取組	②新たな交通安全立哨指導体制の構築

課題解決の考え方	防犯意識の醸成
解決に向けた取組	③防犯対策の強化

### 6. 取組内容

①	教育施設・設備の整備と適正な維持管理
<u>防災対策の一環として、非構造部材耐震化工事を行います。</u>	

②	新たな交通安全立哨指導体制の構築
児童が安心して通学できるようにするため、学校を中心とした地域及び保護者を交えた交通安全立哨指導体制を構築します。	

③	防犯対策の強化
児童生徒の安全を確保する上からも、定期的な不審者対応避難訓練を通じ、防犯意識の醸成を図ります。 <u>さらに小中学校に防犯カメラを設置します。</u>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
校舎及び体育館の非構造部材の耐震化率（%）	63.6	100	指標説明：地震による屋内運動場等の天井等の落下防止対策のための非構造部材耐震化工事の実施率
大規模改修実施率（%）	63.0	81.0	指標説明：施設の経年劣化による維持管理・修繕に対応する改修工事の実施率
通学区域内における交通事故件数（件）	0	0	



## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	学校建設準備室	関係課名	学校教育課
-------	---------	------	-------

### 1. 施策名

No.	小中学校の配置・規模の適正化の推進
20	

### 2. 施策の目的

市内学校の配置と児童生徒数のアンバランスを解消し、教育環境の適正化を図ります。
---

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>本市は、児童生徒数増加のため、学校選択制を行うなど、児童生徒の教育環境の適正化の対応を図っています。</p> <p>本市では、年々児童生徒数が増加しており、小中学校ともに他市平均に比べ1校当たりの児童生徒数が多い状況にあります。特に、白子小学校、第四小学校、大和中学校、第三中学校の児童生徒数が増加しており、更に今後も、児童生徒数の増加が見込まれます。</p> <p>学校の配置をみると、市の南側には中学校3校と小学校5校が配置されていますが、北側には小学校3校となっています。</p>
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>児童生徒数の増加に伴う学校間のアンバランスを解消し、適正な学校規模を維持するため、学校の一部選択制を引き続き行ってきておりますが、和光市駅北側地域における宅地開発に伴う人口の増加により、白子小学校と大和中学校が大規模校化しており、今後も児童生徒数の増加が見込まれています。</u></p> <p><u>学校の配置については、南側地域に中学校3校と小学校5校であるのに対し、北側地域は小学校3校となっていました。適正規模・適正配置の観点から、小学校では北側地域に下新倉小学校が平成28年4月に開校する予定となっています。また、中学校では適正配置となる北側地域での学校用地確保の課題を踏まえ、通学区域変更等も視野に入れながら適正な学校規模の維持に努めます。</u></p>
--

### 4. 課題

学校による児童生徒数の偏りを解消するとともに、 <u>下新倉小学校</u> 設置後の適正な学校規模を維持することが必要です。
--

【グラフ】小学校児童数の推移・【グラフ】中学校生徒数の状況

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	学校による児童生徒数の偏在の解消
------	------------------

課題解決の考え方	児童生徒数の偏り解消と適正な学校規模の維持
解決に向けた取組	①学校選択制の活用による市内小中学校の教育環境の適正化
	②小・中学校の建設
	③学校の適正配置・適正規模の検討と改善

### 6. 取組内容

①	学校選択制の活用による市内小中学校の教育環境の適正化
<p><u>広沢小学校、本町小学校を選択できることで、第四小学校の児童数の増加や本町小学校の児童数の減少への対応を図ります。また、第二中学校を市内全域から選択できることで、大和中学校、第三中学校の生徒数の増加への対応を図ります。</u></p>	

②	小・中学校の建設
<p><u>小学校の建設については、学校選択制での通学距離等による活用状況を踏まえたなかで、下新倉小学校を新設することで、白子小学校の教育環境の適正化を図ります。また、中学校の建設については人口増加に伴う生徒数の推移等を見据えながら、適正規模の観点から大和中学校の教育環境の適正化を図れるように進めます。</u></p>	

③	学校の適正配置・適正規模の検討と改善
<p><u>下新倉小学校設置後の市内各学校の教育環境を十分に把握し、適正配置・適正規模の観点から児童生徒数のアンバランスなどの是正にむけた学校の一部選択制や通学区域についての見直しを図ります。さらに、今後策定される公共施設等管理計画などの市の方針を踏まえ、学校の統廃合を含めて方策を検討します。</u></p>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
白子小学校児童数（人）	798	460	指標説明：現状の白子小学校児童数 ※下新倉小学校設置により、1校当たりの平均児童数（460人）により近づけることを目標としていきます。
大和中学校生徒数（人）	843	589	指標説明：現状の大和中学校生徒数 ※1校当たりの平均生徒数（589人）により近づけることを目標としていきます。 ※平成26年度1校当たりの生徒数589人

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	こども福祉課	関係課名	
-------	--------	------	--

### 1. 施策名

No.	幼児教育の機会の支援
21	

### 2. 施策の目的

幼児教育の機会均等を図り、幼稚園教育の振興を行います。
-----------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は若い世代も多く、就学前幼児に対する教育が強く求められています。そこで、所得格差による就学前幼児教育の格差を生じさせないよう、本市では、保護者へ経済的負担の軽減を図る支援を行っていますが、現在、景気低迷の影響により、幼児教育の機会均等を維持していくことが難しくなることが予想されます。 また、本市では、東上地区私立幼稚園協会和光支部が実施している、幼稚園の教職員の資質の向上と幼児教育の質を高めるための研修についても、支援を行っています。
--

### 3-2. 平成27年度の現状

<u>平成27年度から子ども・子育て新制度が施行され、幼稚園については、新制度に移行する園とそうでない園と2元化している状況です。また、幼稚園から幼保連携の認定こども園への転換も進んでいません。</u>
---

### 4. 課題

幼児教育を希望する保護者に対して <b>新制度下においても</b> 経済的支援を行う必要があります。また、幼児教育について、地域や関係機関との連携が求められています。
---

#### 【イラスト】

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	幼児教育の機会均等の実現
------	--------------

課題解決の考え方	経済的支援による幼児教育の機会提供
解決に向けた取組	①幼稚園就園奨励の補助

課題解決の考え方	地域や関係機関との協力体制
解決に向けた取組	②地域や関係機関との連携

### 6. 取組内容

①	幼稚園就園奨励の補助
就園補助の実施により、保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の機会均等を実現します。	

②	地域や関係機関との連携
義務教育就学前の幼児期の教育を充実させるとともに、小学校への入学がスムーズになるよう、地域や関係機関との連携を図ります。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
幼稚園就園奨励補助対象園児の割合（％）	<u>75.6</u>	65.0	指標説明：就園奨励費補助を受けた数／就園奨励費申請数
<u>幼稚園児保護者補助対象園児の割合（％）</u>	<u>90.4</u>	<u>94.0</u>	<u>指標説明：幼稚園児保護者補助を受けた数／幼稚園児保護者補助費申請数</u>

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	生涯学習課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	生涯学習支援の推進
2 2	

### 2. 施策の目的

市民が生涯学習\*1の重要性を理解し、自主的・自発的に学習活動を行い、心豊かで充実した生活が送れるようにします。

\*1 生涯学習とは、生活の向上や職業上の能力の向上、自分の価値観に従った生き方の実現（自己実現）を目指して、自発的な意思に基づき、生涯を通して学ぶこと。

### 3. 施策の現状（平成23年度策定時の現状）

生涯学習振興計画に基づき、関係各機関と連携し、市民ニーズに沿った学習内容の支援を推進しています。市民意識調査では、生涯学習施策が重要と考える市民は、4.7%であり、他施策と比較すると重要度は低い状況です。

生涯学習の推進体制としては、市民を含む生涯学習推進会議をはじめ、学校担当者も入れた生涯学習推進担当連絡会を実施し、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を図っています。

また、本市においては、身近な地域で学習機会を選択して学ぶことができるように、公民館、図書館などにおいて、市民の学習要望を取り入れた各種学級や講座を開設し、生涯学習活動の支援に努めています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

「和光市教育行政の基本目標と重点施策」に基づき、関係各機関と連携し、市民ニーズに沿った学習内容の支援を推進しています。市民意識調査では、生涯学習施策が重要と考える市民は、5.8.6%であり、平成24年調査より増加しております。

生涯学習の推進体制としては、平成26年度から生涯学習課の非常勤特別職として生涯学習推進員を設置し、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を図っています。

### 4. 課題

生涯学習活動を充実させていく上で、生涯学習の市民への浸透が十分ではなく、地域に潜在する社会教育資源や人材の発見・有効活用が求められています。

社会教育施設については、老朽化や利用者の増大が進む中で、市民ニーズへの適切な対応が求められています。また、図書館についても、幼児期から本のおもしろさ、楽しさを知ってもらう組織・団体の育成や市民ニーズに合った図書館サービスの充実が求められています。

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民による自主的・自発的な学習活動の活性化
------	-----------------------

課題解決の考え方	生涯学習に関する市民への積極的な情報提供と活動支援
解決に向けた取組	①市民の主体的・自主的な学習活動の支援
課題解決の考え方	生涯学習の場の提供と地域資源の活用

解決に向けた取組	②社会教育施設の充実
	③生涯学習に関するネットワークの構築・活用
	④生涯学習の場としての図書館機能の充実

### 6. 取組内容

①	市民の主体的・自主的な学習活動の支援
市民が生涯学習の重要性について理解し、主体的かつ自主的な生涯学習活動を行えるよう、地域に潜在する社会教育資源や人材を発見・有効活用します。また、指導者や生涯学習に関する情報の確保、提供を行い、活動団体に対する支援を行います。	

②	社会教育施設の充実
市民の生涯学習に関するニーズに的確に対応し、世代間の交流の場としても、誰でも利用しやすい施設となるよう、施設を質・量の両面から充実します。	

③	生涯学習に関するネットワークの構築・活用
市や学校などと地域との連携強化を目指して、旧富岡家住宅、市内研究機関や民間教育事業所などと生涯学習に関するネットワークを構築し、情報の収集、共有、発信を進めます。	

④	生涯学習の場としての図書館機能の充実
所蔵している資料や情報を通して、市民が自主的・自発的な学習活動を行う地域拠点として図書館機能の充実を図ります。また、 <u>図書館分館を設置し、本館と合わせ市内の図書館ネットワークを充実させるとともに、レファレンスサービス（資料相談業務）の向上を図り、市民の課題解決に役立つ図書館を目指します。</u>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
生涯学習指導者登録人数(人)	89	90	
公民館使用団体登録数(社会教育団体)	296	310	指標説明：公民館に使用登録している社会教育団体（8割減額団体）
市民一人当たりの年間貸出冊数(冊)	3.8	4.1	指標説明：図書館・公民館の図書

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	生涯学習課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	充実した生涯学習機会の提供
23	

### 2. 施策の目的

市民の学習機会を豊かにして、市民一人ひとりの自主的な学習意欲を高めます。
--------------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

生涯学習振興計画に基づき、関係各機関と連携し、市民ニーズに沿った学習機会の提供をしています。市民意識調査では、生涯学習・社会教育の機会が提供されているとした市民は、22.3%であり、他施策と比較すると満足度としてはやや高くなっています。 また、生涯学習に関するさまざまな講座やイベントなどは、ガイドブックの作成（年1回）、生涯学習だよりの発行（年2回）のほかに、広報紙や市ホームページ等への掲載を通じて、情報発信を行っています。講座・イベントなどの参加者数はやや増加傾向にあり、自主的な学習活動が行われています。
---

#### 3-2. 平成27年度の現状

<u>「和光市教育行政の基本目標と重点施策」に基づき、関係各機関と連携し、市民ニーズに沿った学習機会の提供をしています。市民意識調査では、生涯学習・社会教育の機会が提供されているとした市民は、21.6%であり、他施策と比較すると満足度としてはやや低くなっています。</u> <u>また、生涯学習に関するさまざまな講座やイベントなどは、メールマガジンの発行（月1回）、生涯学習だよりの発行（年2回）のほかに、広報紙や市ホームページ等への掲載を通じて、情報発信を行っています。講座・イベントなどの参加者数はやや増加傾向にあり、自主的な学習活動が行われています。</u>
---

### 4. 課題

生涯学習講座などに関して、さまざまな手法で市民に情報発信し、学習機会の提供をしていますが、学習者の年齢層に偏りがあり、生涯学習の意義から、今後は、より幅広い世代からの参加が求められています。また、あらゆる世代が学習できる環境づくりが不十分です。
--

#### 【写真】和光市民大学の風景

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	生涯学習機会の提供
------	-----------

課題解決の考え方	あらゆる世代が学習できる機会の提供
解決に向けた取組	①多様な市民ニーズに対応した講座の開催

課題解決の考え方	さまざまな手法による情報提供
解決に向けた取組	②生涯学習などに関する情報提供

### 6. 取組内容

①	多様な市民ニーズに対応した講座の開催 地球環境問題、国際理解、情報化への対応、あらゆる差別の根絶やノーマライゼーションなど、多様な市民ニーズや現代的課題や社会変化に対応する学習機会を創出し、充実します。 また、各公民館で独自に事業展開を研究するとともに、市内に立地する国の機関などと連携して、市民大学等の機会を通じて、地域に根ざした独自性のある講座内容を充実します。
---	---

②	生涯学習などに関する情報提供 さまざまな広報手段（市ホームページその他 <u>生涯学習メールマガジン</u> など）を通じて、講座・イベントの情報を迅速に提供します。
---	--

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
生涯学習・社会教育の機会が提供されているとした市民の割合（%）	<u>21.6</u> <u>(H27)</u>	40.0	参考資料：市民意識調査
講座参加者が自主的活動(クラブ)化した数(団体)	6	10	指標説明：各年度に市民主導の自立した活動を始めた団体
公民館主催講座延べ参加人数	<u>3131</u>	<u>3200</u>	指標説明：各公民館主催事業及び三館共催事業に参加した延べ人数（公民館まつり及び利用者研修会は除く）

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	スポーツ青少年課	関係課名	
-------	----------	------	--

### 1. 施策名

No.	青少年の育成に適した環境づくりの支援
24	

### 2. 施策の目的

青少年がさまざまな体験を通して社会性や生きる力を養い、社会の責任ある一員として成長できるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

青少年の現状としては、インターネットや携帯電話の普及により、有害情報に簡単に接する機会が増えています。また、青少年の非行に対しては、保護者を中心に非行防止啓発を行っていますが、非行の低年齢化や再非行の増加が問題となっています。

本市としては、生涯学習振興計画に基づき、青少年が変化の激しい社会を柔軟に生きていくための資質を養うよう、事業を進めてきました。その結果、情報提供や意識啓発などを行うことで青少年育成団体の活動を推進し、各団体の事業は自主的に行われるようになってきました。

その一方で、団体の一つである地域青少年を育てる会の数が平成16年度の41団体から34団体に減少するなど、地域によって空白地ができていたり、地域差が生じています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

ここ最近、インターネットやスマートフォンの急激な普及により、以前にも増して子どもたちがメディアに触れる機会が増加しています。特に、携帯電話やスマートフォンをとおして個人情報の流出、コミュニティサイト等によるいじめ、ネット依存が社会問題になっております。

また、青少年育成団体の活動を推進し、援助しているところですが、団体を組織する役員の担い手の不足から地域青少年を育てる会の数が平成16年度の41団体から22団体に減少しています。

### 4. 課題

青少年が地域とかかわる機会が減少していることの影響もあり、地域や団体間に青少年育成活動に対する問題意識に差がみられるため、地域の実情や家庭環境に応じた育成を行うために福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進が必要です。青少年活動団体や保護者に対して、更に情報提供の充実、問題の共有化を図っていくことが求められています。

また、青少年育成団体で中心となって活動する人材が不足しているため、新たな人材の獲得が必要です。

【写真】非行防止キャンペーンの風景

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	青少年の育成に役立つ機会の提供
------	-----------------

課題解決の考え方	青少年育成活動の問題の共有化と人材の確保
解決に向けた取組	①青少年 <b>健全</b> 育成活動の活性化支援

課題解決の考え方	青少年の自主性や積極性の育成に寄与する世代間・地域間の交流促進
解決に向けた取組	②青少年と地域の絆を強くするための活動支援

### 6. 取組内容

①	青少年育成活動の活性化支援
青少年活動団体や保護者に対し、研修や情報交換の場を提供し、地域での子育てに対する意識を啓発します。また、関係機関が情報交換などにより問題の共有化を図り、新たな人材の獲得を目指し、青少年育成活動の活性化を図ります。	

②	青少年と地域の絆を強くするための活動支援
青少年の自主性や積極性を育てる事業や世代間・地域間の交流の機会提供を支援します。また、 <u>地域ぐるみで青少年健全育成が出来る仕組みを構築します。</u>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
青少年健全育成事業数（事業）	18	20	
青少年健全育成事業参加人数（人）	7,211	7,600	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	生涯学習課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	歴史的文化資源の保護・活用の推進
25	

### 2. 施策の目的

市民の貴重な財産である文化財や、それを取り巻く自然環境を保護・活用し、郷土の歴史を後世に伝えていくとともに、郷土への愛着意識を醸成します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は、文化財保護法や文化財保護条例、生涯学習振興計画などの関係法令・計画に基づき、市民の財産である建造物、民俗資料、考古遺物、古文書などの文化財の保護・活用に努めてきました。  
しかし、市民意識調査では「和光市の個性を伝える文化・歴史が保全、形成されている」という項目についての満足度が19.2%と他の施策と比べて低い結果となっています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

平成24年度に和光市デジタルミュージアムを開設、平成25年度に地域の文化財である午王山遺跡が和光市指定文化財（史跡）として指定されるなど、保存と同時に活用するための機運が高まりつつあります。

### 4. 課題

「和光市デジタルミュージアム」開設後、実物資料を閲覧することへの要望が高まり、常設展示施設の整備が求められています。また、市内の開発に伴う記録保存のための発掘調査が行われる中で、貴重な出土遺物が多数得られていますが、既存の収蔵施設への収蔵量に限界があることから、出土遺物等の考古資料をはじめ、失われてしまう恐れのある民具等の生活用具や古文書を適切に保管するための収蔵場所の確保が課題となっています。  
市内の史跡については、史跡公園として活用するなど、適切な整備について検討する必要があります。

#### 【地図】文化財等分布図・資料等名称一覧

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	和光の歴史、文化に関する学習機会の確保。
------	----------------------

課題解決の考え方	文化財と親しむ機会の提供
解決に向けた取組	①地域の文化財の保護 ②地域の文化財の活用

課題解決の考え方	文化財への関心の向上
解決に向けた取組	③地域の歴史や文化財への関心の醸成

### 6. 取組内容

①	地域の文化財の保護
開発による破壊や失われていく地域の歴史・民俗・自然を守るため、史跡整備や記録保存*1、その他文化財を保護する取組を通じて、地域の歴史をできる限り後世に伝えていきます。	

\*1 記録保存とは、開発行為が行われると、地中に眠っている埋蔵文化財は破壊されてしまうため、周知の埋蔵文化財包蔵地とされている土地が、開発により現状保存が困難である場合は、発掘調査を実施し、記録を後世に残すこと。

②	地域の文化財の活用
本市の歴史的建造物である旧富岡家住宅等の活用や企画展の開催などにより、文化財に触れる機会を創出し、文化財を公開・活用します。	

③	地域の歴史や文化財への関心の醸成
郷土に対する愛着と誇りを持ってもらうために、郷土の歴史について、自主的に学習する機会や楽しく学べる環境を整えます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市指定文化財の数（件）	<u>15</u>	18	
文化財関係の講座参加率（%）	<u>62</u>	<u>80</u>	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	人権文化課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	創造的な文化の振興
26	

### 2. 施策の目的

文化活動を行う市民の自主性が尊重され、創造的な文化活動が活発になるとともに、市民が郷土に愛着が持てるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、平成20年3月に策定した文化振興基本方針に基づき、市民の自主的で創造的な文化活動を推進しているとともに、本市ゆかりの童謡詩人清水かつら、児童文学作家大石真を市民文化団体などと協働により顕彰・発信しています。

市民文化センターでは、市民などの文化活動が活発に行われているとともに、国内外の優れた文化に親しむ機会を提供しています。しかし、経年による施設の老朽化が進んでいます。

一方で、平成21年に行われた市民意識調査の結果、文化に対する市民満足度は低くなっています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

本市では、平成20年3月に策定した文化振興基本方針に基づき、市民の自主的で創造的な文化活動を推進しているとともに、本市ゆかりの童謡詩人清水かつら、児童文学作家大石真を市民文化団体などと協働により顕彰・発信しています。

市民文化センターでは、市民などの文化活動が活発に行われているとともに、国内外の優れた文化に親しむ機会を提供しています。その一方で、経年による施設の老朽化が進んでいます。

### 4. 課題

市民に対して、広く文化に触れる機会を市民文化センターなどにおいて提供していますが、更に、市民の自主的な文化活動を促進させていくことが求められています。

その一方で、本市の地域文化資源が市民に広く知られていません。また、市民や地域の文化団体、企業、行政などが協働した文化活動にも力を入れていく必要があります。

**【写真】市民文化センター（サンアゼリア）大ホール**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	創造的な文化活動の活性化
------	--------------

課題解決の考え方	市民や文化団体などの文化活動の活性化・新たな文化の創造
解決に向けた取組	①市民による自主的で創造的な文化活動の支援
	②文化に触れる機会の提供・文化交流の推進
	③文化を通じた市民や地域の文化団体、企業、行政などの協働

課題解決の考え方	地域文化資源の周知
----------	-----------

解決に向けた取組	④地域文化資源の顕彰・発信・活用
----------	------------------

課題解決の考え方	文化施設の安全で快適な活用
解決に向けた取組	⑤文化施設の適正な整備及び活用

### 6. 取組内容

①	市民による自主的で創造的な文化活動の支援
多種多様な文化活動、発表、創作の場の充実を図るとともに、文化に関して相談できる環境を整え、市民の文化活動を支援します。また、文化に関する専門的人材を育成する機会を提供します。	

②	文化に触れる機会の提供・文化交流の推進
市民文化センターで <b>高齢者から新生児まであらゆる世代に</b> 国内外の優れた <b>音楽、舞台</b> を鑑賞する機会を提供するとともに、市民文化センターに足を運ぶことが困難な人たちにも、出前コンサートなどにより、文化に触れる機会を提供します。また、新たな創造を生み出し、創作活動を活発化させる文化交流事業を行います。	

③	文化を通じた市民や地域の文化団体、企業、行政などの協働
市民、企業、行政などが協働による文化事業を開催し、地域コミュニティや地域経済を活性化することで、本市特有の文化を創造します。また、地域課題解決のために文化力を活用します。	

④	地域文化資源の顕彰・発信・活用
本市が誇る文化人や伝統芸能を積極的に活用し、個性的な文化を創造するとともに、新たな地域の魅力を再発見し、文化振興の素材として積極的に活用します。また、それらの地域文化資源を情報発信します。	

⑤	文化施設の適正な整備及び活用
市民文化センターの利用者が安全で快適に利用できるよう、不具合箇所の改善と設備の充実など施設の整備に努めます。また、市民文化センターを市民の文化振興に寄与する中核施設として活用します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市民文化センター稼働率（%）	<b>60.0</b>	72.6	参考資料：指定管理者実績報告書
文化に対する市民満足度（%）	<b>21.6</b>	28.8	参考資料：市民意識調査

**【資料】** 清水かつらの代表作（みどりのそよ風・叱られて）

**【写真】** 白子コミュニティセンター展示室

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	スポーツ青少年課	関係課名	
-------	----------	------	--

### 1. 施策名

No.	
27	スポーツ・レクリエーションの環境の整備

### 2. 施策の目的

市民が身近な場所で快適・安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

生涯学習振興計画に基づき、市民の健康維持・増進のため、身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境の整備に努めてきました。現在市民に提供している市内のスポーツ施設には、総合体育館や運動場など、市が運営管理する施設や市内小中学校の校庭・体育館及び国の施設（庭球場・グラウンド）の計24施設があります。年間に延べ40万人以上が利用しており、年々利用者数が増えています。しかし利用者の増加に応じた施設の増加や利用枠の増加が追いついていません。

#### 3-2. 平成27年度の現状

現在、市民に提供している市内のスポーツ施設等は計23施設あります。年間に延べ46万人以上が利用しており、年々利用者数が増えています。しかし施設利用は週末に集中しており予約がしづらい状況です。

### 4. 課題

既存施設の老朽化・劣化が進んでいます。また、年々増加するスポーツ施設利用者の要望に応えるため、スポーツ・レクリエーション活動のための場所の確保が求められています。

#### 【地図】スポーツ施設位置図

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民が快適かつ安全にスポーツ・レクリエーションを楽しむための場の提供
------	------------------------------------

課題解決の考え方	安全なスポーツ施設の提供
解決に向けた取組	①スポーツ施設の整備

課題解決の考え方	スポーツ・レクリエーション活動の拠点づくり
解決に向けた取組	②総合体育館の利用促進

課題解決の考え方	市内にある国の施設を有効に活用するための働きかけ
解決に向けた取組	③国や民間企業などの施設の有効活用

### 6. 取組内容

①	スポーツ施設の整備
施設の老朽化や劣化の状況を早期に把握し、施設の充実や補修・改修について、緊急度や必要性を勘案しながら計画的な整備を推進します。 また、市内遊休資産の利活用についても検討していきます。	

②	総合体育館の利用促進
総合体育館をスポーツ・レクリエーション活動の拠点として利用を促進します。	

③	国や民間企業などの施設の有効活用
スポーツ・レクリエーション活動をするための身近な場所として、市内の小中学校の校庭・体育館を学校教育に支障のない範囲で地域や登録団体に開放を進め、市内にある国の施設（司法研修所・裁判所職員総合研修所・税務大学校）を有効に活用するため市民開放を拡大するよう関係機関に働きかけます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
スポーツ施設の延べ利用者数（人）	<b>490,976</b>	500,000	
登録団体数（団体）	<b>2,417</b>	<b>3,000</b>	



## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	スポーツ青少年課	関係課名	
-------	----------	------	--

### 1. 施策名

No.	スポーツ・レクリエーション活動の推進
28	

### 2. 施策の目的

市民が自主的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むようにします。
------------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>本市では、各種教室、大会、イベント、講習会などのさまざまなスポーツ・レクリエーション事業を展開しています。また、総合体育館では、指定管理者制度を導入し、個人開放日の設定など個人で気軽に参加できる機会を提供しています。</p> <p>市民意識調査では、日常における身近なスポーツ・レクリエーションの機会が充実しているに対して満足度は<b>24.1%</b>で、施策全体の平均値を若干上回っていますが、スポーツを週1回以上実施している人の割合は31.4%にとどまっています。</p>
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

和光市スポーツ推進計画のアンケート調査では週1回以上スポーツをする人の割合は34% 全く運動をしていない人の割合は50%となっています。
---

### 4. 課題

<p>スポーツ・レクリエーションの参加状況は、その内容によって違いがあり、参加者の年齢層に偏り、幅広い世代に対するスポーツ・レクリエーション活動への参加意識を高めるための取組が求められています。また、多種多様な事業を展開していくための指導者が不足しているため、指導者の確保が求められています。</p>
--

**【写真】和光市民ロードレースフェスティバルの風景**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	「一市民一スポーツ」に向け、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進させるための機会提供
------	---

課題解決の考え方	あらゆる世代が参加できる機会の提供
解決に向けた取組	①市民が参加しやすいイベントなどの開催

課題解決の考え方	自主的なスポーツレクリエーションの活動への参加意識の醸成
解決に向けた取組	②スポーツ・レクリエーション活動の推進

課題解決の考え方	生涯スポーツ活動を支える指導者の確保
解決に向けた取組	③指導者の養成と活用

### 6. 取組内容

①	市民が参加しやすいイベントなどの開催
年齢に応じて市民や体育団体のスポーツに関するニーズを把握し、そのニーズに対応した参加しやすいイベントなどを開催します。また、子育て中の親が参加しやすい環境づくりにも配慮していきます。	

②	スポーツ・レクリエーション活動の推進
指定管理者制度を導入した総合体育館などでは、利用者の意見・要望を反映し、施設としての魅力の向上を図り、広報紙や市ホームページ等を活用した情報の発信をしていきます。	

③	指導者の養成と活用
市民の自主的な生涯スポーツ活動を支えるための指導者を確保するため、体育団体や民間団体と連携しながら、指導者養成講習会や研修会などを開催し、指導者を養成します。また、各種事業に生かしていきます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
スポーツ・レクリエーション事業参加人数（人）	<b>4,009</b>	10,000	
総合体育館個人利用者人数（人）	<b>92,366</b>	<b>98,000</b>	総合体育館のトレーニングルームやサービスプログラム等の個人利用者の延べ利用人数

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	人権文化課	関係課名	学校教育課・生涯学習課
-------	-------	------	-------------

### 1. 施策名

No.	人権啓発・教育及び平和の推進
29	

### 2. 施策の目的

基本的人権を尊重する立場から、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別は不当なものという人権意識を持ち、お互いの個性を尊重し認めあうようにします。また、命の大切さや平和の尊さを市民とともに考え、平和な社会を実現します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

人権・同和行政実施計画に基づき、人権教育の充実を図ってきましたが、いじめなどの人権問題が発生しています。  
また、市民や企業、市職員に対し、講演会や研修会を実施し、人権啓発の場を広げるよう努めてきましたが、参加者数は横ばい傾向にあります。  
さらに、人権擁護委員と連携し、人権啓発を進めてきましたが、人権相談件数は少なく、人権擁護委員を知る人も少ないのが現状です。

#### 3-2. 平成27年度の現状

人権・同和行政実施計画に基づき、人権教育の充実を図っていますが、いじめなどの人権問題が発生しています。また、市民や企業、市職員に対し、講演会や研修会を実施し、人権啓発の場を広げるよう努めておりますが、参加者数は横ばい傾向にあります。さらに、人権擁護委員と連携し、人権啓発を進めてきましたが、人権相談件数は少なく、人権擁護委員を知る人も少ないのが現状です。また、法務省では近年インターネット上の誹謗中傷といった人権問題が発生していることから、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を平成27年度啓発活動年間強調事項の一つに掲げ、人権擁護機関を中心に人権啓発活動を展開しています。

### 4. 課題

人権問題の現状を市民や企業、市職員に十分に理解・認識してもらうため、講座などの参加者を増やす必要があります。  
また、人権相談や人権擁護委員について、より周知する必要があります。  
平和事業については、毎年平和祈念事業を行って市民の意識の向上を図っていますが、平和祈念講演会は語りべの高齢化により、今後のあり方の検討が求められています。

#### 【写真】人権教育の風景

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	人権問題と平和活動に対する理解の促進
------	--------------------

課題解決の考え方	人権問題に関する情報提供と意識啓発
解決に向けた取組	①学校教育における人権教育の推進
	②社会教育における人権教育の推進
	③人権啓発・交流の推進

課題解決の考え方	人権問題に対する専門職による解決
解決に向けた取組	④人権相談体制の充実

課題解決の考え方	平和について考える機会の提供
解決に向けた取組	⑤平和意識の向上

### 6. 取組内容

①	学校教育における人権教育の推進
小中学生の人権意識の醸成を目的とした人権作文、人権標語への取組や道徳を中心とした教育活動を通じて人権教育を推進します。また、教職員に対する、人権問題への正しい理解と認識を深めるための研修会の充実を図ります。	

②	社会教育における人権教育の推進
市民や企業、市職員に人権に対する学習機会を提供します。また、参加者が増えるよう、より魅力的な内容となるよう努めます。	

③	人権啓発・交流の推進
市内の連携を図り、啓発交流活動を行いさまざまな差別問題に対する市民の理解を深めていきます。また、人権擁護委員と連携して活動を行うことで地域における人権啓発活動を強化します。	

④	人権相談体制の充実
人権相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を深め、相談体制を充実します。	

⑤	平和意識の向上
市民の平和意識の向上を図るため、市民が共に考える機会の提供や啓発活動などを行います。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
人権講演会参加率(%)	57	75	
人権相談の相談件数(件)	7	15	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	人権文化課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	男女平等参画社会の実現
30	

### 2. 施策の目的

市民一人ひとりが男女平等の理念を理解し、男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会を実現します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

男女共同参画推進条例及び男女共同参画わこうプランに基づき、男女共同参画社会の実現を目指して取組を進めてきましたが、市民意識調査（平成19年度）では「社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合（12.6%）」はいまだに低く、家事や子育てについても、性別による固定的な役割分担意識が依然として存在しています。

また、結婚・妊娠・出産・育児期にある女性の労働力率は低く「M字型曲線」を描き、女性労働力率と潜在的な女性労働力率を比較すると、希望と現実の差がひらいていることが分かります。

さらに、配偶者や恋人間における身体的暴力、精神的暴力、性的暴力を暴力として認識していない人も多くいます。

そして、市のまちづくりへの女性の参画に関して、審議会などの女性委員の割合は、平成21年度現在33.1%にとどまっています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

和光市男女共同参画意識調査（平成26年度）では「社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合」は21.8%といまだに低く、家事や子育てについても、性別による固定的な役割分担意識が依然として存在していることから、男女の人権を尊重する意識の浸透を図るための一層の取組が必要です。また、和光市の審議会等における女性委員の比率は、平成26年度で34.7%と、国の35.4%よりも低く、埼玉県の26.5%よりも高くなっています。但し、中には女性委員が一人もいない審議会等もあり、自治会等の役職や行政職員などの政策や方針の立案・決定の場においては、依然として女性が少ない傾向にあり、男女双方の意見が対等に反映されにくい状況が見られます。

### 4. 課題

家庭や職場において、性別による固定的な役割分担意識が解消されておらず、社会のあらゆる場における男女共同参画の推進が必要です。また、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント及び児童虐待については、被害者が多く存在することから、それらを人権侵害行為として市民が認識する必要があります。

さらに、まちづくりの政策や方針の立案・決定の場において、女性の積極的な参画を促進する必要があります。

#### 【グラフ】男女平等だと思ふ人の割合

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	男女平等の理念の普及とあらゆる分野への男女共同参画
------	---------------------------

課題解決の考え方	家庭、学校、職場などのあらゆる場における性別役割分担意識の解消
解決に向けた取組	①男女共同参画わこうプランの着実な推進
	②男女共同参画意識の普及啓発
	③男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり

課題解決の考え方	「DVやセクハラ、児童虐待は人権侵害行為である」という認識の向上
解決に向けた取組	④暴力の根絶に向けた意識づくりと被害者支援体制の強化
課題解決の考え方	まちづくりの政策や方針の立案・決定の場への女性の参画
解決に向けた取組	⑤まちづくりに関する男女共同参画機会の実現

### 6. 取組内容

①	男女共同参画わこうプランの着実な推進
第三次行動計画男女共同参画わこうプランに基づき、全庁的に男女共同参画推進体制を強化し市民及び事業者と連携して、男女共同参画を着実に推進します。	

②	男女共同参画意識の普及啓発
男女共同参画意識の普及啓発を図り、男女が社会のあらゆる場で個性や能力を十分に発揮できるよう、家庭、学校、職場、地域における男女平等教育を推進し、学習機会の提供に努めます。	

③	男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり
男女が共にいきいきと働ける環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めます。さらには、女性の起業や就職・再就職への支援を図ります。	

④	暴力の根絶に向けた意識づくりと被害者支援体制の強化
ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメント、児童虐待などの暴力を絶対に許さない体制づくりを進めます。また、被害者や周囲の人々が安心して相談できる環境づくりや安全で安心な保護と自立支援を行います。	

⑤	まちづくりに関する男女共同参画機会の実現
社会のあらゆる分野に男女双方の意見が反映されるよう、審議会などにおける委員の男女比率の均衡を図ります。また、地域活動などへの男女共同参画を促進します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合（%）	21.8	25.0	参考資料：男女共同参画わこうプラン
女性の労働力率（%）	62.3 (H22)	70.0	指標説明：働いている女性数/全女性回答者数 参考資料：男女共同参画市民意識調査
審議会における女性委員の登用率（%）	33.9	50.0	指標説明：審議会の女性委員/審議会の男女委員総数 参考資料：男女共同参画わこうプラン
セミナー開催数（回）	5	6	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	人権文化課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
31	国際化の推進

### 2. 施策の目的

市民の国際理解やふるさと意識の普及を促進し、地域の活性化につなげるとともに、外国籍市民が安心して暮らせる環境をつくりまします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、国際化推進計画に基づき、年々増加する外国人登録者（平成21年12月1日現在1,742人。10年前の約1.65倍）に対応するため、各種表示への英語併記や、市ホームページの英語・中国語版及びやさしい日本語による情報発信を実施しています。  
また、市民に対しては、国際化推進事業、和光市国際ネットワーク\*1の運営などを行っています。  
本市は、平成11年10月1日にアメリカ合衆国ワシントン州ロングビュー市と姉妹都市\*2提携を結び、パネル展の開催や市民まつりにおいて姉妹都市の周知・PRをしています。

\*1 和光市国際ネットワークとは、平成15年に設立された組織で、市内を中心に国際交流・協力活動を行っている団体のほか、市内の学校や民間企業などが参加しているもの。

\*2 姉妹都市とは、姉妹提携（両市長による提携書があり、議会の承認を受けている）を結んだ市のこと。

#### 3-2. 平成27年度の現状

平成26年度から市民海外派遣事業を再開し、隔年で姉妹都市を訪問しています。訪問しない年においては姉妹都市からの訪問団を受入します。  
2020東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、外国人が過ごしやすい環境整備の内容及び方法を検討しています。

### 4. 課題

市民や和光市国際ネットワークの活動による国際交流活動や国際理解を深める機会の充実が求められています。  
また、外国籍市民が抱える問題や市政への要望・意見を把握する機会、外国人への情報提供が共に不足しているため、外国籍市民が地域になじむ機会や仲間を得る機会が十分とはいえません。  
さらに、和光市・ロングビュー市ともに、姉妹都市に対する認知度が低い状況です。

【地図】ロングビュー、【写真】国際交流の活動風景

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民の国際理解の向上と外国籍市民が安心して暮らせる環境づくり
------	--------------------------------

課題解決の考え方	国際理解の意識の普及
解決に向けた取組	①国際交流活動・機会の充実
	②多面的な国際交流の促進

課題解決の考え方	外国籍市民の支援体制の充実
解決に向けた取組	③外国人にも暮らしやすい環境づくり

### 6. 取組内容

①	国際交流活動・機会の充実
市民、国際交流団体、企業、研究機関などの国際交流・協力活動を支援し、共に国際化を推進していきます。 また、外国籍市民と日本人市民が交流する機会や場を提供し、多文化共生*3意識の普及を図ります。	

\*3 多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支える主体として、それぞれの能力を十分に発揮しながら共に生きる、安全・安心で活力ある社会のこと。

②	多面的な国際交流の促進
姉妹都市をはじめとするさまざまな地域との交流促進を図ります。また、市民のロングビュー市に対する認知度を更に高めます。	

③	外国人にも暮らしやすい環境づくり
外国籍市民の要望などを把握し、生活上のさまざまな問題に対応するため、国際交流員を活用するとともに、ボランティア制度の運用によって、外国人支援体制を充実していきます。 また、重要な行政情報・生活情報について、多言語ややさしい日本語などで外国人にも分かりやすい情報提供を推進していきます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
国際交流イベント参加者数（人）	53	85	指標説明：市が主催する国際交流イベントに参加した市民の数
ボランティア登録者数（人）	53	85	

## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	こども福祉課	関係課名	
-------	--------	------	--

### 1. 施策名

No.	
32	多様な保育サービスの推進

### 2. 施策の目的

働く保護者が、安心して子どもを預けられる環境を整えるとともに、子どもが元気で健やかに育つようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は子育て世帯が多いことから、多様な保育ニーズに対応するため、次世代育成支援行動計画に基づき、保育園では、乳児保育・延長保育・休日保育・年末保育・病後児保育\*1といった保育サービスを実施してきました。さらに、放課後健全育成事業（保育クラブ）については、他市に先駆け、全小学校区で実施してきました。

また、平成18年度から平成20年度までの間で、民設園4園（定員230名）を整備し、待機児童の解消に努めてきました。しかし、マンションなどの建設により若い世代が多く在住していることなどから、保育園への入園申請者数や一時保育（一時預かり事業）利用希望者は、年々増え続けている状況となっています。

\*1 病後児保育とは、保育園・保育クラブ（小学校3年生まで）などに通園（通所）している乳幼児及び児童が、病気の回復期にあって、まだ、集団保育ができない期間を別に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援すること。病児保育とは、突発的な発熱や風邪などで保育所が預かれない子供を、保護者の委託を受けて一時的に預かるサービス。

#### 3-2. 平成27年度の現状

平成27年度市内保育施設については、保育園が14施設、小規模保育事業所10施設が整備され、1,526名の受入枠を確保していますが、待機児童が59名（平成27年4月1日現在）いる状況です。平成27年度においては、平成28年4月開園を目指して、保育園及び小規模保育事業所等の基盤整備を進めています。

### 4. 課題

保育園、保育クラブの待機児童の解消や一時保育の利用希望への対応が求められています。  
子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における子育てに関する課題を的確にとらえ、地域包括ケアシステムの構築を念頭に置いた課題解決のための取組として、サービス提供基盤の整備と、サービスの質の向上を推進する必要があります。

【グラフ】保育園入所児童数・待機児童数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	安心して子どもを預けられる環境づくり
------	--------------------

課題解決の考え方	待機児童の解消
解決に向けた取組	①保育園の待機児童の解消
	②保育クラブの待機児童の解消
	③家庭保育室利用保護者の負担軽減

課題解決の考え方	多様な利用ニーズに対応するための保育サービスの改善
解決に向けた取組	④一時保育の拡充
	⑤新たな保育ニーズへの対応

### 6. 取組内容

①	保育園の待機児童の解消
保育園の改修や民間保育施設支援などを計画的に行うとともに、待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備を進めます。	

②	保育クラブの待機児童の解消
保育クラブの整備と併せて受入児童数や受入児童年齢の見直しなどを行い、待機児童の解消を図ります。	

③	家庭保育室利用保護者の負担軽減
認可保育園に比べて高額である家庭保育室の保育料に対する保護者の負担軽減を図るため、所得に応じた助成を行います。	

④	一時保育の拡充
一時保育未実施及び新設園等での一時保育の導入を図ります。	

⑤	新たな保育ニーズへの対応
認定こども園などの新たなニーズに対応するなど、更なる保育サービスの充実を図ります。	

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
保育園待機児童数（人）	53	0	<del>参考資料：おこころ子どもプラン</del>
保育クラブ待機児童数（人）	2	0	
和光市が子育てしやすいと感じる市民の割合（%）	33.9	43.0	参考資料：子ども・子育てニーズ調査（就学前児童調査）

【地図】保育園・保育クラブ位置図・保育園及び保育クラブ名称一覧

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	こども福祉課	関係課名	
-------	--------	------	--

### 1. 施策名

No.	33 安心して楽しい育児の推進
33	

### 2. 施策の目的

子育て中の家庭の育児不安や悩みが解消され、安心して楽しく子育てができるようにします。
--

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>本市では、育児不安や悩みを解消するため、子どもに関する相談を家庭児童相談室や各子育て支援拠点、児童センター（館）において実施しています。また、子育て支援センターなどの子育て支援拠点において、サークル活動を中心とした地域での子育てを支援しています。</p> <p>わこう子どもプラン策定のためのアンケート調査では、家庭児童相談室を利用した人の満足度は、79.3%と高い割合を示している一方、子育ての総合相談室及び家庭児童相談室の認知度については、それぞれ49.2%、39.7%となっており、十分認知されているとはいえません。</p>
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>子ども・子育て支援事業計画の施行により、子育て支援センターを「子育て世代包括支援センター」として機能再編し、「わこう版ネウボラ」の地域拠点として個別マネジメント機能を強化することで、サークル活動等の集団支援中心の運営から個別課題解決のための機関へと変革しています。また、児童センター（館）については、管理運営を行う指定管理者に対し、子育てに関する相談体制の構築と充実を求め、指定の条件としています。</u></p>
---

### 4. 課題

<p>保護者の経済的状況やメンタル面などが影響し、子どもに関する相談が複雑化しています。<u>そのため、育児の自立に課題がある家庭に対しては、育児だけでなく親の就労や家計の問題等についても包括的に支援していく必要があります。これを実現するため、コミュニティケア会議を通じた子育て世代包括支援センターの機能化が重要です。</u></p>
---

#### 【グラフ】家庭児童相談室相談件数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	子育て家庭の育児に関する不安や悩みの解消
------	----------------------

課題解決の考え方	子育てに関する複雑多様化する相談内容への対応
解決に向けた取組	①児童家庭相談体制の充実

課題解決の考え方	子育てをきっかけとした交流の場の提供
解決に向けた取組	②地域での子育て応援体制づくり

### 6. 取組内容

①	児童家庭相談体制の充実
<p>家庭児童相談室などの子どもに関して相談できる場所（機関）の周知方法を更に工夫し、保護者が気軽に相談できるようにします。また、複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、関係部署（機関）と連携を図り、事態を深刻化させないよう取り組みます。</p>	

②	地域での子育て応援体制づくり
<p>保護者が子育てについてさまざまな不安を抱え、地域から孤立することがないように、保護者と地域が相互に交流するきっかけとなる場を提供します。また、地域での子育ての課題を共有し、その解決に向けて取り組む保護者同士のサークルを育成し、その活動を支援します。</p>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
家庭児童相談室相談件数（件）	<u>1,894</u>	2,500	参考資料：わこう子どもプラン
子育てが楽しいと感じる市民の割合（%）	<u>68.0</u> (H25)	80.0	参考資料：わこう子どもプラン
<u>子育て世代包括支援センターにおける</u> 子育てサークル団体数	<u>12</u>	30	参考資料：わこう子どもプラン



## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	こども福祉課	関係課名	
-------	--------	------	--

### 1. 施策名

No.	地域における健やかな子育ての実現
34	

### 2. 施策の目的

子どもが身近な地域で安心して、友だちと触れ合いながら、健やかに育つようにします。
--

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>本市では、4箇所の子育て支援拠点及び4箇所の児童センター（館）などが、子育て中の親子、小中学生の交流拠点となっています。わこう子どもプラン策定のためのアンケート調査では、子育て支援拠点及び児童センター（館）などを「利用している人」及び「今後利用したい・利用を増やしたい人」を合わせると76.1%になっており、今後も利用者が大幅に増加することが見込まれます。</p> <p>また、同アンケートでは、小学生の保護者のうちの45%が優先的に解決すべき課題として「地域に中高生の居場所づくりが必要」と答えており、さらに中学生を対象とした聞き取り調査でも、多くが「友だちと遊べる場所が欲しい」と答えています。</p> <p>さらに、同アンケート調査では、未就学児保護者のファミリー・サポート・センター事業に対する認知度が80.0%と高く、利用者の満足度も63.2%と高くなっています。</p>
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>平成26年10月より開始したわこう版ネウボラ事業により、子育て世代包括支援センターでの相談支援機能が強化され、より市民に近い地域において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施し、健やかな子どもの育ちを支援しています。</u></p> <p><u>児童センターの利用率は毎年一定の数値を保っており、今後もニーズは継続すると考えられます。現在中高生の居場所としても金曜夜に児童センターを活用しています。</u></p> <p><u>ファミリー・サポートセンターの依頼会員は毎年増加しており、平成26年度末には1,103人（年間で68人増）しているのに対し、協力会員及び両方会員は345人（年間16人増）となっており、ニーズの増加に対してサービスの提供体制が遅れているのが現状です。</u></p>
---

### 4. 課題

<p><u>児童センターについては、利用者のニーズの変化を的確にとらえ、バリエーション豊かな放課後の居場所づくりが求められています。</u></p> <p><u>また、ファミリーサポートセンター事業については、地域の互助による訪問サービスの強化が課題となっており、様々な預かりのニーズに対応していく必要があります。</u></p>
---

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	身近な地域での子育て環境づくり
------	-----------------

課題解決の考え方	地域や育児経験者による支援と場の提供
解決に向けた取組	①地域子育て支援の充実
	②ファミリー・サポート・センター事業の充実
課題解決の考え方	公共施設を活用した中高生の居場所の確保

解決に向けた取組	③子どもや中高生の居場所づくり
----------	-----------------

課題解決の考え方	既存施設の老朽化対策
解決に向けた取組	④児童施設の維持管理

### 6. 取組内容

①	地域子育て支援の充実
<p><u>子育て世代包括支援センターにおける相談機能を強化し、地域における妊娠期から出産、育児までの切れ目のない連続した支援体制を整えます。（わこう版ネウボラ）</u></p>	

~~\*1 ホムステットとは、育児不安を抱えている家庭をボランティアが訪問し、友人のように寄り添いながら話を聴いたりする家庭訪問型子育て支援事業のこと。~~

②	ファミリー・サポート・センター事業の充実
<p>ファミリー・サポート・センター事業をより充実させるため、特に、60歳代の子育て経験者や依頼会員などを対象に協力会員の増加を図ります。</p>	

③	子どもや中高生の居場所づくり
<p>既存の公共施設を活用し、中高生などが幅広く利用できる施設（居場所）をつくります。また、児童が安心して利用できる施設として、児童センター（館）を活用します。さらに、児童センターでは、児童と高齢者が触れ合うなどの世代間交流を進めます。</p>	

④	児童施設の維持管理
<p>児童センター（館）、総合児童センタープールなどの施設については、民間活力を利用した多機能施設への転換を図り整備します。また、下新倉児童センターについては、新設小学校併設施設として整備します。</p>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
子育て支援拠点の利用者数（人）	106,332	100,000	参考資料：わこう子どもプラン
ファミリー・サポート・センター援助活動件数（件）	6,176	10,000	参考資料：わこう子どもプラン
既存施設の活用による中高生などの居場所（箇所）	2	3	参考資料：わこう子どもプラン

【地図】児童福祉施設位置図、児童センター等名称一覧

## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	こども福祉課	関係課名	福祉政策課
-------	--------	------	-------

経済的自立を促進します。

### 1. 施策名

No.	子育て家庭への経済的支援
35	

### 2. 施策の目的

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもを安心して養育できるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

子どもへの医療費助成については、中学校修了前までの入通院を対象として、実施しています。また、中学校修了前までの児童を養育している家庭に対しては、児童手当を支給しています。さらに、ひとり親家庭などへの支援としては、児童扶養手当の支給及び医療費の助成を所得に応じて実施しています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

平成26年4月以降、子ども医療費の受給要件を緩和したことにより登録者数が増加し、それに伴い医療費も増加しています。また乳幼児・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成については、入院においても現物給付できるよう検討しています。ひとり親家庭が抱える様々な問題や相談の解決に向け、関連機関と連携を行い切れ目のない支援を行っています。

### 4. 課題

経済環境の悪化に伴い、経済的支援を必要とするひとり親家庭などからは、医療費助成の更なる充実が求められています。また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するための市独自の自立支援策が求められています。

【グラフ】ひとり親医療費支給額・支給件数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	子育て家庭の経済負担の軽減
------	---------------

課題解決の考え方	子育て家庭への医療費負担の軽減による子どもの養育支援
解決に向けた取組	①子育て家庭への医療費助成などの充実

課題解決の考え方	ひとり親家庭の経済的自立支援
解決に向けた取組	②ひとり親家庭の経済的自立支援

### 6. 取組内容

①	子育て家庭への医療費助成などの充実
子育て家庭への医療費の負担軽減のため、引き続き、医療費の助成を行うとともに、子どもを安心して養育できるよう経済的支援を行っていきます。	

②	ひとり親家庭の <u>経済的自立</u> 支援
児童扶養手当やひとり親家庭等医療費制度の支援のほか、ひとり親家庭などの日常生活を支援する市独自の施策を検討・実施します。また、ひとり親の主体的な能力開発の取組を支援し、	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
子ども医療費受給資格登録率（％）	97.5	<u>100</u>	指標説明：登録者数／受給対象者数
自立支援教育訓練給付（件）	<u>2</u>	<u>5</u>	



## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	長寿あんしん課	関係課名	
-------	---------	------	--

### 1. 施策名

No.	36	高齢者の生きがいと社会参加への支援

### 2. 施策の目的

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らせるようにしていきます。
--

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>本市では、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者福祉センターなどを活用して、高齢者の生きがいづくりや世代間交流につながる活動に取り組んでいます。</p> <p>しかし、老人クラブへの加入率は、高齢者人口の11.2%と低い水準にとどまっており、高齢者の就労を目的としたシルバー人材センターの登録者数についても、平成21年で355人となっており、類似団体と比べて、低い水準にあります。</p> <p>また、高齢者の健康意識の高まりを示すものとして、健康診査の受診率の増加がみられます。</p>
---

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>平成26年4月1日現在、老人クラブへの加入率は、高齢者人口の6.1%と低い水準にとどまっており、高齢者の就労を目的としたシルバー人材センターの登録者についても、329人となっております。</u></p> <p><u>また、健康診査の受診率は高いレベルが維持されており、高齢者の健康意識の高さがうかがえ、このことが介護予防に対する理解と実践に好影響を与えていると考えられます。</u></p>
---

### 4. 課題

<p>高齢者の生きがいづくりのために、地域とのつながりに高い関心を持つことや、高齢者の知識と経験を生かすことが求められています。しかしながら、老人クラブへの加入率やシルバー人材センターの登録者数は依然として低い水準にとどまっており、活動の場として十分に生かされていません。</p> <p>また、高齢者が健康でいきいきと暮らしていくためにも<b>ハイリスク高齢者を早期に、かつ的確に把握するため、健康診査等未受診者に対する訪問調査及び受診勧奨など、アウトリーチ的な取組の更なる推進が求められています。</b></p>
---

【グラフ】朝霞地区シルバー人材センターの本市会員数

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり
------	------------------------

課題解決の考え方	地域との接点づくり
解決に向けた取組	①地域社会活動への参加に対する支援

課題解決の考え方	地域社会活動への参加機会の提供
解決に向けた取組	②老人クラブの加入促進

課題解決の考え方	生きがいにつながる場の提供
解決に向けた取組	③高齢者の知識・経験の活用

	④施設サービスによる支援
--	--------------

課題解決の考え方	健康意識の醸成
解決に向けた取組	⑤健康診査等未受診者に対する訪問調査の実施

### 6. 取組内容

①	地域社会活動への参加に対する支援
地域とのつながりへの関心を高めるため、地域で実施するイベントの機会を活用し、高齢者福祉センターなどを利用しての世代間交流事業の実施や多くの高齢者が地域社会とのかかわりを持てるよう支援します。	

②	老人クラブの加入促進
高齢者がボランティア活動など自ら地域活動に積極的に参加するためのきっかけとなる老人クラブへの加入を促進します。	

③	高齢者の知識・経験の活用
シルバー人材センターにおいて、センターの運営状況などの情報提供を行い、高齢者の豊かな経験・知識を生かしていきます。	

④	施設サービスによる支援
高齢者向け住宅など、保健や福祉サービスを行い、高齢者が安心した生活を送れるよう支援を行っていきます。	

⑤	健康診査等未受診者に対する訪問調査の実施
健康診査及び人間ドックを積極的に受診するような周知活動を充実させるとともに、 <b>健康診査等未受診者に対する訪問調査による受診勧奨とハイリスク者の把握に努めていきます。</b>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
高齢者福祉センター利用者数（人）	<b>66,863</b>	72,000	指標説明：ゆめあい和光高齢者福祉センター及び新倉高齢者福祉センターの年間延べ利用者数の合計
シルバー人材センター登録者数（人）	<b>329</b>	745	
<b>健康診査未受診者に対する訪問調査件数（%）</b>	<b>＝</b>	<b>10</b>	<b>指標説明：訪問調査実施件数／健康診査未受診者数</b>

## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	長寿あんしん課	関係課名	
-------	---------	------	--

### 1. 施策名

No.	きめ細かな介護予防の推進
37	

### 2. 施策の目的

多くの高齢者が介護を必要とせず、できるだけ自立した日常生活を送れるようにします。
--

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>本市においては、全国的に高齢化が進展する中で、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、全国に先駆けて平成15年度から介護予防事業を展開しています。</p> <p>また、その柱となる市、地域包括支援センター*1、関係事業者や医療関係者などで構成するコミュニティケア会議*2において、他制度間の調整や処遇困難事例などの検討を含む、きめ細かな介護予防の取組を行ってきた結果、要支援及び要介護者の認定者数の割合が平成20年度の10.2%から平成21年度の10.0%へと減少するなど、さまざまな効果が出てきています。</p> <p>*1 地域包括支援センターとは、高齢者を対象とする予防給付の介護予防支援等を行う専門機関のこと。 *2 コミュニティケア会議とは、包括的ケアプランによる地域生活の自立支援を目的とし、他制度間の調整や処遇困難事例などを検討する会議のこと。</p>
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><b>きめ細かな介護予防の取組を行ってきた結果、65歳以上の被保険者（1号被保険者）に占める要支援及び要介護者の認定者数の割合は毎年逡減し、平成26年度には、9.4%となっており、全国的にも際立った成果が表れています。</b></p>
--

### 4. 課題

<p><b>第6期の制度改正に伴い、地域支援事業（新しい総合事業）の多様化と充実を図り、効果的な事業運営により、更なる介護予防の推進と、介護保険事業の持続可能性を高めることが求められています。</b></p>
--

\*3 日常生活圏域ニーズ調査とは、65歳以上の高齢者を対象に、個人の生活機能レベルを評価し、改善のためのアドバイス表を回答者に送付する調査のこと。

#### 【グラフ】要介護（要支援）認定率の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	元気な高齢者を増やすための <u>介護</u> の推進
------	-----------------------------

課題解決の考え方	要支援者などの悪化への対応
解決に向けた取組	①介護予防事業（介護予防サービス・地域支援事業）の充実
	②コミュニティケア会議の強化
	③日常生活圏域ニーズ調査の実施

課題解決の考え方	地域包括センターの体制強化
解決に向けた取組	④地域包括ケアの推進

### 6. 取組内容

①	介護予防事業（介護予防サービス・地域支援事業）の充実
<p>介護予防サービスの積極的活用により、要支援者の今後の悪化（要介護者への移行）の予防を図ります。また、介護予防・日常生活支援総合事業の導入により、二次予防事業対象者*4や一次予防事業対象者*5に、切れ目のない自立支援を行っていきます。</p>	

\*4 二次予防事業対象者とは、65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者のこと。

\*5 一次予防事業対象者とは、65歳以上で介護の認定がなく、二次予防事業対象者に該当しない高齢者のこと。

②	コミュニティケア会議の強化
<p>個別のケアプラン等を総合的にコーディネートするコミュニティケア会議により、改善可能性の高いケアを行うためのケアプランの調整など、保険者である市が、地域包括支援センターやケアマネージャーへの支援を行うことで包括的マネジメント*6を実現します。</p>	

\*6 包括的マネジメントとは、支援困難事例に関するケアマネージャーへの助言、地域ケアマネージャーのネットワークを構築すること。

③	日常生活圏域ニーズ調査の実施
<p>65歳以上のすべての高齢者（要支援、要介護1認定者含む）を対象に、日常生活圏域ニーズ調査（調査用紙配付、回収）を継続的に実施し、高齢者個別の課題（個人の生活機能や住まいの状況など）を把握することにより、適切な個別支援のマネジメントを行うとともに、地域の課題を分析し、介護保険事業計画に反映させます。</p>	

④	地域包括ケア*7の推進
<p>ニーズに応じた住まいが提供されることを基本として、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、福祉サービスを含む様々な生活支援サービスを含む生活支援サービスを、日常生活の場（日常生活圏域）において、適切な組み合わせにより提供し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができる体制を整備します。</p>	

\*7 地域包括ケアとは、地域包括支援センターを拠点とした、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために包括的に支援を行うこと。

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
要支援1、2に該当する人の改善率（%）	<b>40.8</b>	60.0	指標説明：介護予防ケアマネジメント*8改善率（予防給付）
二次予防事業対象者に該当する人の改善率（%）	<b>61.2</b>	70.0	指標説明：介護予防ケアマネジメント改善率（特定高齢者）
65歳以上人口に占める要介護（支援）認定者（第1号）の割合（%）	<b>9.4</b>	10.0	指標説明：要介護（支援）認定者数（第1号）／65歳以上人口

\*8 介護予防ケアマネジメントとは、認定調査項目、主治医の意見書、生活行為、調査票、健診、本人・家族との話し合いなどをもとに現状の生活行為に関する評価分析を行うこと。

#### 【地図】長寿あんしんプランングランドデザイン／【表】地域包括支援センターの担当地区

## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	長寿あんしん課	関係課名	
-------	---------	------	--

### 1. 施策名

No.	介護サービスの適正な提供
38	

### 2. 施策の目的

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して過ごせるようにします。
---------------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

平成18年の介護保険法の改正により、住み慣れた地域での生活を支えるためのものとして地域密着型サービス*1が創設され、本市でも、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画や介護保険法の主旨に基づき、地域密着型サービスの拠点として小規模多機能居宅介護施設*2及び認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の施設整備を積極的に推進しています。また、介護サービスについては、在宅介護を基本とした各種介護サービスを提供しています。
--

- \*1 地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス事業のこと。
- \*2 小規模多機能居宅介護施設とは「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供し在宅での生活の継続性を支援する施設のこと。

#### 3-2. 平成27年度の現状

<b>在宅介護を基本とした各種介護サービスを提供していることから、介護保険事業計画において定めるグランドデザインに基づき、サービス付き高齢者向け住宅の誘致など、多様な手法により在宅介護の前提条件となる高齢者の住まいの確保を図っています。</b>
--

### 4. 課題

在宅介護の限界点を高めるためには、在宅介護と在宅医療の連携強化を図り、入退院時の効果的連携のための仕組みと、在宅介護を支援するための基盤整備を地域包括ケアシステムの構築により、さらに、充実させる必要があります。
---

#### 【イラスト】

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	適切な介護サービスを受け、住み続けられるための支援
------	---------------------------

課題解決の考え方	高齢者が住みなれた地域で生活できるサービスの提供
解決に向けた取組	①サービス付き高齢者向け住宅などの施設整備
	②在宅介護における支援

課題解決の考え方	緊急対応できる連携体制の確立
----------	----------------

解決に向けた取組	③医療機関との連携
----------	-----------

### 6. 取組内容

①	サービス付き高齢者向け住宅*3などの施設整備
地域包括ケアシステムを構築するため、在宅療養診療所*4や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス*5事業所等を併設したサービス付き高齢者向け住宅の整備を図り、在宅介護の支援拠点として、近隣地域にも安心と安全を届けます。	

- \*3 サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づく、専ら高齢者や同居配偶者を賃借人とする賃貸住宅のこと。
- \*4 在宅療養診療所とは、サービス付き高齢者向け住宅などに併設した診療所のこと。
- \*5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスとは、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスのこと。

②	在宅介護における支援
居宅サービス・地域密着型サービスの充実を図るとともに、市町村特別給付を活用することにより、要介護度が4から5の高齢者でも、居宅において適切なサービスを受けながら生活することができるよう、在宅介護の限界点を高めるための取組を進め、介護ニーズに対する選択肢の拡大を図ります。	

③	医療機関との連携
地域包括ケアシステムの構築を念頭に置き、在宅介護を支援するため、医療機関との連携を強化します。また、コミュニティケア会議を通じた施設や病院における入退院時の効果的連携を図ります。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
地域密着型拠点施設整備（箇所）	<b>16</b>	<b>24</b>	<u>長寿あんしんプラングランドデザイン</u>
介護サービスの利用割合（%）	<b>89.7</b>	80.0	指標説明：居宅・地域密着型サービス利用件数／全サービス利用件数

## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	社会福祉課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
39	チャレンジドが安心できる障害福祉の推進

### 2. 施策の目的

チャレンジドが安心して地域生活を送れるようにします。
----------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では第三次障害者計画、第二期障害福祉計画及び地域福祉計画を策定し、 <u>チャレンジド</u> のための福祉施策を推進しています。 また、身体・知的・精神の各障害に対する対応を一元化し、サービス提供を行う地域の拠点として総合福祉会館（ゆめあい和光）を整備し、相談支援、就労支援といった障害者福祉サービスの充実に努めています。
---

#### 3-2. 平成27年度の現状

<u>第四次障害者計画（平成26年度～平成29年度）及び第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）が策定され、チャレンジドの「住まい、医療、予防、生活、就労、社会参加支援等を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築」を基本方針として、チャレンジドが住み慣れた地域で自立した暮らしを継続するための支援体制の整備が図られています。</u>
--

### 4. 課題

チャレンジドが増加している状況の中で、地域の理解促進と支え合いの仕組みづくりや社会参加のための環境整備やまちづくりにおけるバリアフリー化への取組が十分とはいえません。また、保健・医療体制についても改善の余地があります。こうした状況を踏まえ、今後もチャレンジドの地域生活支援のための多様な支援策の拡充を図る必要があります。
--

#### 【グラフ】障害者数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援
------	-------------------------

課題解決の考え方	地域理解の促進と支え合いの仕組みづくり
解決に向けた取組	①相談支援体制の充実

課題解決の考え方	社会参加の促進を支援する事業展開
解決に向けた取組	②社会参加の促進

課題解決の考え方	安心・安全で総合的な地域生活支援体制の充実
解決に向けた取組	③地域での自立を支える生活支援の充実

課題解決の考え方	相談体制と医療支援の充実
解決に向けた取組	④保健・医療の充実

### 6. 取組内容

①	相談支援体制の充実
地域生活支援センターを相談拠点として市民・市・関係機関などと連携の上、地域で安心して生活できるよう <u>サービス調整</u> を図ります。また、チャレンジドのライフステージに合わせた一貫・継続した相談支援体制・地域包括ケアシステムを構築し、さらに、障害者就労支援センターを拠点として、市内企業、教育機関及びハローワークなどと連携を強化しながら、情報提供、相談から就職、職場定着まで総合的な支援を行います。	

②	社会参加の促進
スポーツ・レクリエーションなどの活動や各種福祉サービスを充実し、チャレンジドの社会参加を支援します。	

③	地域での自立を支える生活支援の充実
在宅支援、施設支援及び日中活動の場の整備などを行い、介護者の精神的・肉体的な負担軽減にも配慮しながら新しいサービスの充実を図るとともに、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、施設等のバリアフリー化を進めていきます。また、総合福祉会館（ゆめあい和光）の機能充実に努めます。さらに、緊急時や災害時にチャレンジドの安全が確保されるよう総合的な支援体制づくりを進めていきます。	

④	保健・医療の充実
関係機関との連携を図り、障害の早期発見や療育など総合的かつ一貫した相談支援・地域包括ケアマネジメント体制の充実を図ります。また、自立支援医療費制度、重度心身障害者医療制度により、必要な医療費を支給します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
相談件数（件）	<u>4,161</u>	6,150	
障害福祉に関する「満足」「まあ満足」と答えた人の割合（%）	<u>22.7</u> (H27)	27.7	参考資料：市民意識調査



## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	社会福祉課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
40	地域で支え合う福祉の推進

### 2. 施策の目的

地域住民の誰もが地域で支え合う福祉の中で安心して生活できるようにしていきます。
---

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、本市では、地域福祉計画に基づき、地域の問題を市民自らが気付き、解決に取り組むことができるような地域の支え合いを実現するため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携して、地域福祉の推進に取り組んでいます。
---

#### 3-2. 平成27年度の現状

<u>地域の課題を市民自らが気付き、解決に取り組むことができるように市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画が一体的に策定され、計画に基づく自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉を推進するまちづくりが推進されています。</u>
--

### 4. 課題

<u>福祉ニーズが多様化する一方で、地域住民自らが地域における福祉の課題を把握し、理解する必要があります。そして、課題を解決するための具体的な取組を進めるため、地域福祉の意識を高め、地域の互助活動を充実させていくことが求められています。</u>
--

【写真】西大和団地まつりの風景

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	安心して生活できる地域福祉の充実
------	------------------

課題解決の考え方	交流機会不足の解消
解決に向けた取組	①地域でコミュニケーションしやすい環境づくり

課題解決の考え方	地域福祉に関する情報の共有
解決に向けた取組	②地域福祉に対する理解の普及

課題解決の考え方	関係団体との連携推進
解決に向けた取組	③地域の組織や他制度・他職種による連携

### 6. 取組内容

①	地域でコミュニケーションしやすい環境づくり イベントや講座などを通じて地域住民同士の交流の機会を増やし、地域に触れ合い、地域を知ることができるような環境づくりを進めます。
---	--

②	地域福祉に対する理解の普及 福祉教育などを通じて、市民の地域福祉に対する理解を深め、ボランティアや地域福祉コーディネータなどと連携し、地域の課題を地域住民が共有し、地域住民が主体的に解決していきけるよう普及・啓発を進めます。
---	---

③	地域の組織や他制度・他職種による連携 社会福祉協議会や民生・児童委員協議会、学校及び自治会などの地域の組織や団体と連携を図り、地域での困りごとを解決するためのしくみとしてコミュニティケア会議の機能を活用し、他制度・他職種による連携を推進していきます。
---	--

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
民生委員定員充足率（%）	86.8	98.0	
地区社協の設置（箇所）	0	9	

## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	社会福祉課	関係課名	福祉政策課
-------	-------	------	-------

### 1. 施策名

No.	41 低所得者の生活の安定と自立への支援
41	

### 2. 施策の目的

生活に困窮する市民が健康的で文化的な生活を送れるようにします。
---------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

経済情勢の悪化による景気低迷の影響により、雇用環境が一段と厳しさを増す中、本市でも低所得者に対する経済的自立に向けた支援に取り組んでいるものの、保護世帯数は、平成20年末の356世帯に対して、平成21年度末では418世帯と増加傾向を示しています。
---

### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>平成27年4月からの生活困窮者自立支援法施行に先立ち、平成26年7月から同法モデル事業として、市内に2箇所、和光市くらし・仕事相談センター「すたんど・あっぷ和光」及び「すてっぷ」を開設し、生活困窮者に対する自立に向けた相談業務を実施しています。</u></p> <p><u>この取組により、平成25年度末の被保護世帯506世帯に対し平成26年度末は、510世帯となり、増加の割合は緩やかなものとなっています。</u></p> <p><u>保護世帯の特徴としては、特に高齢者世帯が53.1%を占めており、被保護者の高齢化が進んでいます。</u></p>
---

### 4. 課題

生活相談件数、生活保護申請件数が増加する一方で、自立世帯数は伸び悩んでいます。また、稼働年齢層*1に対する就労支援・自立支援が不十分です。 <u>そのため、生活困窮者の自立を支援するための具体的な取組を定める計画の策定により、予防的な視点に立った施策の展開が求められます。</u>
--

\*1 稼働年齢層とは、就労を阻害する要因（病気、高齢、障害など）がなければ、就労義務があり、就労指導の対象となる年齢層（通常18歳から65歳までを指す。）のこと。

### 【グラフ】生活保護世帯数等推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	生活に困窮する市民の自立した生活の支援
------	---------------------

課題解決の考え方	生活困窮者の相談内容の的確な把握
解決に向けた取組	①生活困窮者への相談と生活保護の実施
解決に向けた取組	②生活困窮者自立支援事業の実施

課題解決の考え方	就労支援による自立支援
解決に向けた取組	③稼働年齢層に対する就労支援・自立支援

### 6. 取組内容

①	生活困窮者への相談と生活保護の実施
生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、相談者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立と就労支援等の体制を構築します。また、面接相談時に的確な状況把握に努め、生活保護法の趣旨に基づき適切に生活保護を実施します。	

②	生活困窮者自立支援事業の実施
生活に困窮した市民に対し、生活保護を受給せざるを得なくなる前の予防的な取組として、 <u>家計、健康問題、社会参加から就労に至るまでの相談支援、また子どもには学習支援を実施します。さらに失業等により住居の確保が困難となった市民に対して家賃を助成するなどの自立を促す取組を推進します。</u>	

③	稼働年齢層に対する就労支援・自立支援
稼働年齢層に対しては、被保護者の就労の可否についての的確に把握した上で、就労への指導・助言などを行い、自立を支援します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
自立世帯数 (生活保護)	7	10	
相談世帯数 (生活困窮者自立支援)	163	240	平成26年現状値について 生活困窮者自立促進支援モデル事業に おけるH26年7月～H27年3月分世帯数

## 施策内容修正シート（中間見直し前倒し対象施策）（別紙1）

主担当課名	健康支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

解決に向けた取組	③母子保健の推進
----------	----------

### 1. 施策名

No.	健康な次世代を育む母子保健の推進
4 2	

### 2. 施策の目的

次世代の担い手となる子どもたちが、安心して生み育てられ、また、乳幼児が健やかな成長・発達ができる環境づくりを推進します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は子育て世代が多いため、母子保健に対するニーズが高くなっています。乳幼児の発育・発達に関する相談に対応するため、専門医や臨床心理士\*1による相談支援事業を保健センターで行っています。生後4か月までの乳児の全戸訪問事業や健康診査受診率の向上、未受診児追跡などに力を入れ、乳幼児の健やかな成長、発達のための健康支援を行っています。また、虐待予防については、関係機関との情報連携により、虐待の防止に積極的に取り組んでいます。

\*1 臨床心理士とは、カウンセリングや諸種の心理療法などを担当する専門職のこと。

#### 3-2. 平成27年度の現状

**保健・医療・福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一環として、平成26年10月から、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない子育て支援（わこう版ネウボラ）を実施しています。**  
**わこう版ネウボラでは、「子育て世代包括支援センター」におけるリスクを有する世帯に対する継続的な支援と、母子保健ケアマネージャーによる産前・産後ケアの充実を図っています。**

### 4. 課題

複雑化、多様化する母子保健に対するニーズに 妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援が求められています。また、**リスク予防の観点から、産前の課題把握と課題解決に向けたケアプランの作成、コミュニティケア会議による支援と助言が必要になっています。**

【グラフ】健康な次世代を育む母子保健の推進

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	乳幼児の健やかな育成の母子に対する支援
------	---------------------

課題解決の考え方	情報提供と相談窓口の機能の充実
解決に向けた取組	①相談窓口機能の充実

課題解決の考え方	乳幼児に関する状況の把握と健康支援策の推進
解決に向けた取組	②乳幼児の健康増進

課題解決の考え方	母子保健サービスの強化
----------	-------------

### 6. 取組内容

①	相談窓口機能の充実
市民の健康づくりの拠点である保健センターの相談機能を強化します。また、地域で活動する子育て支援関連団体などと連携し、保健情報の発信や相談窓口の周知を行います。	

②	乳幼児の健康増進
全乳幼児の健康状態を把握するため、各種健康診査の受診率を高め、乳幼児の健康増進を図ります。また、子育て支援関連団体などとの連携を図り、未受診児の把握に努め、受診するよう対応していきます。	

③	母子保健の推進
母子保健における国の動向や市民ニーズに対応し、妊娠時からの一貫した母子健康管理システムを強化し、保護者の育児相談や健康教育事業などの母子保健サービスの充実を図ります。 また、 <b>地域包括ケアシステムの構築を念頭に置いた子ども・子育て支援</b> の一環として、妊娠早期から子育て期まで継続して相談を行う母子保健コーディネーターを配置し、地域における切れ目のない妊娠・出産の包括支援をします。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
母子保健に関する相談件数（件）	<u>4,382</u>	3,300	指標説明：乳児相談、幼児相談、心理相談、おかあさん相談、電話及び窓口相談など
こんにちは赤ちゃん訪問実施率（%）	<u>98.7</u>	100.0	指標説明：こんにちは赤ちゃん事業
乳幼児健康診査受診率（%）	<u>96.9</u>	97.0	指標説明：4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	健康支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
43	健康で元気になる食育の推進

### 2. 施策の目的

健全な食生活を実践することができる人間を育て、市民が生涯にわたり健康で元気に暮らせるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、これまで、市民の健康の維持・増進のための支援や、都市農業の振興・農業体験の推進を通じて、食に関する情報や体験の場の提供を行ってまいりましたが、より一層、食育に関する施策を進めるため、平成22年3月に食育\*1推進計画を策定しました。

この計画策定に伴うアンケート調査では、現在の食生活について、約6割の市民が「よい食生活」を送っていると回答した反面、市民の多くが、普段の食生活の中で「食品の安全性」「自分・家族の健康」について悩みや不安を感じています。

\*1 食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

#### 3-2. 平成27年度の現状

現在、国の「第2次食育推進基本計画」や市の「和光市健康づくり基本条例」との整合性を図り、市民ニーズの変化にも対応しながら、より一層、食育施策を横断的かつ計画的に推進するための食育推進計画の見直しを行う時期にきています。そのため、食育のあり方を抜本的に見直すとともに、食を通じた市民の健康課題の解決に取り組んでいます。

### 4. 課題

子どもを対象とする取組中心であり、成人を対象とした食育の取組が必要です。また、食育に関する情報を広く市民が共有することが求められています。

さらに、食品の安全性など食生活に関する市民の不安を解消することも求められています。  
乳幼児から高齢者まですべての市民の健康を視野に、それぞれのライフステージに合った食生活の実践とそれを支援するための地域や環境整備など、健康増進、疾病予防に具体的な効果をもたらす取組が必要です。

#### 【グラフ】食生活の満足度

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	食育による健康の維持・増進のための支援
------	---------------------

課題解決の考え方	世代に応じた食育の取組の実施
解決に向けた取組	①健康わこう21計画に定めるライフステージに応じた食育の推進

課題解決の考え方	情報提供と団体などとの連携
解決に向けた取組	②食と食育に関する情報提供の充実

### 6. 取組内容

①	健康わこう21計画に定めるライフステージ*2に応じた食育の推進 幼年期から高年期までのそれぞれの世代に応じた正しい食生活習慣を身につけ、生産から食卓までの流れが実感できるようにするため、食育推進ネットワーク会議及び庁内の連携を図り、食育に関連するさまざまな講座・体験の場を提供し、ライフステージに応じた食育を進めます。
---	--

\*2 ライフステージとは、幼年期（0～4歳）少年期（5～14歳）青年期（15～29歳）壮年期（30～44歳）中年期（45～64歳）高年期（65歳以上）の年齢階層別のこと。

②	食と食育に関する情報提供の充実 市民や関係団体への食育に関する情報や本市の食文化などに関する情報の提供を充実します。また、食品の安全性など食生活に関する情報の提供を充実します。
---	---

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
<u>野菜を十分にとっている割合（％）</u>	<u>63.2</u>	<u>80.0</u>	指標説明： <u>H26は食育推進計画「食育に関する調査」</u>
食生活の満足度の割合（％）	<u>67.1</u>	80	指標説明： <u>H26は食育推進計画「食育に関する調査」</u>



## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	健康支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
44	安心できる健康づくりの推進

### 2. 施策の目的

生活習慣病に重点を置き、市民の生涯にわたる健康づくりを支援します。
-----------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、平成19年度に健康わこう21計画を策定し、市民の生涯にわたる健康づくりを支援してきました。本市の壮年期以降の世代では、近隣自治体と比べ、健康意識が高いことが特徴となっています。また、成人健診や相談・教育に対する市民ニーズも高まっています。
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p>平成25年度に和光市健康づくり基本条例が施行されたことに伴い、「健康わこう21計画」の見直しも実施され、ヘルスアップ（健康増進や疾病の予防に関する取組）、ヘルスサポート（疾病の進行と重症化を防ぐための取組）の視点で健康づくりがすすめられています。</p> <p>がん検診受診率は、全てのがんについて国や県と比較して高く、県内ではベスト10位以内となっています。がん検診の精検受診率についても平均すると83.9%となっています。</p>
--

### 4. 課題

市民の健康意識の向上に対応し、 <u>各種健診の未受診者やがん検診未受検者に対する</u> 情報提供や受診勧奨などの <u>アウトリーチ的な取組による疾病予防</u> 、生活習慣病の予防対策の充実がより一層求められます。
また、がん検診で要精密検査となった人の精密検査受診率を高める必要があります。

#### 【グラフ】がん検診の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	生涯にわたる健康の確保への支援
------	-----------------

課題解決の考え方	健康教育・健康相談の充実
解決に向けた取組	①総合的な健康づくり対策

課題解決の考え方	がんに関する情報提供と検診受診の啓発
解決に向けた取組	②がん検診の充実

### 6. 取組内容

①	総合的な健康づくり対策
成・老人の健康づくりを進めるに当たり、健康わこう21計画に定めるライフステージ及び領域*1別の総合的な健康づくりを充実します。	

\*1 領域とは、健康わこう21計画において設定している健康生活、食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、歯の健康、たばこ、アルコール、地域での健康づくりの8分野のこと。

②	がん検診の充実
がん検診の未受検者数を減らすため、がんに関する情報を提供し、がん検診の受診を勧奨します。また、がん検診で、要精密検査となった人に対して、相談や情報提供により、精密検査の受診を勧奨します。 <u>また、精密検査未受診者には、個別通知をし、受診勧奨をし、状況の把握に努めます。</u>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
保健指導実施者の <u>終了時の腹囲による</u> メタボ改善率(%)	40.2	50.0	指標説明：前年度特定健診を受けた結果、保健指導を受け、6箇月後の評価で改善された割合
<u>特定健診受診率(%)</u>	40.3	60.0	指標説明：結果提出者/対象人数 参考資料：目標値は国の指針
<u>特定保健指導実施率(%)</u>	12.9	30.0	指標説明：結果提出者/対象人数
がん検診（肺・大腸・胃・乳・子宮）要精密検査受診率(%)	83.7	87.0	指標説明：前年度がん検診で要精密検査となった者のうち精密検査を受けた割合

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	健康支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	地域との連携による保健・医療体制の推進
45	

### 2. 施策の目的

関係機関と連携し、地域の保健・医療環境の充実を図り、市民が安心して暮らせるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は、若い世代が多く、出生率も高い反面、市内の産婦人科が2医療機関のみとなっており、そのうち、産科病床のある病院は1施設しかありません。また、一般診療所の数も近隣自治体の平均より少ないため、市民から、医療機関の充実への要望が大きくなっています。そこで、本市では朝霞地区4市で協力して休日在宅当番医制運営事業、病院群輪番制運営事業、小児救急医療施設運営に取り組んでいます。

#### 3-2. 平成27年度の現状

現在、市内の産婦人科が2医療機関と助産院1施設となっています。  
また、平成24年10月から朝霞地区小児医療寄附講座支援事業、平成27年度からは朝霞地区周産期医療寄附講座支援事業が実施され、小児救急医療体制及び周産期医療体制の整備が図られています。

### 4. 課題

市民の健康づくりに寄与するためには、保健センターが医療情報を集約し、適切に情報発信していくことが求められています。保健センターと医療機関などとの連携を深め、医療体制の充実を図ることが必要です。  
また、小児救急体制の維持に向けた適正受診の必要性についての啓発が必要です。

#### 【イラスト】

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民の医療に対する不安の解消
------	----------------

課題解決の考え方	健康意識の醸成と情報の提供
解決に向けた取組	①健康や医療に関する情報提供

課題解決の考え方	医療機関などとの連携による医療体制の充実
解決に向けた取組	②関係機関との連携による医療体制の充実

### 6. 取組内容

①	健康や医療に関する情報提供
わこう版ネウボラガイドや健康ガイドを発行することなどで、健康や医療に関する情報提供を行い、市民の健康に対する意識の向上を図り、健康づくりを進めていきます。	

②	関係機関との連携による医療体制の充実
朝霞地区4市、朝霞地区医師会・歯科医師会などと市が連携協力し、医療体制を充実していきます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26 (H27)	H32	
保健医療サービス満足度 (%)	<u>35.0</u>	<u>35.0</u>	参考資料：市民意識調査
<u>小児救急休日夜間診療延日数(日)</u>	<u>550</u>	<u>550</u>	参考資料：朝霞地区救急医療施設運営費補助事業報告書
<u>輪番制による休日夜間診療延日数(日)</u>	<u>437</u>	<u>437</u>	参考資料：朝霞地区救急医療施設運営費補助事業報告書

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	健康支援課	関係課名	課税課・収納課
-------	-------	------	---------

### 1. 施策名

No.	国民健康保険の適正な運営
46	

### 2. 施策の目的

市民が病気やケガをしたときに、誰もが必要な医療が受けられ、いつも安心して暮らせるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市の国民健康保険の被保険者数は平成15年度から平成19年度まで約2万1千人以上で推移してきましたが、平成20年度からは、約1万8千人台にまで大幅に低下しています。この減少は、75歳以上の国民健康保険被保険者が、平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度に移行したことによるものです。今後は、長期間にわたり低迷する経済情勢や雇用情勢の悪化等により、失業などによる国民健康保険への加入者は増加するものと見込まれ、高齢者や無職者など負担能力の低い被保険者が多い国民健康保険の財政運営は、更に厳しい状況になるものと予想されます。

#### 3-2. 平成27年度の現状

国民健康保険事業の運営は、経済情勢等の影響により被保険者数が増減する一方、医療費（特に一人当たり医療費）は年々伸び続けるなど、制度の構造的な要因から非常に厳しいものとなっています。こうした現状を踏まえた国民健康保険の制度改革により、平成30年度から事業運営が現行の市町村単位から都道府県単位へと広域化されることになりました。

### 4. 課題

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な基盤ではありますが、年齢構成が高く医療費水準が高く、所得水準が低い人にとっては保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えているといわれています。本市においても同様の状況にあり、その財政運営は非常に厳しい現状です。今後の制度改正の内容等を踏まえながら、国民健康保険制度を運営する保険者として、適切な運営を行っていくことが課題となっています。

【グラフ】国民健康保険世帯数・被保険者数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	安心できる医療体制の実現に資する <u>国民健康保険制度の運営</u>
------	-------------------------------------

課題解決の考え方	<u>国民皆保険としての運営と市民への周知</u>
解決に向けた取組	① <u>制度改正への対応と周知活動</u>

課題解決の考え方	国民健康保険財政の健全化
解決に向けた取組	② 医療費増加への対応
	③ 国民健康保険税の適正化と収納率の向上

### 6. 取組内容

①	<u>制度改正への対応と周知活動</u>
今後の制度改正への情報収集を行い、保険者として適切な対応に努めます。また、パンフレットの作成、広報紙や市ホームページを通して情報を提供し、社会保障制度（国民皆保険）の理解を図ります。	

②	<u>医療費増加への対応</u>
特定健診*1、特定保健指導*2を通して生活習慣病の予防を図ります。 <u>生活習慣病の重症化予防事業を新たに実施します。</u> また、適正受診の推進やジェネリック医薬品*3を普及することにより、医療費の削減を図ります。	

- \*1 特定健診とは、4歳以上の被保険者に対して医療保険者に実施が義務付けられている健診のこと。
- \*2 特定保健指導とは、特定健診の結果メタボリックシンドロームと判定された被保険者に対して、6箇月間の保健指導の実施が義務付けられている保健指導のこと。
- \*3 ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）として長年使用され、新薬の特許が切れた後に、発売される医薬品のこと。

③	<u>国民健康保険税の適正化と収納率の向上</u>
医療費に対応した国民健康保険税の適正な賦課を行うとともに、 <u>滞納処分の早期着手、厳正な執行で収納率の向上を図ります。</u>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
特定健診受診率（％）	<u>40.3</u>	<u>60.0</u>	指標説明：結果提出者／対象人数 参考資料：目標値は国の指針
<u>特定</u> 保健指導実施率（％）	<u>12.9</u>	<u>30.0</u>	指標説明：結果提出者／対象人数
国保税収納率（％）	<u>91.5</u>	<u>93.0</u>	<u>指標説明：第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針における目標収納率</u>

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	健康支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	国民年金の普及
47	

### 2. 施策の目的

社会保障制度（国民年金）の普及を行い、制度への理解を深めます。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

国民年金に関する理解が低く、若年層の未納や未加入問題が生じています。また、年金記録の影響で国民年金の信頼が損なわれており、信頼の回復に向けて、年金制度の周知を図っています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

国民年金に関する事務の一部を法定受託事務として取り扱っています。また、日本年金機構、年金事務所と連携し、制度の周知を図っています。

### 4. 課題

社会保障制度改革等により、年金制度についても各種の改正が行われています。これに伴い、市が取り扱う事務の内容についても変更されることとなります。国民年金を含めた社会保障制度の周知、被保険者等が行う手続・窓口相談について適切に対応することが求められています。

【グラフ】国民年金1号・任意加入被保険者数・保険料免除者数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	国民年金に関する理解を深めるための普及活動と適切な窓口対応
------	-------------------------------

課題解決の考え方	積極的な情報提供と適切な事務手続の実施
解決に向けた取組	①社会保障制度（国民年金）の周知 ②年金相談等の充実

### 6. 取組内容

①	社会保障制度（国民年金）の周知 パンフレットの窓口配付、広報紙や市ホームページを通して情報を提供し、社会保障制度（国民年金）の理解を図ります。
---	--

②	年金相談等の充実 市が行うべき国民年金に関する事務手続を適切に実施しながら、国民年金に関する相談等を充実します。
---	---

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
国民年金被保険者数人	10,768	10,400	参考資料：国民年金事業状況統計（1号+任意）
加入率（%）	13.4	13.0	指標説明：国民年金被保険者数／人口
国民年金納付率（%）	58.9	63.1	参考資料：厚生労働省HP
窓口相談件数	14,988	15,000	参考資料：事務費交付金協力・連携算定基礎表（来訪・電話・文書相談）

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	危機管理室	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	防災体制・消防支援体制の強化
48	

### 2. 施策の目的

災害などに際し、市民一人ひとりが自助、共助の意識を持つとともに、市民が安心して生活できるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

日本のみならず世界各地における大地震の発生など、日ごろの災害報道により、市民意識調査においても、「日ごろから防災対策を行っていますか」との質問に対し「行っている」と回答した割合が約51%にも上っており、市民の高い防災意識がうかがえます。

しかし、その一方で、本市でも都市化の進行により、災害時に地域防災の基盤となる地域のコミュニティ意識の希薄化がたびたび指摘をされています。

こうした状況を踏まえ、本市では地域防災計画を策定し、災害発生時に備えるとともに、総合体育館を防災の総合的な拠点とするためのさまざまな設備を整えてきました。さらに、県外及び近隣自治体、独立行政法人や民間企業等とも相互応援協定を締結するなど、災害発生時における対応力の強化に努めています。

また、消防団活動については、条例定数（130）に近い団員数（122名）を確保しているものの、若い世代の入団者は減少しています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

市民意識調査における、「日頃から防災対策を行っている」の割合が下がっていることから、東日本大震災以降、毎年自治会区ごとに地域防災訓練を開催し、今年度は更に新たな事業として、防災イベント「BOSAI フェア」を開催するなど、市民に対して、防災意識の啓発に努めております。また、消防団員数は、119名を確保しております。

### 4. 課題

地域住民間のコミュニティ意識が希薄化しており、地域における自主的な防災体制の強化が求められています。

防災体制については、防災施設における備蓄品の計画的な整備や災害時の要配慮者\*1対策が求められています。

また、消防団がその力を十分に発揮できるよう、団員数の確保に努めていく必要があります。

\*1 要配慮者とは、災害時に **配慮が必要な**、災害対応能力の **低い** 乳幼児、高齢者、傷病者、障害者、外国人などのこと。

#### 【写真】消防団車両

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民が安心して生活することができるよう自助、共助の意識向上
------	-------------------------------

課題解決の考え方	地域における自主的な防災体制の強化
解決に向けた取組	①自助・共助の意識づくり
	②防災体制の充実

	③防災施設、備蓄品の計画的な整備
--	------------------

課題解決の考え方	高齢者を含む要配慮者への対応
解決に向けた取組	④災害時要配慮者対策

課題解決の考え方	消防団員数の確保
解決に向けた取組	⑤消防体制の強化

課題解決の考え方	災害などの有事への対応
解決に向けた取組	⑥国民保護の措置

### 6. 取組内容

①	自助・共助の意識づくり
災害時に自分の命や財産は自ら守り、住んでいる地域は近隣住民みんなで守るという自助、共助の意識を高めるため、地域防災組織などの意識啓発や活動援助を進めます。	

②	防災体制の充実
地域ごとの特性（マンションが多いなど）を考慮した防災訓練を行うとともに、各地域における自主的な防災体制の <b>充実を図ります</b> 。また、近隣自治体や国の機関などとの災害時応援協定の充実を図ります。	

③	防災施設、備蓄品の計画的な整備
地震被害想定などに基づき、計画的な備蓄食糧の管理を行うとともに、災害用資材の整備を進めます。また、災害時などにおける市民への情報伝達手段として、防災無線デジタル化による双方向送信の実現と新設による不達地域の解消を図ります。	

④	災害時要配慮者対策
<b>災害時における要配慮者対策として、福祉避難所のあり方について検討します。</b>	

⑤	消防体制の強化
災害時に迅速に対応できるよう、埼玉県南西部消防本部との連携を図るとともに、消防団が十分にその力を発揮できるよう、消防団員数の維持に努め、消防団体制を強化していきます。また、消火栓、防火水槽など適正な配置を図ります。	

⑥	国民保護の措置
市国民保護計画に基づき、国民の保護のため、警報の伝達、避難体制の整備に努めていきます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
地域防災訓練の実施率（%）	<b>30.4</b>	47.5	指標説明：訓練実施団体／全自治会
消防団員充足率（%）	<b>93.8</b>	97.0	指標説明：団員数／団員条例定数 参考資料：定数条例（130名）
「日ごろから防災対策を行っている」と回答した市民の割合（%）	<b>18.4</b> <u>(H27)</u>	<b>25.0</b>	参考資料：市民意識調査

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	危機管理室	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
49	地域と連携した防犯対策の推進

### 2. 施策の目的

地域と連携した防犯対策によって、誰もが安全で安心して暮らせるまちにします。
---------------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>本市は、平成17年に防犯計画を策定し、防犯に関する情報の収集・提供、知識の普及啓発及び犯罪防止のために行う自主的な活動への支援などを行い、市民、事業者と市が連携して、防犯対策を進めています。</p> <p>本市で発生した犯罪件数は、近隣市と比較して若干少ないですが、都市開発に伴う人口増加や、交通手段の利便性が高まるにつれて、犯罪が増加する恐れもあります。</p> <p>市民意識調査では「日ごろから防犯対策を行っていますか」との質問に対し「行っている」と回答した割合は63.3%にも上っていますが、地域のコミュニティ意識の希薄化や自治会会員などの高齢化が懸念されています。</p>
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>犯罪件数について、過去5年間減少していたものが、平成26年は増加に転じており、自転車盗が主な増加原因となっています。</u></p> <p><u>振り込め詐欺に関して、全国的に被害が増加している中、今年は市内でも被害が発生しており、市民へ注意喚起しています。</u></p>
---

### 4. 課題

市民の防犯意識は高いものの、地域のコミュニティ意識が希薄化しつつあることを踏まえ、今後、予想される犯罪件数の増加に対する具体的な防犯対策の実施が求められます。
---

#### 【グラフ】市内犯罪発生件数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市内の犯罪被害の低減
------	------------

課題解決の考え方	地域における防犯対策の実践
解決に向けた取組	①地域の自主防犯体制づくり
	②防犯意識の啓発

課題解決の考え方	警察などの関係機関との連携
解決に向けた取組	③防犯体制の充実

### 6. 取組内容

①	地域の自主防犯体制づくり
犯罪被害を未然に防ぐため、お互いが支え合う地域社会の形成を図り、地域における防犯活動を推進するための支援を行います。	

②	防犯意識の啓発
市民まつりなどのイベントを通じて、市民に広く防犯意識の啓発を行います。また、講演会や講座を開催し、防犯知識の普及や防犯リーダー*1の育成を進めます。	

\*1 防犯リーダーとは、地域で防犯活動を実施するに当たり核となって活動を行うとともに地域防犯推進委員と連携を図り、防犯活動を推進していく人々のこと。

③	防犯体制の充実
朝霞警察署をはじめとする関係機関及び自治会などの地域団体と連携を図り、防犯体制を充実します。また、青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールや防犯灯の設置への支援などを行います。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
犯罪発生件数（件）	843	700	
「日ごろから防犯対策を行っている」と回答した市民の割合（%）	15.0 (H27)	30.0	参考資料：市民意識調査
防犯リーダー認定者数（人）	186	320	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	市民活動推進課	関係課名	
-------	---------	------	--

### 1. 施策名

No.	
50	コミュニティづくりの推進

### 2. 施策の目的

地域の市民同士が日ごろから顔を合わせ、地域コミュニティを活性化することで、地域課題を自助・共助・公助で解決できるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

コミュニティ活動については、地域課題に対して地域で解決できるよう、自治会連合会の地区懇談会などの開催により、横のつながりが強化されてきています。

市民意識調査では、「自治会活動や各種おまつりなどコミュニティ活動が充実している」の満足度が36.5%と他の施策と比べて高く、コミュニティ施設利用も増加していることからコミュニティ活動は活性化しています。

しかし、防犯・防災、福祉、環境保全など、地域住民が連携した活動を行い、行政とのパイプ役を果たす自治会への加入率は、都市開発と単身世帯が増加していることから、年々低下しています（平成21年4月1日現在、46.2%）。

### 3-2. 平成27年度の現状

**自治会加入率は、平成27年4月1日現在42.9%で、前年度と比較し1.3%の低下となりました。また、27年度市民意識調査における「コミュニティ活動の充実」に対する満足度は30.0%となり、目標値を達成できていないことから、自治会への加入促進などコミュニティ強化の取組が必要です。**

### 4. 課題

市民の価値観やライフスタイルの多様化、コミュニティ意識の希薄化から、地域で集まる機会が少なくなり、市民の自治会に対する関心も低くなっています。また、地域の気軽に集まれる場所が不足しています。

**【写真】自治会夏まつりの風景**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	地域の特性を尊重し自主的な問題解決ができるコミュニティづくりの実現
------	-----------------------------------

課題解決の考え方	自治会活動に関するPRの推進
解決に向けた取組	①自治会活動の活性化

課題解決の考え方	コミュニティ形成のための機会の提供
解決に向けた取組	②地域の人が集まれるきっかけづくり
	③コミュニティに関する情報提供の充実

### 6. 取組内容

①	自治会活動の活性化
---	-----------

自治会連合会や各自治会と連携を図り、自治会の大切さや自治会の事業を幅広く地域ごとにPRし、自治会活動の広がりをつくります。また、地区懇談会を活性化することにより、各自治会の情報交換を積極的に行うなど、適正規模に応じた活動を実施します。さらに、加入促進事業として、パンフレット作成や地域が連携して行う自治会活動に対し支援するなど、自治会活動の活性化を図ります。

②	地域の人が集まれるきっかけづくり
市民まつりの実施やコミュニティセンター、地域センターなどを利用して、地域の人々が気軽に集まれるきっかけづくりを行います。また、家族や地域で触れ合える機会をつくります。	

③	コミュニティに関する情報提供の充実
市民協働推進センターがポータルサイト*1などを活用し、コミュニティに関する情報を提供することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。	

\*1 ポータルサイトとは、インターネットなどで見られるような、検索エンジン機能を中核に、ニュースや電子掲示板、Webメールサービスなどさまざまな機能をサービスとして提供しているWebサイトのこと。

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
コミュニティ活動が充実しているに対し「満足」「まあ満足」と回答した割合（%）	<u>30.0</u> (H27)	50.0	参考資料：市民意識調査
自治会加入率（%）	<u>44.2</u>	50.0	指標説明：加入世帯／市内世帯
<b>単位</b> 自治会が自主的に 行う年間平均事業数（事業）	<u>19.1</u>	<u>19.0</u>	<b>指標説明：防犯パトロールやクリーン・オブ・和光等の回数</b>



## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	市民活動推進課	関係課名	
-------	---------	------	--

### 1. 施策名

No.	
51	コミュニティ施設の整備

### 2. 施策の目的

コミュニティセンターや地域センターを活用したコミュニティ活動を推進します。
---------------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、平成7年にコミュニティ施設設置基本方針を制定し、コミュニティセンターや地域センター、地区集会所などの施設の意義と設置方針を整備しました。平成18年度に方針を改正し、地域センターの9地区9館構想が策定され、現在、コミュニティセンター4館、地域センター6館を市で設置しています。これらの施設の管理運営は、自治会などで組織した管理運営協力委員会が行っており、また、自治会や市民団体などにおけるコミュニティ活動の拠点として利用され、市民サービスにおいても有効的な活用を図っています。
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

コミュニティセンター4館及び地域センター6館を設置し、地域住民等で構成される各施設の管理協力委員会と協働して、利用者が安全に、安心して、気持ちよく利用できる環境づくりを進めています。一方で、施設の老朽化に伴う修繕費用の増加が継続的に見込まれることから、今後の各施設のあり方については、現在検討が進められている公共施設の配置及び機能の再編等に関する基本方針に基づいて、地域センター9地区9館構想の見直しをしていく予定です。
--

### 4. 課題

各地域のコミュニティ施設の利用状況にはバラつきがあり、コミュニティ活動の拠点として更に活性化を目指す必要があるところもあります。また、施設によっては、経年劣化に伴う機能低下がみられるため、整備基準及び中長期的修繕計画を定め、適切な施設の維持管理を行う必要があります。
---

#### 【地図】コミュニティ施設位置図

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	地域の市民同士のコミュニティづくりに役立つ施設の整備と施設の適正な配置
------	-------------------------------------

課題解決の考え方	コミュニティ活動の活性化と拠点づくり
解決に向けた取組	①地域及び市民の活動拠点としてのコミュニティ施設の活用

課題解決の考え方	安全な施設の提供と適正な維持管理・配置の実現
解決に向けた取組	②コミュニティ施設の維持管理と充実

### 6. 取組内容

①	地域及び市民の活動拠点としてのコミュニティ施設の活用
市民によるコミュニティ施設の管理運営を進めるとともに、地域及び市民の活動拠点としての活用を図ります。	

②	コミュニティ施設の維持管理と充実
整備基準の作成や中長期的修繕計画の見直しを行い、適正に施設を維持管理します。また、コミュニティ施設の配置のあり方について、現状の地域格差を踏まえ検討するとともに、新たなコミュニティ施設として、既存公共施設の活用も含め地域や市民が利用しやすい施設となる整備を図ります。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
年間利用者数（人）	103,226	126,000	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	道路安全課	関係課名	政策課
-------	-------	------	-----

### 1. 施策名

No.	鉄道・バスの利便性の向上
52	

### 2. 施策の目的

市民が公共交通を安全で快適に利用できるようにし、その利便性を向上します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

現在、和光市駅の1日当たりの平均乗降客数は、東武東上線沿線では池袋に次いで2番目に多くなっています。  
 また、近年では、羽田空港や成田空港へのリムジンバスが発着しており、和光市駅の利便性はますます向上しています。市民意識調査でも、これからも本市に住み続けたい主な理由として「交通の便がよい」ことがあげられています。平成24年に東京メトロ副都心線と東急東横線の相互直通運転が行われることによって、本市の利便性は更に高まると期待されています。  
 さらに、本市では、和光市駅利用者の安全性・利便性の向上のため、鉄道事業者への要望活動を通じて、駅構内の安全対策及び利便性の向上について働きかけています。  
 市内循環バスについては、起伏の多い土地柄などから、交通不便地域の子育て世代の方や高齢者などに多く利用されています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

現在、和光市駅は東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線の3線が乗り入れ、平成27年度には、東上線内の駅で初めてホームドアが完備するなど、駅利用者の安全対策・利便性はますます向上しています。  
市内循環バスについては、平成25年度に路線を増やしたことで利用者が増加していますが、更なる利便性の向上が求められています。

### 4. 課題

鉄道やバスなどの民間交通事業者\*1に対し、更なる安全性の確保や利便性の向上を働きかけていくほか、リムジンバス等が、線路沿いの狭隘な道路に停留所を設置しているため、リムジンバスや高速長距離バスを受け入れるためのバスターミナルの設置の検討を行う必要があります。  
 循環バスについても市民ニーズに応じた運行をしていく必要があります。

\*1 民間交通事業者とは、民間の鉄道事業者とバス事業者のこと。鉄道事業者については、東武鉄道㈱、東京地下鉄㈱、都営地下鉄などのこと。バス事業者については、東武バス㈱、西武バス㈱、国際興業バス㈱、京成バス㈱、東京空港交通㈱などのこと。

【写真】市内循環バス

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市内公共交通機関の快適な利用の実現
------	-------------------

課題解決の考え方	民間交通事業者への安全性の確保や利便性の向上の働きかけ
解決に向けた取組	①鉄道・バス利用者の利便性の向上

課題解決の考え方	民間事業者の対応が困難な地域の交通利便性の向上
解決に向けた取組	②市内循環バスの改善

課題解決の考え方	<u>ターミナル機能の強化</u>
解決に向けた取組	<u>③バスターミナルの設置についての検討</u>

### 6. 取組内容

①	鉄道・バス利用者の利便性の向上
鉄道・バス利用者の安全性の確保、利便性の向上を図るよう民間交通事業者に対し、要望を行います。また、民間交通事業者との連携を深め、市民の生活圏に配慮した、交通の利便性の向上を図ります。	

②	市内循環バスの改善
民間路線バスの運行が難しい交通不便地域において、利用者の生活に密着した循環バスの運行により、公共施設や駅への移動など日常生活の足として便利に利用できるようにします。	

③	<u>バスターミナルの設置についての検討</u>
<u>占有許可を受けている外環蓋かけ上部でのバスターミナル構想実現に向けて、荷重、アクセシビリティなどの調査・検討を実施します。</u>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市内循環バスの乗客数（人）（1日平均）	<u>503</u>	<u>550</u>	
本市に住み続けたいと思う理由のうち「交通の便がよい」と回答した市民の割合（%）	<u>27.4</u> (H27)	34.0	参考資料：市民意識調査

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	市民活動推進課	関係課名	
-------	---------	------	--

### 1. 施策名

No.	消費者保護の充実と消費者力の強化
53	

### 2. 施策の目的

市民が正しい知識・適切な情報により、賢い消費者としての視点を身につけ、安心して生活できるようにします。
---

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>本市では、消費者被害を防ぐ事業として、消費生活講座、出前講座及び通信講座を開催しています。</p> <p>また、市ホームページ、啓発チラシ、広報紙の消費者の窓に事例などを掲載するほか、地域の自治会等を通じて消費者被害を防ぐための情報を提供しています。</p> <p>さらに、消費者保護を目的とする消費者団体にも、振り込め詐欺*1等被害防止街頭啓発活動に積極的に参加してもらうなど協力をお願いしています。現在、本市の消費生活に関する相談件数は、平成16年度から平成17年度にかけて大きく減少し、その後ほぼ横ばいで推移しています。</p>
--

\*1 振り込め詐欺とは、電話やメールなどを利用し、金銭を要求する架空請求詐欺のこと。

\*2 悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、高価な商品やサービス及び権利を売りつける販売方法の総称のこと。

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>前年度に引き続き、消費生活相談における適切な助言や業者との交渉等による消費者被害の回復や消費生活講座、出前講座、通信講座のほか、市ホームページ、啓発チラシ、広報紙及び自治会への案内等を通じて消費者被害防止のための情報提供を行っています。</u></p>
--

### 4. 課題

<p>悪質商法*2や振り込め詐欺などの犯罪の手口は年々複雑・巧妙になっている一方、市民の消費者被害に関する情報や知識に差があるため、消費者被害を防止していくためには、さまざまな情報提供の機会を通じて、消費者への意識啓発を行う必要があります。</p> <p>また、消費生活情報の迅速な提供や消費者団体との更なる連携が求められています。</p> <p>さらに、被害者に対する支援として、多様化する消費者被害に対応した消費生活相談が求められています。</p>
--

【グラフ】消費生活相談件数の推移（現状のデータと差替えをお願いします。）

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	消費者被害の防止
------	----------

課題解決の考え方	被害防止のための積極的な情報と学習機会の提供
解決に向けた取組	①消費者への啓発及び教育の実施
	②消費者被害の防止に向けた関係機関との連携

課題解決の考え方	消費者被害への適切な対応
----------	--------------

解決に向けた取組	③消費者団体への活動支援
	④消費生活相談体制の充実

### 6. 取組内容

①	消費者への啓発及び教育の実施
<p>継続して行う意識啓発に加えて、消費者が具体的事例などを知る機会を提供し、消費者被害を未然に防止できるようにします。</p> <p>また、消費者が自ら進んで消費生活情報を収集し、知識を身につける意欲を持つことができるよう、各年齢層に応じた学習の機会を充実します。</p>	

②	消費者被害の防止に向けた関係機関との連携
<p>消費者被害の防止に向けて、国民生活センターや県の消費生活センターなどとの情報連携を図るとともに、消費生活情報及び市内各地域での情報を収集します。また、広報紙・市ホームページ・リーフレットなど、多様な手段を用いて、市民に収集した情報を提供し、消費者被害の防止に努めます。</p>	

③	消費者団体への活動支援
<p>団体間の情報共有の促進や団体相互の交流を深めることを通じて、各団体の活発な活動を支援します。また、消費者被害の防止に向け、消費者団体と連携して啓発事業を行います。</p>	

④	消費生活相談体制の充実
<p>多様化、増大する消費者被害に対応するため、消費生活相談について広くPRをするとともに、消費生活相談員を育成し、相談体制の充実を図ります。</p>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
消費生活相談件数（件）	<u>598</u>	590	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	市民活動推進課	関係課名	
-------	---------	------	--

### 1. 施策名

No.	誰もが気軽に相談できる窓口の推進
54	

### 2. 施策の目的

市民の身近な相談窓口となり、市民が安心して生活することができるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、市民からの相談に対応するため、各種相談（法律、行政、登記、税務、女性など）を実施しています。相談日については、休日相談に対する市民ニーズがあり、平成21年4月から第3土曜日開庁時に法律相談を実施しています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

前年度に引き続き、専門家による相談機会を提供し、市民が抱える様々な相談事の解決に向けた助言等を行っています。

### 4. 課題

相談窓口の存在を知らない市民が多い状況です。また、多様化する相談内容に適切に対応していくことが求められています。

#### 【グラフ】各種相談件数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民に安心して暮らしてもらうための相談業務の充実
------	--------------------------

課題解決の考え方	相談窓口の周知
解決に向けた取組	①相談窓口の周知徹底

課題解決の考え方	多様化する相談内容への対応
解決に向けた取組	②市民相談の充実

### 6. 取組内容

①	相談窓口の周知徹底
広報紙や市ホームページなどを活用し、相談窓口の周知を図ります。	

②	市民相談の充実
市民からの多様な相談（法律、行政、登記、税務、女性など）に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
相談（法律、行政、登記、税務、女性、年金労働、成年後見）件数（件）	<u>576</u>	<u>780</u>	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	環境課	関係課名	総務課
-------	-----	------	-----

### 1. 施策名

No.	地球温暖化対策の推進
5 5	

### 2. 施策の目的

地球温暖化対策として、本市全域の温室効果ガス\*1を削減し、地球温暖化の防止を行い、環境負荷の少ないまちにします。

\*1 温室効果ガスとは、太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

地球温暖化に対する市民意識は、和光市地球温暖化対策地域懇談会が実施したアンケート結果からみると、約9割もの方が関心がある状態となっています。また、事業者についても、温暖化防止講座などを通じ、認識は高まりつつありますが、その取組については費用等の問題があり、環境経営の認証登録件数も伸びていません。

太陽光発電などの新エネルギー\*2に関しては、平成18年2月策定の地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電システム補助制度を導入しています。

また、平成19年度に策定した第二次地球温暖化防止実行計画において、平成23年度までに本市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成17年度排出量を基準として10%以上削減することを目標とし、取り組んできました。平成21年度には、一般廃棄物の中のプラスチック焼却量が減ったため、清掃センターからの温室効果ガス排出量が削減され、平成17年度と比較すると5.6%減となっています。

\*2 新エネルギーとは、太陽光発電、太陽熱利用、地熱発電、風力発電、バイオマス、雪氷熱利用など、再生可能エネルギーのこと。

### 3-2. 平成27年度の現状

市域全体からの温室効果ガス排出抑制の取組に関しては、平成25年度から新たに省エネルギー機器等設置補助制度を導入し、再生可能エネルギーの普及促進を図っていますが、和光北インター地域など土地区画整理事業の施行が、温室効果ガス排出の増加要因となっています。  
一方、市役所のエコオフィス化推進のため、平成24年度に策定した第三次地球温暖化防止実行計画において、平成27年度までに市役所の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成22年度排出量を基準として5%削減することを目標とし、取り組んでいます。平成25年度は、東日本大震災後の節電意識の向上などにより、平成22年度と比較すると1.7%減となっています。

### 4. 課題

地球温暖化問題の深刻化やそれに伴う気候変動への対応とともに、持続可能な社会の構築が求められています。そのため、市民及び事業者の地球温暖化対策に対する意識を向上させることが必要です。また、新エネルギー導入や省エネルギー\*3型機械の普及が進んでいません。さらに、本市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量が増えています。

\*3 省エネルギーとは、エネルギー資源の枯渇を防ぐため、電力・石油・ガスなどの消費節約を図ること。  
**【グラフ】温室効果ガス排出量の推移**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	環境問題に対する意識の醸成と環境保護に関する自主的な活動の実現に向けた支援
------	---------------------------------------

課題解決の考え方	市民・事業者の意識の醸成
----------	--------------

解決に向けた取組	①地球温暖化対策地域推進計画の策定・実行
	②地球温暖化対策の啓発

課題解決の考え方	新エネルギー機器導入を促進させる経済的な支援や周知
解決に向けた取組	③新エネルギーの導入の <b>促進</b>

課題解決の考え方	省エネルギーの効果的な利用に関する普及啓発活動と導入支援
解決に向けた取組	④省エネルギー意識啓発・導入の <b>促進</b>

課題解決の考え方	公共施設における環境負荷の少ないエコオフィスの積極的な導入
解決に向けた取組	⑤エコオフィス化の推進

### 6. 取組内容

①	<b>地球温暖化対策実行計画区域施策編</b> の策定・実行
本市の地域特性に応じた温暖化対策に関する計画を策定し、計画実行により温室効果ガス削減に取り組めます。	

②	地球温暖化対策の啓発
市民・事業者向けの温暖化防止活動講習会や小学生を対象に省エネチェックブックの配布を行うなど、地球温暖化対策に関する意識啓発を行います。	

③	新エネルギーの導入の <b>促進</b>
身近な自然エネルギーである太陽光発電システム <b>並びに省エネルギー機器等</b> の設置に対する支援を行うとともに、固定価格などによる余剰電力買取制度の周知を図り、新エネルギーの導入と温室効果ガスの排出抑制を促進します。	

④	省エネルギー意識啓発・導入の <b>促進</b>
市民・事業者向けの省エネルギー講座やアイドリングストップキャンペーンに関する啓発を行い、エネルギーの効率的使用の意識を高め、省エネルギー化を進めます。	

⑤	エコオフィス化の推進
公共施設に <b>LED照明器具を導入するなど</b> 省エネルギー化・新エネルギー化の推進、省資源リサイクル対策及びグリーン購入の推進等を行い、温室効果ガス排出量の少ないオフィス環境を整えます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
太陽光発電買取契約件数（件）	<b>770</b>	1,270	指標説明：市内の太陽光発電の余剰電力買取契約を締結している件数 参考資料：政府の太陽光発電設置目標
環境講座などの参加者数（人）	<b>78</b>	150	
温室効果ガス排出量（t-CO2）	<b>12,243</b>	<b>10,833</b>	指標説明：本市の事業に伴い排出される温室効果ガス排出量 参考資料：地球温暖化防止実行計画

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	環境課	関係課名	都市整備課
-------	-----	------	-------

### 1. 施策名

No.	湧水・緑地の保全と再生
5 6	

### 2. 施策の目的

次世代に伝えるべき財産である湧水と緑地などの自然環境を、守り、育て、活かし、自然と調和のとれたまちにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市の自然環境の特徴は、湧水や斜面林、屋敷林、社寺林などの緑で、この特徴が市民の水と緑に関する関心を高めています。市民意識調査でも、「公園・緑地が整備されている」の満足度は63.0%、「自然に恵まれている」の満足度は61.7%であり、他の施策に比べ高くなっています。

また、平成15年に策定した環境基本条例に基づき、これまでに環境基本計画や緑地保全計画を策定し、緑地の保全に関するさまざまな施策を実施しています。

現在、本市には、7箇所の市民緑地（ふれあいの森）があり、市民との協働による維持管理を進めるなど、環境保全上重要な役割を担う湧水・緑地の保全・育成・活用に努めていますが、市内の緑地面積は、都市化が進むにつれて、年々減少しています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

7箇所あった市民緑地（ふれあいの森）は、土地所有者の相続や区画整理事業の施行などの開発行為に伴い3箇所が消滅しましたが、新たに1箇所が追加されたため、現在は5箇所となっています。

### 4. 課題

湧水や緑地などの自然環境の保全意識が十分には浸透しておらず、その自然環境を継承するべき次世代の人材が育っていません。また、開発の進行への対応として、緑地を保全、増加させるためには、公有地（緑地）の整備が求められています。

#### 【イラスト】

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	次世代に伝えるべき市の財産である湧水と緑地などの自然環境の保全と再生の実現
------	---------------------------------------

課題解決の考え方	自然環境の保全、維持管理体制の整備
解決に向けた取組	①自然環境を守る仕組みづくり
	②自然環境を育てる仕組みづくり
	③自然環境を活かす仕組みづくり

課題解決の考え方	緑化に資する公有地の市民との協働による整備
解決に向けた取組	④公有地（緑地）の整備

課題解決の考え方	計画的な都市農地の保全
----------	-------------

解決に向けた取組	⑤計画的な生産緑地の追加指定
----------	----------------

### 6. 取組内容

①	自然環境を守る仕組みづくり
緑地、湧水などの自然環境を保全し、市民との協働による維持管理体制を整備するなど、自然環境を守る仕組みをつくり、自然環境の保全及び再生に努めます。	

②	自然環境を育てる仕組みづくり
まちづくりにおける緑の確保や集合住宅・事業所などにおける緑化を奨励するとともに、新たな緑を創出するため、緑のカーテンを育てる個人や家族の取組を支援します。	

③	自然環境を活かす仕組みづくり
自然環境に関する広報や学校教育及び生涯学習における環境学習を通じて、自然環境の保全意識の向上と継承する次世代の人材を育てます。また、保全・再生に関する市民活動を活性化させて緑を増やし、土地所有者、市民、事業者などみんなで緑などの自然環境を維持管理し、活かしていきます。	

④	公有地（緑地）の整備
午王山特別緑地保全地区や牛房八雲台特別緑地保全地区などの緑地としての整備方針を市民との協働により定め、進めていきます。	

⑤	計画的な生産緑地の追加指定
市街化区域内の、環境保全などに役立つ農地に関して、地権者との調整を図りながら、計画的に生産緑地を指定し、都市農地の保全を図ります。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
緑地・水辺空間の整備面積（㎡）	13,010	21,455	指標説明：市が整備、保全している緑地面積
市民協働事業従事者数（人）	800	1,000	
生産緑地面積（ha）	44	44	

【写真】大坂ふれあいの森・【写真】新倉ふれあいの森観察会の風景

【地図】緑地のまとめりと主要な緑地・湧水位置図、緑地等名称

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	環境課	関係課名	
-------	-----	------	--

### 1. 施策名

No.	水環境の保全
57	

### 2. 施策の目的

市民が衛生的で水の恵み豊かな生活を送れるよう、水環境を安全に保全します。
--------------------------------------

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は、白子川、谷中川、越戸川、新河岸川、荒川といった河川が縦横に流れており、河川水質事故などの公害に関する苦情がたびたび発生しています。苦情件数は、近隣市の平均より多くなっていますが、水質事故発生時には、水質事故を招いた原因者に対し、適宜指導を行い、水質の改善に努めています。また、道路のアスファルト舗装を進めたことで、雨水が地下に浸透せず、河川に流入している状況が起こっています。
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<u>浄化槽の適正管理について、法定検査受検率は上昇傾向にありますが、まだ10%にも満たず、河川水質への影響が懸念されています。</u>
--

### 4 課題

地下水の保全に関する関心が高まっている一方で、浄化槽の管理が不十分なことから、今後、雨水の利用を含め、河川の水質の改善及び保全のための取組が必要です。
---

#### 【写真】越戸川での活動風景

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	治水と利水のバランスのとれた水環境の形成
------	----------------------

課題解決の考え方	浄化槽法に基づく適正な管理の周知徹底
解決に向けた取組	①浄化槽管理者への適正管理の呼びかけ

課題解決の考え方	生活排水の適切な浄化による水質管理と水質調査に基づく健全な水環境の保全
解決に向けた取組	②河川の水質保全

課題解決の考え方	雨水の有効利用を促進させるために必要な市民に対する協力要請
解決に向けた取組	③雨水の有効利用と <u>地下浸透</u> の促進

### 6. 取組内容

①	浄化槽管理者への適正管理の呼びかけ
浄化槽を設置している管理者に対し、浄化槽法に基づく適正管理を行うよう呼びかけを行います。	

②	河川の水質保全
河川水質調査を定期的実施し、監視を行います。また、市内の連携を図り、水質改善を進め、健全な水循環を保っていきます。	

③	雨水の有効利用と <u>地下浸透</u> の促進
市民に対し、雨水の再利用を促進するため <u>雨水貯留槽</u> 設置についての啓発を行い、総合治水の考え方も取り入れ、雨水の循環を図ります。 <u>また、雨水の地下浸透及び地下水の涵養を図るため、雨水浸透施設の設置についての啓発を行います。その他、公共施設においても雨水利用、地下浸透を推進します。</u>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市内3河川のBOD値※ 1 (mg/L)	<u>2.1</u>	<u>2.0</u>	指標説明：3河川8地点の平均値 参考資料：BOD値の環境基準
浄化槽法定検査受検率	<u>6.2</u>	<u>19.4</u>	指標説明：浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率

\*1 BOD値とは、河川や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるとき消費される酸素の量のこと。



## 施策内容修正シート（別紙1）

\*1 美化活動団体とは、本市の公共施設美化サポーターや埼玉県の美化活動支援制度を活用し、公共空間である市内の道路、公園及び緑地並びに河川において、ボランティアで清掃や花壇の整備などの環境美化活動を行う市民等のこと。

主担当課名	環境課	関係課名	
-------	-----	------	--

### 1. 施策名

No.	生活環境保全の推進
58	

### 2. 施策の目的

市民が衛生的で快適に暮らせるよう、生活環境の維持、改善を行います。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

動物の飼い主に対する飼育管理の指導や環境活動の活性化に努めていますが、動物や生活環境に関する苦情がたびたび寄せられ、公害苦情の発生件数は、近隣市の平均より多くなっています。  
また、市民による美化活動によって、環境に関する意識も高まりつつありますが、道路や和光市駅前のポイ捨てごみや路上喫煙は、依然として減少していません。

### 3-2. 平成27年度の現状

準工業地域など、工場と住宅が混在している地域では、騒音などの公害苦情がたびたび寄せられています。また、路上喫煙防止のため、駅前での街頭キャンペーン等、啓発に力を入れています。

### 4. 課題

歩行者や車両からのポイ捨てごみや路上喫煙は、依然として一部の人々のマナーが問題となっており、引き続き、市民・事業者の環境意識の向上を図る必要があります。また、騒音の発生による生活環境への影響に対する対応が求められています。

#### 【グラフ】美化活動登録団体数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民の衛生的で快適な暮らしを実現するために必要な環境維持
------	------------------------------

課題解決の考え方	市民・事業者の環境意識の醸成と自主的な活動の促進
解決に向けた取組	①市民参加による美化活動の推進 ②市民や事業者による環境活動の推進

課題解決の考え方	動物の飼育管理に関する問題の解消
解決に向けた取組	③動物の飼育管理の指導徹底

課題解決の考え方	専門性に対応した相談体制の充実
解決に向けた取組	④騒音公害などへの対応

### 6. 取組内容

①	市民参加による美化活動の推進
<u>美化活動団体（*1）の登録数を増やすとともに、登録団体が活動に必要な支援を行い、市民による市内の美化活動を積極的に進めます。</u>	

②	市民や事業者による環境活動の推進
市民・道路管理者などと連携した啓発活動の実施や各種環境講座を開催することにより、ポイ捨て防止を図り、自ら環境活動を実践できるよう進めます。	

③	動物の飼育管理の指導徹底
動物の飼い主に対し、飼育管理の啓発や指導を行います。	

④	騒音公害などへの対応
騒音をはじめとする公害苦情などに的確に対応するため、専門性に対応した相談体制を充実します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
美化活動登録団体数（団体）	21	27	
駅周辺の美化推進活動によるゴミ収集量（kg）	844.8	794.6	
生活環境苦情件数（件）	50	40	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	資源リサイクル課	関係課名	
-------	----------	------	--

### 1. 施策名

No.	ごみ減量・リサイクルの推進
59	

### 2. 施策の目的

ゼロ・廃棄物*1を目指しつつ、持続可能な循環型社会を実現します。
----------------------------------

\*1 ゼロ・廃棄物とは、3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（ごみの再資源化））の推進などにより、埋め立てや焼却による処理を行わなければならない廃棄物を限りなくゼロに近づけるという考え方のこと。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、廃棄物の資源化を目的とした分別収集を行っており、第四次一般廃棄物処理基本計画の目標値（ごみの総排出量を平成15年度水準以下に抑え、1日一人当たりの排出量を908gから7%削減する）は達成され、現在の収集形態が市民生活に定着しています。 しかし、市民意識調査では、ごみの減量化・資源化に取り組んでいない世帯が17.5%あります。 また、社会指標分析においても、ごみ処理人口一人当たりのごみ処理量が先進地平均よりも年間10kg多い状況となっています。
--

### 3-2. 平成27年度の現状

<u>近年、ごみの総排出量は、年度によって多少の変動はありますが、概ね横ばいで推移しています。</u>
---

### 4. 課題

廃棄物の発生抑制対策や可燃ごみの中に含まれる資源物の資源化が十分に行われていません。 また、事業系ごみのごみの総搬入量の約2割を占め、事業系廃棄物の削減が求められています。
---

【グラフ】家庭系1日一人当たりのごみ排出量の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	廃棄物の発生抑制を目指した資源化対策の更なる推進
------	--------------------------

課題解決の考え方	家庭ごみの減量化のための情報提供
解決に向けた取組	①廃棄物の発生抑制対策

課題解決の考え方	市民による自主的なリサイクル活動の促進
解決に向けた取組	②廃棄物の資源化の促進

課題解決の考え方	廃棄物の再使用によるごみの減量化
解決に向けた取組	③廃棄物のリユースの促進

課題解決の考え方	事業系ごみ減量化のための情報提供と協力要請
解決に向けた取組	④事業系廃棄物の削減

### 6. 取組内容

①	廃棄物の発生抑制対策 家庭でのごみ減量のための情報提供を行うとともに、資材・機器の提供やその効果的な利用・促進のPRやレジ袋の削減対策、レジ袋や過剰包装の削減に向けたリフューズ（ごみになるものを受け入れない）の啓発などを行い、家庭から排出されるごみを減量します。
---	--

②	廃棄物の資源化の促進 市民が分別を行うための情報提供及び指導を行うとともに、市民の自主的なリサイクル活動を促進します。
---	--

③	廃棄物のリユースの促進 再使用可能な廃棄物の引取り・引渡しを行う場所や情報を提供します。また、そのPRや改善を積極的に行うことにより、廃棄物のリユース（再使用）を促進します。
---	--

④	事業系廃棄物の削減 事業所に対し廃棄物の処分先や資源化に関する情報提供を行います。また、立ち入り検査などによる指導を行い、事業系廃棄物を削減します。
---	---

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
家庭系1日一人当たりのごみ排出量（g）	<u>633</u>	<u>595</u>	
事業系ごみ搬入量（t）	<u>3,724</u>	<u>2,865</u>	
リサイクル展示場における再利用品の引き渡し点数（点）	<u>2,677</u>	<u>2,842</u>	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	資源リサイクル課	関係課名	
-------	----------	------	--

### 1. 施策名

No.	60	廃棄物の適正処理の推進

### 2. 施策の目的

市民の日常の生活によって発生する廃棄物による環境負荷を低減します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、廃棄物の分別収集を行い、びん・かん・紙類・プラスチック類・金属類などは再資源化されており、可燃残渣のうち焼却灰についても再資源化を行っています。しかし、独自の最終処分場を持たない本市では、コスト面や処理方法の面で資源化が困難な可燃残渣などを他市の最終処分場を利用し、埋め立て処理しています。

施設面では、現焼却施設は建設されてから20年以上経過するため老朽化しており、毎年定期的な修繕を行いながら維持管理をしています。

また生活環境面では、テレビ・冷蔵庫など家電リサイクル法対象品目や処理困難ごみなどの市内への不法投棄が後を絶たない状況にあります。

#### 3-2. 平成27年度の現状

**焼却施設は、平成2年3月の竣工から、25年以上経過しています。**

### 4. 課題

本市の可燃残渣などを埋め立てている最終処分場の処分能力に限界があり、持続可能な廃棄物の処理が求められています。また、本市の焼却施設は建設から**25年**以上を経過し、老朽化が進んでいるため、焼却施設の整備について検討が必要です。

家電リサイクル法対象品目や処理困難ごみの不法投棄の増加に対する対応が求められています。

#### 【グラフ】最終処分場への搬入量・不法投棄物搬入量の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市内で発生する廃棄物の排出を抑制し、環境負荷の低減を図ること
------	--------------------------------

課題解決の考え方	最終処分場における廃棄物の適正な処理・環境負荷を低減する処理方法の検討
解決に向けた取組	①廃棄物の適正な処理

課題解決の考え方	焼却施設の適正な維持管理・広域化の検討
解決に向けた取組	②老朽化した焼却施設の維持管理及び整備の検討

課題解決の考え方	不法投棄の防止のための啓発
----------	---------------

解決に向けた取組	③増加する不法投棄への対策
----------	---------------

### 6. 取組内容

①	廃棄物の適正な処理
本市から排出される廃棄物の適正な処理を行い、さらには最終処分場等の現地確認などの調査を行います。また、現在、埋め立てされている焼却残渣などについてもコストなどを考慮した上で、より環境負荷のかからない処理方法を検討していきます。	

②	老朽化した焼却施設の維持管理及び整備の検討
焼却施設については毎年定期的に点検・修繕を行うとともに、 <b>和光市清掃センター中長期維持管理計画に基づき整備</b> を行い延命化を図ります。	
また、施設の広域化について検討を進め、その結果に基づき、市民の意見を参考に進めていきます。	

③	増加する不法投棄への対策
市民への処理方法の情報提供を行い、また警告看板の設置や警察などと連携し、不法投棄者への指導を行うことで、不法投棄の抑制を図るとともに、不法投棄物の適正な処理を行います。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
最終処分場への搬入量 (t)	<b>874</b>	<b>855</b>	
不法投棄物搬入量 (t)	<b>38</b>	<b>36</b>	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	産業支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
61	市の特色を生かした地域ブランドの推進

### 2. 施策の目的

本市における地域ブランド\*1の活用により、市内産業を活性化し、賑わいあるまちをつくります。

\*1 地域ブランドとは、特産品、伝統工芸品、温泉などを、密接なつながりのある地域名と合わせてつくられたブランド（銘柄）のこと。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、地域ブランドの開発や地域資源\*2の発掘などに取り組んでいます。例えば、商工会による彩の国鍋合戦は、毎年3万人を超える来場者があるイベントで、本市の新たな特色として定着しつつあります。

また、市民提案では、個人商店、専門店及び商店街の形成に要望がありますが、実際は、和光市駅前的大型小売店舗の利用が多く、個人商店の利用が少なくなっています。

\*2 地域資源とは、自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的な人やものを資源として活用可能なものと捉えた広義の総称のこと。

### 3-2. 平成27年度の現状

**商工会と共催による鍋合戦は、平成26年度に「ニッポン全国鍋グランプリ」と名称を改め、6万人を超える来場者があるイベントに成長し、本市の新たな特色として定着しています。**

### 4. 課題

本市の代名詞となる地域ブランドの開発や地域資源の発掘が十分にできていないため、地域ブランドという考え方を市民全体の共通認識となるよう、更に取り組み広めていくことが必要です。また、地域ブランドの開発に向けた農商工連携を推進していく必要があります。

**【写真】ニッポン全国鍋グランプリの風景**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	地域ブランドの活用による市内産業の活性化とまちづくりの実現
------	-------------------------------

課題解決の考え方	地域ブランドの開発、発掘の推進
解決に向けた取組	①地域ブランドの開発のための連携
	②地域ブランドや地域資源に関する情報収集
	③地域ブランドの浸透
	④農商工連携の推進

### 6. 取組内容

①	地域ブランドの開発のための連携
<p>新たな地域ブランドの開発や地域資源を発掘するため、商工会など各関係団体、市内企業、大型店や個人商店等との連携を進めます。</p>	

②	地域ブランドや地域資源に関する情報収集
<p>地域ブランドや地域資源に関する情報収集を積極的に行い、新たな地域ブランドづくりに活用します。</p>	

③	地域ブランドの浸透
<p>開発された地域ブランドの販路開拓による定着への支援を行います。また、愛されるブランドや資源となるよう市民へ情報発信し、浸透を図ります。</p> <p>また、<b>商工会と共催で実施する「ニッポン全国鍋グランプリ」</b>についても、魅力を感じてもらえるよう積極的に情報発信します。</p>	

④	農商工連携の推進
<p>市内の農産物と商工業の技術やノウハウなどを活用した新たな商品やサービスを創り出せるよう、商工会をはじめ、市内産業との連携を図ります。</p>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
地域ブランド認定数（個）	<b>13</b>	<b>20</b>	
地域資源活用数（個）	1	3	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	産業支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
62	中小企業の育成支援

### 2. 施策の目的

中小企業などの安定した経営を保ちながら、個人商店をはじめとする市内企業全体の活性化を図り、魅力あるまちを形成します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

近年の経済不況の影響で、産業全体の経営が不安定となっており、セーフティネット保証制度\*1の利用者が急増しています。特に、製造業や建設業にその影響が顕著にみられます。また、本市の融資制度の利用を促進しているものの、設備投資を目的とした利用が少なくなっています。本市は商工会と連携し、これまでも地域の活性化に努めてきましたが、市民意識調査では、産業に対する満足度が低く、関心が薄くなっています。

\*1 セーフティネット保証制度とは、取引先などの再生手続等の申請や事業活動の制限、災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、埼玉県信用保証協会等を通じ、資金調達の円滑化を図る制度のこと。

#### 3-2. 平成27年度の現状

近年の社会的、経済的な環境の変化により業況が不安定となっている中小企業者においては、資金繰りのためセーフティネット保証制度\*1が活用されており、一部の業種につきましては、業況の改善が進んでいます。

### 4. 課題

経済情勢の変化により市内の企業も経営状況の改善が進んでいるものの、特に景気の影響を大きく受ける中小企業の経営の安定化を支援するための融資制度については、見直しを検討する必要があります。

また、大型小売店への利用者流出により個人商店が減少しており、商業集積の魅力を引き出す必要があります。

市内企業の地域貢献への取組については、今後も商工会との連携が必要です。

#### 【グラフ】製造品出荷額等の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市内の中小企業の安定的経営の実現と活性化
------	----------------------

課題解決の考え方	市内企業の経営安定化に向けた支援・情報提供
解決に向けた取組	①中小企業の経営支援
	②経営安定化につながる情報提供やサポート

課題解決の考え方	地域企業によるまちづくりへの参画と地域貢献の促進
----------	--------------------------

解決に向けた取組	③地域貢献の推進
----------	----------

課題解決の考え方	地域の特性と消費生活の利便性を考えた商業地の整備
----------	--------------------------

解決に向けた取組	④地域特性に応じた商業環境の整備
----------	------------------

課題解決の考え方	地域貢献の実現を目的とする商工会との連携強化
----------	------------------------

解決に向けた取組	⑤商工会との連携強化
----------	------------

### 6. 取組内容

①	中小企業の経営支援
<u>創業者を支援するための制度融資等</u> や社会情勢に応じた利用しやすい制度融資の創設及び利子補給の見直しを図るなど、市の制度融資の充実により、市内企業の経営安定化を支援します。	

②	経営安定化につながる情報提供やサポート
商工会など関係団体と連携し、経営指導及びビジネスマッチング*2等、経営の安定化を図ります。	

\*2 ビジネスマッチングとは、企業の事業展開を支援するなどの目的で、事業パートナーとの出会いを支援するサービスのこと。

③	地域貢献の推進
市内企業の地域貢献を推進するため、県の地域商業貢献に関するガイドラインによる企業の地域への参画を呼びかけます。	

④	地域特性に応じた商業環境の整備
地域の <u>特性を生かした個人商店の活性化</u> と消費生活の利便性を向上するために、日常の買物や、コミュニティ活動の場としても利用できる近隣型商業地の整備を促進します。	

⑤	商工会との連携強化
中小企業の地域貢献を推進するため「企業市民*3」の認定制度により、商工会との連携を更に強化することによって、中小企業などと一体となって賑わいのあるまちづくりを行います。	

\*3 企業市民とは、市民とともに地域の社会活動を行う企業のこと。

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
創業者向け制度融資利用件数（件）	0	5	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	産業支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
63	魅力ある新たな産業の推進

### 2. 施策の目的

市内企業が、市内研究機関の知的財産を活用することで新たな産業を創出し、産業の活性化をします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は、平成19年に新産業\*1創出具体化の指針を策定し、市内研究機関のシーズ\*2を活用した事業を推進しています。  
 また、市と県、中小企業基盤整備機構の三者で共同運営している和光理研インキュベーションプラザでは、同プラザに入居した企業の研究開発などをサポートしています。  
 さらに都市計画マスタープランで位置付けた新産業系ゾーンとして、和光北インター地域土地画整理事業を進めています。

\*1 新産業とは、研究機関などが開発する新たな技術を活用した産業のこと。

\*2 シーズとは、企業などが新しく開発、提供する特別の技術や材料のこと。

### 3-2. 平成27年度の現状

新産業\*1創出具体化の指針に基づき、市内研究機関のシーズ\*2を活用した事業を推進され、和光理研インキュベーションプラザでは、引き続き同プラザに入居している企業・理研ベンチャーの研究開発などをサポートしています。  
さらに、和光北インター地域土地画整理事業が進み、都市計画マスタープランで位置付けた新産業系ゾーンへ市内の中小企業による進出が進みつつある。

### 4. 課題

和光理研インキュベーションプラザに入居した企業に対する経営支援が求められています。また、市内研究機関が有する豊富な知的財産の更なる活用や新産業地区への企業誘致を進めていく必要があります。

**【写真】和光理研インキュベーションプラザ**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市内企業の産業創出と活性化に向けた支援策の実施
------	-------------------------

課題解決の考え方	交通の利便性を生かした新産業地区への誘致
解決に向けた取組	①新産業地区への誘致

課題解決の考え方	市内研究機関などが有する豊富な知的財産の活用
解決に向けた取組	②関係機関との連携による新たな産業の創出

課題解決の考え方	新産業への人的支援
----------	-----------

解決に向けた取組	③新産業への経営支援
----------	------------

### 6. 取組内容

①	新産業地区への誘致
交通の利便性に優れた和光北インター地域土地画整理事業施行地域を <u>新産業系ゾーンとし、高度な技術を用いた新産業の誘致を促すため、新たな補助制度を実施します。</u>	

②	関係機関との連携による新たな産業の創出
国・県や商工会などと連携しながら、市内研究機関等が有する豊富なシーズを活用して、新たな産業の創出を図ります。	

③	新産業への経営支援
和光理研インキュベーションプラザの入居企業に対し、インキュベーションマネージャーによる経営支援を行います。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
インキュベーションプラザ卒業後市内定着率（延べ）（%）	0	30	



## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	産業支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	
64	都市農業の推進と担い手の育成

### 2. 施策の目的

農業の担い手を支援し、優良農地を保全・活用するとともに、さまざまな機会を通じて、市民が農業への理解を示し、関心を深めるようにします。
--

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

<p>食の安全・安心、地産地消*1への市民の意識が高揚し、食を通じて農業への関心が高まっていますが、農地の減少、担い手が不足しているなど農業を取り巻く環境は厳しくなっています。</p> <p>そこで、平成19年に策定された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、担い手への総合的な支援を進めています。また、市民が農業への理解を深めるため、市民農園や農業体験による農業に触れる機会の提供、地産地消につながる地場農産物*2の利用促進のための直売や庭先販売に取り組んでいる農業者の支援を行っています。</p>
--

\*1 地産地消とは、地域生産地域消費の略で、地域で生産された農産物を地域で消費する、また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。

\*2 地場農産物とは、その地域で生産された農産物のこと。

#### 3-2. 平成27年度の現状

<p><u>地域の農業の担い手となる認定農業者は徐々に増加しています。また、平成24年度から農業体験センター及び市民農園管理運営を協働事業として市民団体に委託しており、そのノウハウを活かした事業展開により農業体験事業等の参加者が増加しています。</u></p>
--

### 4. 課題

<p>農作業における労働力の不足を感じている農業者が増えており、担い手への農用地の利用集積も進んでいないことから、こうした状況を改善する必要があります。</p> <p><u>また、収穫体験等の事業は実施されていますが、市民がより身近に農業を感じることができるよう農業者や農業者団体による農業体験の機会を増やすことが求められます。</u></p>
--

**【写真】農業後継者倶楽部によるじゃがいも掘りの風景**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民の農業に対する理解と関心を高める機会の提供
------	-------------------------

課題解決の考え方	農業の担い手の育成・確保と農用地の利用集積の促進
解決に向けた取組	①農業の担い手の育成と支援 ②担い手への農用地の利用集積

課題解決の考え方	ニーズに合った農業体験の実施と機会の提供
解決に向けた取組	③誰もが参加できる農業体験の実施 ④ニーズに応じた市民農園の設置

課題解決の考え方	地場農産物に関するPR活動の推進
解決に向けた取組	⑤地場農産物提供の支援

### 6. 取組内容

①	農業の担い手の育成と支援
地域の農業生産の中心となる認定農業者*3などの担い手を育成・確保し、農業経営を支援します。	

\*3 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

②	担い手への農用地の利用集積
農用地を効率的に利用できるよう、担い手への利用集積を図ります。	

③	誰もが参加できる農業体験の実施
市民が気軽に農業を体験できるよう、 <b>農業者、農業者団体と協力して</b> 、収穫体験などのさまざまな形態での農業体験の機会を提供します。	

④	ニーズに応じた市民農園の設置
市民農園の利用を拡大するために、市が設置する市民農園の充実を図るとともに、農業者自らが運営する体験型農園の設置を支援します。	

⑤	地場農産物提供の支援
消費者が地場農産物を手軽に購入できるよう、農業者が行う直売、庭先販売、 <b>軽トラ市などの取組</b> を支援し、周知します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
認定農業者数（人）	<b>32</b>	50	指標説明：認定農業者の人数
農業体験事業参加者数（人）	<b>944</b>	<b>1000</b>	指標説明：農業体験事業の参加者数
市民農園面積（㎡）	<b>11,085</b>	14,000	指標説明：市民農園區画の合計面積

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	産業支援課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 施策名

No.	就労支援対策の推進
65	

### 2. 施策の目的

市民の就労意識を高め、技能の向上と心身の健康増進を図りながら、豊かな生活が過ごせるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市の就業率は95.8%、65歳以上の就業率も94.5%と大変高い数値（平成17年度国勢調査）となっています。  
 ただし、近隣市と比較して、女性の就業者の割合は低く、市民意識調査でも、更なる雇用創出が求められています。また、同調査では、勤労意欲に繋がる福利厚生施設である勤労福祉センターなどの環境整備に対する満足度が低くなっています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

平成22年度の国勢調査によると、本市の\*1就業率は95.1%、\*265歳以上の就業率も94.4%と大変高い数値となっています。

\*1 就業者/労働力人口

\*2 65歳以上就業者数/労働力人口（65歳以上）

### 4. 課題

本市の失業率は約5%（平成22年度）となっており、景気の緩やかな回復基調のもと新規求人数は増加傾向であるものの、一部に厳しさが見られる状況であるため、求職者に対する就職に役立つ知識や求人情報の提供、短時間勤務や在宅勤務などの雇用形態や労働環境の整備が求められています。

#### 【イラスト】

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民の就労支援につながる情報提供と雇用支援策の充実
------	---------------------------

課題解決の考え方	求職者などに対する情報提供
解決に向けた取組	①関係機関との連携による情報提供

課題解決の考え方	事業者に対する就労支援協力
解決に向けた取組	②事業者への意識啓発

課題解決の考え方	求職者の職業能力の育成支援
解決に向けた取組	③就労意識の醸成や職業能力のスキルアップ

課題解決の考え方	技能などを有する勤労者の更なる技能向上
解決に向けた取組	④技能・技術向上の推進

課題解決の考え方	勤労意欲の維持・向上
解決に向けた取組	⑤勤労意欲の向上への支援

### 6. 取組内容

①	関係機関との連携による情報提供 <b>関係機関と連携を図り、庁舎内にふるさとハローワークを設置し、市内や近隣における事業所の最新求人情報を提供します。</b>
---	--

②	事業者への意識啓発 求職者のニーズに合わせた雇用創出を促進するため、事業者に対し多様な雇用形態の導入に取り組むよう働きかけます。
---	---

③	就労意識の醸成や職業能力のスキルアップ 求職者がスムーズに就職できるよう就職に役立つ講座などを開催し、就労意識の醸成や職業能力のスキルアップを支援します。
---	--

④	技能・技術向上の推進 関係団体と連携しながら、長年にわたり培われた技能や功績を持った勤労者を発掘し、その技能や功績を表彰するなど、技能・技術の向上を進めていきます。
---	---

⑤	勤労意欲の向上への支援 講座などの開催、勤労者向け施設の充実及び利用促進を図り、勤労意欲の向上に努めます。
---	--

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
就業率（%）	<u>95.1</u> (H22)	96.0	指標説明：就業者/労働力人口 参考資料：国勢調査
高齢者就業率（%）	<u>94.4</u> (H22)	95.0	指標説明：65歳以上就業者数/労働力人口（65歳以上） 参考資料：国勢調査
勤労福祉センター講座参加者数（人）	<u>5,300</u> (H26)	<u>5,500</u>	

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	市民活動推進課	関係課名	
-------	---------	------	--

### 1. 方針名

No.	協働型社会の構築
66	

### 2. 方針の目的

市民と行政が相互に理解・協力し合い、対等のパートナーとして、共通の課題や目標に向け協力し、自立した協働のまちづくりを実現します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

社会の成熟に伴い、市民ニーズが多様化しており、行政の取組だけで市民ニーズを満たすことが難しくなっています。そこで、今後は、社会全体で公共サービスを提供していくことが求められています。

本市では、協働について、平成19年8月に協働指針を策定し、拠点の整備を行うなど、協働の推進に取り組んでいます。また、地域の人材を活用し、自立した市民の育成と新たな地域コミュニティの形成に向けた支援をはじめ、協働の推進に向け、庁内の体制を整えているところですが、市民意識調査では、市民と行政の協働の充実に対する満足度は10.0%と低い水準になっています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

**本市では、協働について、平成25年1月に協働指針を改定し、拠点の整備を行うなど、協働の推進に取り組んでいます。**  
**また、27年度市民意識調査における『市民と行政の協働の充実』に対する満足度は23.8%で、前回（10%）と比較すると大幅な増加となり、取組の成果が出てきています。**

### 4. 課題

市民協働推進センター\*1の取組など、協働の推進に向けた情報を市民と共有することが求められています。また、協働型社会の構築に向けた具体的な取組を実現するための制度の整備が必要です。

さらに、地域課題を解決するための相談の場が分かりにくく、協働に関する情報提供が不足しています。

そのほか、人と人をつなぐコーディネーターが充実していないなど地域課題解決を推進する体制が十分ではありません。協働型社会の構築に向けては、より幅広い市民の参画が必要です。

\*1 市民協働推進センターとは、社会を構成するすべての領域での協働を推進し、より豊かな地域社会を創り上げていくため、地域における課題の解決やライフスタイルの多様化に対応するためのさまざまな市民の活動の支援を行うセンターのこと。

#### 【イラスト】地域課題解決の概念図

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民と行政が対等のパートナーとして協力し、自立した協働のまちづくりを実現
------	--------------------------------------

課題解決の考え方	地域課題の認識と人と人をつなぐ仕組みづくり
解決に向けた取組	①相談しやすい環境づくり

課題解決の考え方	協働に関する情報不足への対応
解決に向けた取組	②協働に関する情報の共有

課題解決の考え方	コーディネーター役の育成による協働の活性化
解決に向けた取組	③中間支援組織*2の育成

課題解決の考え方	より幅広い市民の参画方法の検討
解決に向けた取組	④新たな協働システムの構築・推進

### 6. 取組内容

①	相談しやすい環境づくり
地域において、市民協働推進センターが中心となって、協働事業をPRするとともに、市民がいつでも相談できる体制をつくります。さらに、地域の人的資源を発掘し、市民同士をつなぐことで、新たな協働の担い手となる組織や自立した市民を育成し、よりよい地域コミュニティの形成を目指します。	

②	協働に関する情報の共有
市民協働推進センターの取組や地域の課題について、広報紙や市ホームページなどを活用し、市民との情報共有を図ります。	

③	中間支援組織*2の育成
協働型社会の実現に向け具体的に取り組むため、地域に協働の取組を働きかけるコーディネーターや中間的な支援を行う組織を育成します。	

\*2 中間支援組織とは、協働のパートナーを支援する組織のこと。

④	新たな協働システムの構築・推進
市民から協働事業の提案を受けるなど、新たな協働システムを構築し、市民と行政の協働を推進します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市民と行政の協働が充実しているに対し「満足」「まあ満足」と回答した割合（%）	<u>23.8</u> (H27)	<u>30.0</u>	参考資料：市民意識調査
地域課題相談件数（件）	<u>84</u>	300	
協働事業数（件）	<u>97</u>	<u>120</u>	参考資料：県NPO活動推進課協働事業等調査

## 施策内容修正シート

主担当課名	政策課	関係課名	
-------	-----	------	--

### 1. 方針名

No.	
67	市民参加の推進

### 2. 方針の目的

市民が市政に参加することにより、市民の知識・経験・創造性が生かされたまちづくりを実現します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、平成16年1月に市民参加条例を施行し、パブリック・コメントや審議会などの活動を通じて、市政に対する市民参加の機会を増やし、市民の知識等を生かした行政運営を行っています。また、市民参加推進会議においては、市民の視点から市民参加実施状況・実施予定の評価を行うとともに、市民参加の更なる可能性を検証しています。

現在、市民政策提案手続や住民投票といった制度が十分に活用されていないことから、市民参加推進会議において、その制度のあり方について検証し、市民に活用される制度となるよう見直しを行っています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

市民参加条例の施行から10年が経過し、市民参加制度は定着してきているが、より多くの市民の参加を促すため、参加しやすい環境の整備、市民参加手法の選択の標準化など、運用面での課題があることから、市民参加推進会議において、条例の改正も含め、運用のあり方の検証する必要があります。

### 4. 課題

市民参加を行う市民が一部に限られるなど、市民参加の制度が広く市民に浸透しているとはいえません。また、幅広い市民の参加を促すための工夫が求められています。

**【写真】市民参加による会議風景→※差し替え（会議風景+ワークショップ）**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市政への市民の持つ知識・経験・創造性の反映による住みやすいまちの実現
課題解決の考え方	制度利用を促進するための情報提供の改善
解決に向けた取組	市民参加の情報発信の充実
課題解決の考え方	市民ニーズにあった市民参加手法による市民参加の推進
解決に向けた取組	市民参加の機会の拡大

### 6. 取組内容

①	市民参加の情報発信の充実
市民参加制度及び市民参加の機会について、広報紙及び市ホームページなどさまざまな手法を	

活用し、情報発信の充実を図ります。

②	市民参加の機会拡大
職員が積極的に地域に出るなど、市民との交流を活発にするとともに、幅広い市民が参加しやすい機会を提供し、市民参加を更に充実します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
1事業当たりのパブリック・コメント提出者数(人)	<u>4.6</u>	10	指標説明：パブリック・コメントを提出した人数／パブリック・コメントの実施事業数
審議会などの公募の充足率(%)	<u>93.9</u>	120	指標説明：公募応募人数／公募募集人数
市民参加e登録※1の登録者数(人)	<u>145</u>	<u>300</u>	

\*1 市民参加e登録とは、本市が実施している市民参加の情報を希望する市民に定期的送信するための登録制度のこと。

## 施策内容修正シート

主担当課名	政策課	関係課名	
-------	-----	------	--

### 1. 方針名

No.	さまざまな連携によるまちづくりの推進
68	

### 2. 方針の目的

関係自治体間の連携による行政運営の効率化と関係機関や友好都市などとの連携・交流を通じ、活性化を図ります。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市には、国の機関、研究機関や大手企業などが立地しています。この特色を生かし、各種講座の講師や審議会への参加など行政運営への協力を得ています。また、近隣の教育機関と本市は相互協力協定を結び、さまざまな分野において、専門的な見地からの助言や協力を得ています。

国内友好都市である、長野県佐久市、栃木県那須烏山市や新潟県十日町市とは、防災協定の締結をはじめ、文化やスポーツでの交流も行っています。

さらに、広域的な行政課題に対しては、関係自治体との連携を図り、効果的な解決に努めています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

平成24年9月に、東松山市と防災協定を締結したことから、他の国内友好都市と同様に文化やスポーツでの交流を図っています。

### 4. 課題

国の機関などとの更なる連携・交流が必要です。また、交通、情報通信手段の発達などから生活圏が拡大しているため、広域的な視点と、地域が一体となった施策の展開が求められています。

**【図】友好都市の位置図（東松山市追加）**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市内にある国の機関などや大学、友好都市との連携・交流による市の活性化
------	------------------------------------

課題解決の考え方	市内にある外部研究機関などとの関係強化と交流促進
解決に向けた取組	①国の機関などとの連携の強化
	②友好都市との交流の促進
	③広域行政の推進

### 6. 取組内容

①	国の機関などとの連携の強化
---	---------------

市の抱えるさまざまな課題の解決に向け、市内に立地する国の機関や教育機関などとの連携を強化します。

また、基地対策などの行政課題について、国や県に対する要請を行い、市民の安全安心の確保に努めます。

②	友好都市との交流の促進
広報紙や市ホームページなどを活用することで、友好都市の情報を適切に市民に周知します。 また、市民が行う交流に向けた取組の活性化を支援します。	

③	広域行政の推進
広域的な行政課題に対応するため、関係自治体と協力し、その解決に取り組みます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
地元の企業や公共研究機関との交流にかかわったことがある人の割合（％）	<u>11.7</u> (H27)	30.0	参考資料：市民意識調査
<b>友好都市との交流事業数</b>	<u>14</u>	<u>17</u>	

# 施策内容修正シート

主担当課名	政策課	関係課名	
-------	-----	------	--

## 1. 方針名

No.	
69	計画的な行政経営

## 2. 方針の目的

マネジメントシステムに基づいた行政経営を行うことにより、社会経済環境の変化や複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応します。

## 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、平成13年度から行政評価を導入し「PLAN（計画）」－「DO（実施）」－「CHECK（評価）」－「ACTION（改善）」のマネジメントシステムによる行政経営を推進しています。

目標と成果、優先順位を明確にした戦略的な行政経営を目指して、組織の目標（方針）の作成、成果の視点による行政評価の取組を通じて、施策や事務事業の見直しや改善を図り、実施計画を策定し、計画行政を進めています。

また、行政評価を前総合振興計画の進行管理にも積極的に活用し、平成18年度に設置した市民などによる和光市総合振興計画施策推進会議において、目標の達成度を確認するなど、計画的な行政経営の着実な実現に努めています

### 3-2. 平成27年度の現状

計画期間の中間年を迎え、行政評価の取組や外部評価の方法についてわかりやすく効果的な仕組みについて、検討することが求められています。

## 4. 課題

総合振興計画に基づき効率的で効果的な行政経営の実現に向けて継続的な努力が求められています。

特に、行政評価については、総合振興計画の達成度を確認するための手法であると同時に、外部の視点を取り入れることができる仕組みであり、効率的かつ効果的な運用が求められています。

### 【図】PDCAサイクル

## 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	戦略的な行政経営を行い、複雑化、多様化する市民ニーズに的確に対応
------	----------------------------------

課題解決の考え方	マネジメントシステムの定着と質の向上
解決に向けた取組	①マネジメントシステムを徹底した行政経営

課題解決の考え方	総合振興計画の達成度を図るための行政評価の活用
解決に向けた取組	②行政評価の制度の充実

課題解決の考え方	市民ニーズに合った施策の推進
解決に向けた取組	③優先度を明確にした施策・事業の実施

## 6. 取組内容

①	マネジメントシステムを徹底した行政経営
各施策の目標を数値で明確に示した総合振興計画に基づき、マネジメントシステムを継続的に行うことにより、事業を評価し、次の改善に結びつけることで、計画的で効果的な行政経営を進めます。	

②	行政評価の制度の充実
行政経営の適正化と行政サービスの質の向上を目指して、行政評価制度の見直しを適宜行います。また、本市の行政経営を更に進めていくために、市民及び専門性を有する者などによる外部評価制度を充実し、行政評価制度を総合振興計画の進行管理に積極的に活用していきます。	

③	優先度を明確にした施策・事業の実施
事業の目的を明確にした上で、行政評価制度などを活用して、事業の必要性や有効性を検証し、さらに、需要予測の精度を高めることによって、施策・事務事業の優先度を明確にしています。	

## 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
総合振興計画の目標値の達成度（％）	30.2	100	指標説明：総合振興計画に位置づけられている施策指標のうち、目標を達成している施策指標の割合

## 施策内容修正シート

主担当課名	政策課	関係課名	職員課・戸籍住民課
-------	-----	------	-----------

### 1. 方針名

No.	効果的・効率的な行政サービスの提供
70	

### 2. 方針の目的

限られた経営資源を有効に活用し、市民の期待に応える行政サービスの提供を目指します。
---

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、行政サービスの質の向上を目指して、外部委託を積極的に進めています。 また、指定管理者制度についても、平成22年4月1日現在、24の公共施設において導入しています。 さらに、行政改革大綱、集中改革プランや定員適正化計画に基づき、行政経営の効率化を計画的に進めています。
--

#### 3-2. 平成27年度の現状

<u>平成27年4月1日現在、指定管理者制度導入施設は、25施設です。</u> <u>平成23年度に策定した行政改革推進計画、平成26年度に策定した職員定員管理計画に基づき、行政経営の効率化を計画的に進めています。</u>
--

### 4. 課題

厳しい経済情勢の影響から、行政サービスに対して、これまで以上に費用対効果などの検証が求められています。また、多様化する市民ニーズや社会環境の変化に柔軟に対応していくため、民間手法の長所を積極的に取り入れていくことや、サービスの担い手である人材の確保が求められています。
--

#### 【イラスト】 効率化・適正化

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	限られた経営資源を有効に活用した行政サービスの提供
------	---------------------------

課題解決の考え方	市民ニーズへの組織的な対応によるサービスの向上
解決に向けた取組	①簡素で効率的な組織づくり

課題解決の考え方	費用対効果を考えた民間事業者の活用
解決に向けた取組	②民間の積極的な活用

課題解決の考え方	市民目線に立った行政サービス
解決に向けた取組	③利用者の視点に立った窓口サービスの向上

課題解決の考え方	多様化する市民ニーズに機動的に対応できる能力と意欲を持った人材の確保
解決に向けた取組	④多様な人材の確保

課題解決の考え方	行政サービスの更なる効率化
解決に向けた取組	⑤新たな行政改革の推進

### 6. 取組内容

①	簡素で効率的な組織づくり
変化する市民ニーズに対応するため、分かりやすく効率的な組織編成を行います。	

②	民間の積極的な活用
指定管理者制度や PFI などの活用により、民間事業者の知識や技術などを取り入れ、行政サービスの質と効率性の向上を図ります。	

③	利用者の視点に立った窓口サービスの向上
開庁日、開庁時間、本庁と出張所の役割などの見直しを行うとともに、窓口サービスの外部化の検討など、利用者の視点に立った窓口サービスの向上に努めます。	

④	多様な人材の確保
高度で多様化する市民ニーズに機動的に対応するため、専門性に富んだ民間人の登用や柔軟な任用形態を活用し、能力と意欲を持った優れた人材を確保します。	

⑤	新たな行政改革の推進
行政改革の具体的な取組を定める行政改革推進計画に基づき、新たな行政改革に取り組み、市民サービスの更なる効率化を図ります。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
行政改革取組事項の達成度 (%)	83.3	100	指標説明：行政改革推進計画に位置づけられている全取組事項のうち、目標を達成している取組事項の割合
行政改革に対する満足度 (%)	27.4	47.4	参考資料：市民意識調査



## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	財政課	関係課名	総務課・課税課・収納課
-------	-----	------	-------------

### 1. 方針名

No.	71 持続可能な財政運営
71	

### 2. 方針の目的

多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくため、中長期的な展望に立った計画的な財政運営を行い、将来世代に過度な負担を残さないようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、市民ニーズを的確かつ迅速に予算に反映させるため、平成20年度から予算編成に係る諸権限の一部を各部局に委譲する包括予算制度を導入し、経常的事業については、各部局長の責任に基づいて、予算編成を行っています。  
本市の財政状況は、他団体と比較して、健全性は高い水準を維持していますが、経常収支比率が上昇傾向にあり、今後は、財政構造の硬直化が懸念されます。

#### 3-2. 平成27年度の現状

本市では、総合計画に基づく施策・方針を計画的に推進するとともに、市民ニーズを的確かつ迅速に予算に反映させるため、実施計画と連動した予算編成を行っています。  
健全な財政運営を確保するため策定した「和光市健全な財政運営に関する条例」が、平成25年4月から施行されています。

### 4. 課題

限られた財源の中で市民ニーズに的確に対応するため、中長期的な財政運営の視点からの予算編成が求められています。また、自主財源\*1を確保するための対策が求められています。さらに、財政運営の透明性・公平性の確保のための入札制度の見直しが求められています。

\*1 自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源で、市税、分担金・負担金、使用料、寄付金などのこと。

#### 【グラフ】経常収支比率の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	財政構造の硬直化や将来世代への負担を考慮した中長期の視点になった財政運営
------	--------------------------------------

課題解決の考え方	経常的事業の予算調整に関する各部局の責任の明確化
解決に向けた取組	①予算編成過程の公表

課題解決の考え方	中長期的視野に立った財政運営
解決に向けた取組	②中長期財政計画の策定

課題解決の考え方	財政の健全性の維持
解決に向けた取組	③和光市健全な財政運営に関する条例の運用
解決に向けた取組	④新地方公会計制度の利活用

課題解決の考え方	入札制度の改善
解決に向けた取組	⑤入札制度の改革

### 6. 取組内容

①	予算編成過程の公表
財政運営の透明性を向上させ、市民ニーズに対応した予算制度を目指し、予算編成過程を市民に公表して、説明責任を果たします。	

②	中長期財政計画の策定
将来世代の負担に配慮した市債の発行など中長期的な視野に立った計画的な財政運営を実現するため、財政推計に基づいた中長期財政計画を策定します。	

③	<b>和光市健全な財政運営に関する条例の運用</b>
財政の健全性を維持するため、必要な指標や規制を定めた <b>和光市健全な財政運営に関する条例を適正に運用します。</b> また、自主財源の確保については、 <b>適正かつ公平な賦課及び収納率の更なる向上を図ります。</b>	

④	<b>新地方公会計制度の利活用</b>
<b>固定資産台帳及び統一的な基準による財務書類を作成し、財政の健全性の維持や公共施設等のマネジメントに活用します。</b>	

⑤	入札制度の改革
<b>社会情勢に適応した入札制度の見直しにより、公平性・透明性・競争性の高い入札業務を行い、契約内容の適正な履行及び質の向上に加え、その担い手の育成を図ります。</b>	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
経常収支比率（%）	<b>88.5</b>	<b>80.0</b>	指標説明：経常的支出／経常的収入
人口一人当たりの市債現在高（円）	<b>193,447</b>	190,000	指標説明：一般会計の市債年度末現在高／年度末住民基本台帳人口
実質公債費比率（%）	<b>2.8</b>	<b>3.0</b>	指標説明：実質的公債費／標準財政規模など

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	職員課	関係課名	
-------	-----	------	--

### 1. 方針名

No.	市民の期待に応える職員の育成
72	

### 2. 方針の目的

職員一人ひとりが高い職務意識を持ち、組織としての総合力を高めていくことで、市民の期待に応え、質の高い行政サービスを提供していきます。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市は、質の高い行政サービスを市民に提供するため、平成17年12月に人材育成基本方針を策定しています。この方針に基づき、職員の育成に努めるとともに、適材適所の職員配置や職員評価制度などにより、職員の持つ資質や個性にあった人事管理に努めています。  
 今後も、地方分権の進展や社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化にも的確に対応していくために、行政サービスの担い手となる職員の能力開発と意識改革を図っています。

### 3-2. 平成27年度の現状

平成28年4月から、人事評価制度に関する規定を盛り込んだ地方公務員法の改正案の施行が見込まれています。その改正内容は、地方公務員も国家公務員と同様に、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするとされています。人事評価制度は職員の職務行動の改善や能力開発につなげるものであり、今後も人材育成のツールとして活用していきます。

### 4. 課題

市民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化に対応していくためには、行政サービスの担い手となる職員一人ひとりの能力の向上が必要です。また、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公平に把握した上で行われる職員評価制度を適正に運用していくことが必要となります。さらに、職員が心身ともに健康で能力を十分に発揮できるよう、職員の健康管理体制の充実が求められています。

### 【グラフ】職員\*1一人当たりの人口の比較（H26.4.1時点）

\*1 職員とは、普通会計に属する職員をいう。

\*2 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口とする。

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	行政サービスの担い手としての職員の能力向上
------	-----------------------

課題解決の考え方	職員の能力開発
解決に向けた取組	①職員能力の向上

課題解決の考え方	職能に応じた適材適所の人員配置
----------	-----------------

解決に向けた取組	②適正かつ効果的な人事制度の確立
----------	------------------

課題解決の考え方	能力を発揮するための健康管理体制の充実
解決に向けた取組	③職員の心身の健康の維持増進

### 6. 取組内容

①	職員能力の向上
人材育成基本方針に基づき、職員の知識・能力などを向上させるため、効率的で効果的な研修を行うとともに、職員自らが自己啓発意欲を持ち続けるよう育成します。	

②	適正かつ効果的な人事制度の確立
適材適所の職員配置、職員の意欲、能力、実績が適正に反映できる人事制度を整備します。また、職員評価制度の更なる精度の向上を図ります。	

③	職員の心身の健康の維持増進
<u>労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の実施、メンタルヘルス*3への適切な対応など職員の健康管理に努めます。</u>	

\*3 メンタルヘルスとは、心の健康のこと。

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
研修の職務活用度(点)	<u>3.7</u>	3.5	指標説明：受講者の4点満点評価の平均階層別・専門研修の職務活用度
職務満足度(点)	<u>3.6</u>	4.0	指標説明：職員の5点満点評価の平均

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	総務課	関係課名	
-------	-----	------	--

### 1. 方針名

No.	市有施設の適切な保全
73	

### 2. 方針の目的

市有施設の利用における市民の安全と安心を確保するとともに、ライフサイクルコストの低減を目指します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

市有施設の耐震化については、既存建築物耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化を完了させることを目標としており、現在の耐震化率は92%（学校を除く）となっています。  
また、築30年を迎える市有施設も多く存在しているため、公共施設保全計画に従い、施設の老朽化対策をはじめ、施設の維持・保全の優先順位付けを行い、計画的な整備を進めています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

市有施設の耐震化については、既存建築物耐震改修促進計画に基づき、平成32年度までに耐震化を完了させることを目標としており、現在の耐震化率は96.8%となっています。  
また、築30年を超える市有施設も多く存在しているため、学校及びインフラ施設も含めた公共施設等総合管理計画を策定し、現有の施設の総合的かつ計画的な管理を推進します。

### 4. 課題

厳しい財政状況の中で、市有施設の老朽化対策のための費用の捻出や、耐震未改修施設の今後の利用形態の検討を含め、計画的な施設整備が必要です。

**【写真】市庁舎**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	<b>施設の長寿命化</b> の促進とライフサイクルコストの低減
------	----------------------------------

課題解決の考え方	施設全体の優先順位付けと計画的な施設整備の実施
解決に向けた取組	①計画的な耐震改修の実施
	②適切な施設保全

### 6. 取組内容

①	計画的な耐震改修の実施
既存未改修施設について、今後の活用を総合的に検討した上で計画的に耐震改修を進めます。	

②	適切な施設保全
市民サービスの拠点となる市有施設について、利用者の安全確保と長期的な財政運営のバランスを考えたファシリティマネジメント*1によって、施設の維持・保全を行います。	

\*1 ファシリティマネジメントとは、保有資産（施設建物）の運用について、現状を認識し中長期的視野と計画性を持って取り組み、かつ、最適化を検討していく一連の活動のこと。

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市有施設 <del>（学校を除く）</del> の耐震化率（%）	<u>96.8</u>	<u>100</u>	指標説明：耐震化された市有施設数 <del>（学校を除く）</del> ／全市有施設数 <del>（学校を除く）</del> 参考資料：既存建築物耐震改修促進計画

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	秘書広報課	関係課名	議事課
-------	-------	------	-----

### 1. 方針名

No.	積極的な広報活動と情報共有化の推進
74	

### 2. 方針の目的

市民が市の情報について知ることができ、情報の共有化が図れるようにします。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

本市では、行政情報を広く市民に知ってもらうため、平成19年度から広報紙を全世帯に配布しています。市民意識調査でも、90.6%の市民が「広報紙を読んでいる、たまに読んでいる」と回答しており、広報紙は、市の情報提供の中心となっています。

また、市ホームページや広報掲示板を活用して、行政情報を市民に周知しています。特に、広報掲示板については、行政情報のほか、市民による情報提供手段としても利用されています。そのほか、記者クラブ\*1などを通して報道機関への情報提供を行っています。

\*1 記者クラブとは、官公庁などで取材活動する各社の記者で組織した団体、またその詰め所のこと。

#### 3-2. 平成27年度の現状

最新の市民意識調査でも、88.1%の市民が「広報紙を読んでいる、たまに読んでいる」と回答しており、依然、行政情報収集について広報紙の利用の高さがうかがえます。

また、TwitterやYouTubeによる情報提供、更には、スマートフォン用のアプリケーション「i広報紙」を導入し、いつでもどこでも広報紙が読めるようにしています。

### 4. 課題

多くの市民と情報の共有を図るため、年代や生活形態に合わせた、多様な情報提供の方法が求められています。また、提供する情報の内容を充実させることや報道機関などの媒体を活用した積極的な情報発信が求められています。

【写真】広報紙「広報わこう」

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市の情報の共有化
------	----------

課題解決の考え方	あらゆるメディアや市民と接する機会を活用した情報提供
解決に向けた取組	①各種媒体による情報提供

課題解決の考え方	即応性を重視した情報発信
解決に向けた取組	②積極的な情報発信

### 6. 取組内容

①	各種媒体による情報提供
あらゆる年代や生活形態の市民への情報提供を行うため、広報紙、市ホームページ、 <u>Twitter、YouTube</u> などのほか、新聞やテレビなどさまざまな媒体を活用した広報を行い、必要ときに市民が情報を手に入れられるようにします。	

②	積極的な情報発信
すべての職員が市の広報担当であるという意識を持ち、情報提供の内容の充実を図り、積極的に情報発信を行います。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
ホームページアクセス数（1箇月平均回数）	<u>323,588</u>	<u>375,000</u>	指標説明： <u>1箇月にホームページを閲覧した回数</u>
広報紙をよく読んでいる、たまに読んでいると回答した人の割合（%）	=	95.0	参考資料：市民意識調査

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	情報推進課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 方針名

No.	電子市役所の推進
75	

### 2. 方針の目的

情報通信技術を活用し、事務処理を効率化することで、市民に対し、質の高い行政サービスを提供します。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

平成15年に策定した電子市役所推進計画に基づいて、住民基本台帳ネットワークの整備や電子申請、電子入札、施設予約、図書予約などを市ホームページで行うことができるシステムを導入しています。  
また、個人情報を取り扱うため、セキュリティ対策ソフトの導入や個人情報へのアクセス権限の管理を徹底し、個人情報の保護に努めています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

平成27年10月からマイナンバー（社会保障・税番号）が付番、平成28年1月からマイナンバーカードを交付され、社会保障・税・災害対策の手続でマイナンバーの利用が開始されます。  
制度の導入による市民への利便性の向上、行政の効率化に資する効果を捉え、更なる利便性を考慮した電子サービスの拡充に努めます。

### 4. 課題

情報技術の急速な進歩に対応し、本市が保有する個人情報や行政情報を保護するために、セキュリティ対策の強化が必要です。また、電子サービスの拡大とともに、使いやすさの改善が求められています。

#### 【グラフ】電子申請件数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	行政手続などの電子化による市民サービスの向上と市有情報資産の安全性の確保
------	--------------------------------------

課題解決の考え方	手続の電子化に伴う個人情報の保護と技術的対応
解決に向けた取組	①セキュリティの強化と情報技術への対応

課題解決の考え方	利用者の利便性を考慮した電子化手続の拡大と簡素化
解決に向けた取組	②システムの利便性の向上

### 6. 取組内容

①	セキュリティの強化と情報技術への対応
本市が保有する個人情報や行政情報を保護するため、セキュリティ対策の強化を図るとともに、進歩する情報技術への対応を図ります。	

②	システムの利便性の向上
使いやすい電子サービスを目指して、システム上の本人確認の簡素化、添付書類などの簡略化を進めます。また、文書管理などについてもシステム化による効率化を図ります。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
電子申請件数（件）	<u>859</u>	2,000	
情報セキュリティ研修受講率（%）	<u>66.7</u>	100	指標説明：研修受講職員数／研修受講対象職員数

## 施策内容修正シート

主担当課名	情報推進課	関係課名	
-------	-------	------	--

### 1. 方針名

No.	情報公開制度の利用の推進
76	

### 2. 方針の目的

情報公開制度\*1を周知、推進することで市民に対する説明責任を果たし、公正で開かれた行政を実現します。

\*1 情報公開制度とは、市の職員が作成、又は取得した文書の開示に係る手続きを定めたもの。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

平成13年4月に情報公開制度が開始され、平成21年度は年間51件の情報公開請求が行われています。

また、開示請求を受けた文書については、開示の可否を迅速に判断するように努めています。

#### 3-2. 平成27年度の現状

**情報公開制度については、開かれた行政であるほど、公文書の開示請求件数が減少すると考えられます。制度の周知に併せて、行政の透明化を推進しています。**

### 4. 課題

情報公開制度の目的を市民に理解してもらうため、制度の更なる周知が必要です。

また、市民が利用しやすいものとするため、情報公開請求に対する対応の迅速化を図る必要があります。さらに、公開請求された公文書の個人情報については適切に取り扱うことが求められています。

#### 【グラフ】情報公開請求件数の推移

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市政情報の積極的な開示と個人情報に関する適切な対応
------	---------------------------

課題解決の考え方	情報公開制度に関する認知度の向上
解決に向けた取組	①情報公開制度の周知

課題解決の考え方	情報公開請求に対する行政情報の適正な管理と迅速な開示手続の実現
解決に向けた取組	②情報公開請求に対する決定の迅速化

課題解決の考え方	情報公開制度と個人情報保護とのバランス確保
解決に向けた取組	③個人情報の保護

### 6. 取組内容

①	情報公開制度の周知
情報公開制度について、広報紙や市ホームページなどを通じて積極的に周知し、制度の認知	

度を高めます。

②	情報公開請求に対する決定の迅速化
情報公開請求を受けた際に迅速な決定・通知を行います。	

③	個人情報の保護
個人情報が掲載されている文書の取扱いについて、個人情報の保護に努めます。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
情報公開請求件数（件）	41	30	指標説明：公文書の開示の請求件数

## 施策内容修正シート（別紙1）

主担当課名	秘書広報課	関係課名	市民活動推進課
-------	-------	------	---------

### 1. 方針名

No.	77	広聴活動の推進
77		

### 2. 方針の目的

市政に対する市民の意向や提言などを収集・分析して、市民ニーズに対応した行政運営を行います。

### 3. 現状（平成23年度策定時の現状）

広聴活動については、市長への手紙やどこでも市長室など、市民の提言を把握する機会を設け、行政運営の更なる充実に努めてきました。  
特に、電子メールによる問合せなどは気軽に送れることから、平成21年度は415件の利用がありました。  
また、平成19年3月には、市民の苦情などの申し立てに対し、公正・中立に対応するため、行政苦情など調停委員会を設置しました。

#### 3-2. 平成27年度の現状

電子メールによる問合せなどは、平成26年度に348件あります。  
平成19年3月に設置した行政苦情等調整委員会については、平成23年10月に行政苦情等調整委員制度に変更し、所掌事務及び職務の明確化を図りました。また、平成25年9月に予備調整委員1名を配置するなど、委員体制の強化も図られています。

### 4. 課題

市民からの意見などを市政に反映するため、より多くの市民の声を聴く必要があります。また、市民からの意見や苦情に対する適切な対応が求められています。

**【写真】市長への手紙**

### 5. 課題解決の考え方と取組

主要課題	市民の意見や要望を的確に捉えた行政運営の実現
------	------------------------

課題解決の考え方	市民ニーズの収集方法の工夫
解決に向けた取組	①多様で積極的な意見収集

課題解決の考え方	迅速な情報共有
解決に向けた取組	②庁内連絡体制の強化

課題解決の考え方	行政苦情の適切な取扱い
解決に向けた取組	③公正・中立な機関による苦情の処理

### 6. 取組内容

①	多様で積極的な意見収集
市長への手紙や電子メールなどでの意見収集のほか、市内各所に出向き、市民の声を直接聴くことなどにより、積極的に市民の意見を把握します。	

②	庁内連絡体制の強化
市民からの意見などに対し、適切かつ迅速な対応が可能となるよう体制を強化します。	

③	公正・中立な機関による苦情の処理
行政の仕事に対して申し立てのあった苦情については、 <b>行政苦情等調整委員制度</b> において、公正・中立的に審議します。	

### 7. 施策指標

指標名	現状値	目標値	備考
	H26	H32	
市長への手紙受付件数（件）	<u>145</u>	<u>175</u>	
eメール要望・問い合わせ受付件数（件）	<u>348</u>	<u>410</u>	
市民の提言を把握する機会の提供数（機会）	<u>6</u>	10	<b>指標説明：どこでも市長室、市長と話そうなどの開催回数</b>